

厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業

視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査

—— 報 告 書 ——

平成27年（2015年）3月

社会福祉法人日本盲人会連合

— 目 次 —

はじめに

第Ⅰ章 事業概要	1
1. 調査事業の概要	2
2. 事業の経過	4
第Ⅱ章 調査結果のまとめ	7
1. アンケート調査の結果と分析	8
(1) 当事者調査	8
(2) 行政調査	28
①同行援護・移動支援に関する調査	28
②移動の支援に関する調査	41
(3) 事業所調査	51
①同行援護事業所・移動支援事業所に関する調査	51
②歩行訓練施設に関する調査	63
③盲学校に関する調査	66
2. ヒアリング調査の結果と分析	69
(1) 当事者ヒアリング	69
(2) 行政ヒアリング	71
(3) 事業所ヒアリング	74
3. 考察	76
第Ⅲ章 提言	83
委員名簿	86
附則	87
1. アンケート調査票	89
(1) 当事者	90
(2) 行政	100
(3) 事業所・歩行訓練施設・訓練士養成機関・盲学校	106
2. アンケート集計結果	115
(1) 当事者	115
(2) 行政	125
(3) 事業所・歩行訓練施設・訓練士養成機関・盲学校	151

編集後記

はじめに

平成 23 年 10 月から重度視覚障害者同行援護事業がスタートしました。そしてその際に、従来の移動支援事業従事者を新規事業である同行援護事業の従事者に移行させるため、平成 26 年 9 月を期限として事業所指定の例外規定の特例を設けて、事業の推進を図ってきました。しかし残念ながら、この 3 年間のうち同行援護事業従事者の養成は十分には進まず、そのため経過措置としての例外規定を、平成 30 年 3 月まで大幅に延長せざるを得ないところに現状を見ることができます。

移動支援事業は、歴史的経過から見ても外出時における「手引き」を基本においた制度として発展してきましたが、同行援護事業は、単にこれまでの移動支援事業を個別給付（自立支援給付）に位置付けただけでなく、視覚障害者の外出時における情報保障を中心とした支援として、位置付けを受ける制度としてスタートしました。したがって、今日においては、個別給付としての同行援護事業の特徴ないし機能を十分に発揮させていくための、問題点の整理や発展の方向性を示すことが必要であると同時に、地域生活支援事業としての移動支援事業についても、その特徴とも言うべき、地域の特性や柔軟性を持った制度としての発展性を考えることが必要です。そして、その両者が、時には補完し合い、あるいは両制度が相まって、視覚障害者の日常生活及び社会生活を支える体系を確立することが必要です。

今回の調査研究は、その点で視覚障害者の外出時における「移動の支援」を全体的にとらえ、一方では同行援護事業が抱える問題点を整理し、今後の制度充実に向けた提言を行うことができましたし、中山間地域を含め全国の実情を把握することによって、移動支援事業をも十分に活用しながら、視覚障害者の自立と社会参加を支えるための制度づくりを考える大きな力となりました。

同行援護事業が自立支援給付として位置付けられ、全国一律の制度となった今日においても、自治体による理解が不十分であったり、財政的な制約をも含め自治体による独自の判断が入り込んでいるため、「地域間格差」とも言うべき運用上の相違が生じていることも事実です。それらの課題を克服するための取組みも引き続き重要ですが、さらに先を見て、同行援護事業を中心とする外出保障（移動の支援）がより充実した制度となるために、本調査が力となることを切に願う次第です。

この調査研究に携わっていただいた委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力いただいた視覚障害者、事業者及び自治体等に対し改めてこの場を借りてお礼を申し上げます。

第 I 章 事業概要

1. 調査事業の概要

事業名

視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査事業

調査の目的

視覚障害者の外出保障として、平成23年10月より同行援護が制度化され3年が経過しようとしているが、依然として移動支援事業は一定の地域において継続実施されている。その理由には、供給体制が整わないために同行援護に移行できない実態や、移行することが視覚障害者の外出保障や、事業所の安定経営において支障があると、自治体の判断による。

また、視覚障害者の移動支援事業を存続させている自治体でも、移動支援従事者養成研修は行わず、同行援護従業者養成研修を活用しているところが多いと思われる。だが同行援護従業者養成研修の開催は、地域間格差があるだけでなく、全国的に不足している現状があることから、今後の移動支援事業継続についても人材確保の不安がある。

このように視覚障害者の外出保障については、同行援護と移動支援事業を一体的に把握・検討することが重要との認識のもとに、都市部とそれ以外の地域差の実態も踏まえて分析し、課題整理を行う。

調査方法

◆アンケート調査

(1) 自治体

下記の110の自治体を対象とし、郵送にてアンケートを実施。

- ①都道府県 (47)
- ②政令指定都市 (20)
- ③中核市 (43)

(2) 視覚障害当事者

秋田県、新潟県、兵庫県、神戸市、愛知県、名古屋市、広島県、広島市、宮崎県に在住の、300人の視覚障害当事者を対象に、郵送とメールにてアンケートを実施。

(3) 事業所

秋田県、新潟県、愛知県、兵庫県、広島県、宮崎県に所在する 120 ヶ所の事業所（各県 20 ヶ所）を対象に、郵送にてアンケートを実施。

(4) 歩行訓練施設及び歩行訓練事業所に対するアンケート調査

全国の 69 の歩行訓練施設及び歩行訓練事業所を対象に、郵送にてアンケートを実施。

(5) 盲学校に対するアンケート調査

全国の 68 の盲学校を対象に、郵送にてアンケートを実施。

(6) 歩行訓練士養成機関に対するアンケート調査

代表的な養成機関の 2 ヶ所を対象に、郵送にてアンケートを実施。

◆ヒアリング調査

(1) 自治体

秋田県庁、秋田市役所、新潟県庁、新潟市役所、兵庫県庁、神戸市役所、広島県庁、広島市役所、宮崎県庁、宮崎市役所の合計 10 ヶ所を対象に実施。

(2) 視覚障害当事者

秋田県、新潟県、神戸市、広島市、宮崎県に在住の視覚障害当事者を対象に実施。

(3) 事業所

秋田県、新潟県、神戸市、広島市、宮崎県に所在する事業所を対象に実施。

調査期間

平成26年10月14日(火)～10月31日(金)

回収結果

(1) 都道府県	32/47 (回収率 68.1%)
(2) 政令指定都市	19/20 (回収率 95%)
(3) 中核市	32/43 (回収率 74.4%)
(4) 当事者	103/300 (回収率 34.3%)
(5) 事業所	59/120 (回収率 49.2%)
(6) 歩行訓練施設及び歩行訓練事業所	45/69 (回収率 65.2%)
(7) 盲学校	47/68 (回収率 69.1%)
(8) 歩行訓練士養成機関	2/2 (回収率 100%)

2. 事業の経過

平成26年8月から平成27年3月までに、下記のとおりを検討委員会を開催し、調査を実施した。

第1回検討委員会	期日：平成26年8月21日(木) 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：調査目的の確認、内容の確定とアンケート(案)の作成、ヒアリングのスケジュール
アンケート調査期間	期間：10月14日(火)～10月31日(金)
第1回作業部会	期日：平成26年11月18日(火) 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：アンケート集計結果の確認と分析
秋田県ヒアリング	期日：平成26年12月10日(水)
宮崎県ヒアリング	期日：平成27年1月9日(金)

第2回検討委員会	期日：平成27年1月15日（木） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：現地ヒアリング調査結果報告と今後の予定、アンケート調査結果の報告、事業報告書の目次（案）の検討と執筆者の選定、今後のスケジュール（案）
第2回作業部会	期日：平成27年1月15日（木） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：報告書の執筆内容の確認
新潟県ヒアリング	期日：平成27年1月27日（火）
兵庫県ヒアリング	期日：平成27年1月28日（水）
広島県ヒアリング	期日：平成27年2月4日（水）
第3回検討委員会	期日：平成27年3月6日（金） 場所：東京都盲人福祉センター 研修室 議事：報告書（案）の確認

第Ⅱ章 調査結果のまとめ

1. アンケート調査の結果と分析

(1) 当事者調査

現地ヒアリングを行う6県に在住の社会福祉法人日本盲人会連合（日盲連）加盟9団体144名、一般社団法人日本網膜色素変性症協会（JRPS）60名、弱視者問題研究会（弱問研）60名、社会福祉法人全国盲ろう者協会（盲ろう者協会）36名の合計300名を対象にアンケートを実施した結果、103名からの回答があった（回答率34.3%）。

(1) - 1 回答者の基本調査

回答者の構成としては、男女ほぼ半数で、50代から70代が9割を占めている。全盲と弱視の割合は概ね6対4であり、うち聴覚との重複が8人含まれている。県庁所在地の居住者が4割である。

1) 年齢

	回答	人数	比率
1	20歳未満	0人	0.0%
2	20代	1人	1.0%
3	30代	2人	2.0%
4	40代	3人	3.0%
5	50代	29人	28.1%
6	60代	42人	40.7%
7	70代	23人	22.2%
8	80代以上	2人	2.0%
9	未回答	1人	1.0%
	合計	103人	100.0%

2) 性別

	回答	人数	比率
1	男性	56人	54.4%
2	女性	47人	45.6%
	合計	103人	100.0%

3) 視覚障害程度

	回答	人数
1	全盲	63人
2	弱視	36人
3	重複（うち聴覚）	11人（8人）
4	無回答	4人

4) 居住地域

	回答	人数	比率
1	秋田県 （うち秋田市）	12人 (4人)	11.6% (3.8%)
2	新潟県 （うち新潟市）	9人 (4人)	8.7% (3.8%)
3	愛知県 （うち名古屋市）	22人 (13人)	21.4% (12.6%)
4	兵庫県 （うち神戸市）	22人 (8人)	21.4% (7.8%)
5	広島県 （うち広島市）	22人 (9人)	21.4% (8.7%)
6	宮崎県 （うち宮崎市）	16人 (3人)	15.5% (2.9%)
	合計	103人	100.0%

(1) - 2 外出について

5) 外出頻度

	回答	人数	比率	うち弱視
1	ほぼ毎日	35人	34.0%	18人
2	週に3~4回	40人	38.7%	11人
3	週に1~2回	25人	24.3%	7人
4	月に数回	2人	2.0%	0人
5	ほとんどしない	1人	1.0%	0人
	合計	103人	100.0%	36人

週に3回以上、外出している人が7割で、弱視者では8割であった。

週に2回以下の28人のうち、県庁所在地以外に在住者が、22人であった。県庁

所在地以外の市町村・山間地域は、移動手段の問題やガイドヘルパーの供給体制が関係していると思われる。

6) 主な外出目的（多い順に3つ選択）

	回答	人数	うち弱視
1	通院	32人	14人
2	通勤	25人	8人
3	通学	3人	0人
4	買物	56人	21人
5	親戚・友人・知人宅	9人	6人
6	役所などの行政機関等	16人	5人
7	銀行等の金融機関	13人	2人
8	余暇活動	53人	18人
9	団体等の会議・催し	60人	22人
10	デイサービスなどの福祉施設	4人	1人
11	福祉施設	10人	3人
12	その他	3人	0人

週に3回以上、外出している75人の外出目的で多かったのは、団体等の会議・催し（42人）、買物（41人）、余暇活動（38人）、通勤（20人）、通院（19人）の順であった。「月に数回」と、「ほとんどしない」と回答した3人の外出目的には、余暇活動は含まれておらず、団体等の会議・催し（3人）、通院（2人）、買物（2人）、通勤（1人）の順であり、外出保障が十分になされているとは感じられない。

(1) - 3 ガイドヘルパー制度

7) ガイドヘルパー制度の利用について

	回答	人数	比率	うち弱視
1	利用している	74人	71.8%	18人
2	利用していない	28人	27.2%	17人
3	無回答	1人	1.0%	1人
合計		103人	100%	36人

全体では、7割の人がガイドヘルパー制度を利用しているが、弱視者は半数が利用していないことがわかる。外出保障を担保する手段としては、ガイドヘルパー制度による移動の支援が全てではないことがうかがえる。

8) 利用しない理由

回答		人数	比率	うち弱視
1	単独で外出ができる	15人	53.6%	12人
2	ほとんど外出しない	0人	0.0%	0人
3	地域に事業所がない	2人	7.0%	2人
4	利用する申込みが面倒	2人	7.0%	1人
5	利用方法がわからない	0人	0.0%	0人
6	希望の内容で利用できない	1人	4.0%	0人
7	その他	5人	17.8%	2人
8	無回答	3人	10.6%	0人
合計		28人	100.0%	17人

※その他の回答

- ・家族や友人と外出している（5人）

ガイドヘルパー制度を利用していない28人のうち、15人は単独で外出ができる人であり、その多くは弱視者だった。移動の支援の在り方を考える時、この単独歩行の人への支援も考えなければならない。

また、ガイドヘルパーを利用しなければ外出できない人がいるのに、その地域に事業所がないという問題が判明した。

9) 利用しているガイドヘルパー制度

回答		人数	比率	うち弱視
1	移動支援のみ	11人	14.9%	3人
2	同行援護のみ	47人	63.5%	9人
3	移動支援と同行援護の両方	13人	17.6%	6人
4	その他	2人	3.0%	0人
5	わからない	1人	1.0%	0人
合計		74人	100.0%	18人

※その他の回答

- ・通訳・介助員

6 県全てで、視覚障害の移動支援制度が利用されており、同行援護の制度に移行してない地域もあるようだ。また、愛知県、兵庫県、広島県、宮崎県では、外出目的による移動支援と同行援護の併給がなされていて、自治体が視覚障害者の外出保障を真に考えていることがわかる。

10) 希望申請時間の取得の可否

回答		人数	比率	うち弱視
1	もらえている	59人	79.7%	12人
2	もらえていない	11人	14.9%	5人
3	どちらともいえない	4人	5.4%	1人
合計		74人	100.0%	18人

11) 希望時間と支給時間

支給時間		人数	もらえている	もらえていない	どちらともいえない
1	4～10時間	6人	4人	1人	1人
2	11～25時間	7人	5人	1人	1人
3	26～50時間	28人	21人	5人	2人
4	51～69.5時間	18人	14人	4人	0人
5	70～96時間	10人	10人	0人	0人
6	無回答	5人	5人	0人	0人
合計		74人	59人	11人	4人

希望する時間と支給時間の関係を見ると、8割が「希望時間どおりもらえている」と回答している。その支給時間は4時間から96時間まで様々であり、単独で移動ができる人と、ガイドヘルパー制度を利用しないと移動がままならない人とで、必要とする支給時間は当然違う。自治体は画一的な支給をするものでなく、利用者本人の真の要望を聞くことができれば、本人の満足度が上がることがわかる。「もらえていない」と回答した11人は、希望時間の半分から8割の支給時間になっている。

県別にみても、秋田県は、全員「もらえている」と回答しているが、4時間から25時間までの総じて低い支給時間であり、県民性なのか同行援護の制度が浸透していないのか判断できない。

新潟県と愛知県は、全員が「希望どおりもらえている」と回答している。特に、新潟市と名古屋市は、支給時間が50時間以上の人数も多く見られ、自治体の理解度が高いことがわかる。

兵庫県は、4分の1の人が「もらえていない」と回答しており、希望の半分の支給時間の人もみられる。

広島県では、広島市については殆どの人が80時間支給されていて自治体の理解度が高いことがわかる。広島市以外は、50時間以下が多く「もらえていない」の回答も3人あった。

宮崎県は、宮崎市以外の地域でも支給時間が多いという傾向がみられ、聞くところによると、中心地域以外の人の方が、中心部に移動するために、時間がより必要になるという自治体の理解度が極めて高いと思われる。

1 2) ガイドヘルパーとの主な外出先 (3 つまで選択)

回答		人数	うち弱視
1	通勤・通学	7 人	0 人
2	通院	22 人	6 人
3	買物	45 人	12 人
4	親戚・友人・知人宅	3 人	1 人
5	役所などの行政機関等	20 人	3 人
6	銀行等の金融機関	10 人	1 人
7	団体等の会議・催し	50 人	13 人
8	デイサービスなどの福祉施設	16 人	0 人
9	余暇活動	33 人	11 人
10	その他	0 人	0 人

1 3) ガイドヘルパー制度を利用で認めてほしいこと (複数回答あり)

回答		人数	うち弱視
1	通勤	11 人	2 人
2	通学	4 人	1 人
3	通院	17 人	3 人
4	日曜礼拝等の宗教活動	7 人	1 人
5	その他	21 人	6 人

※その他の主な回答

- ・ 1 泊などの宿泊を伴う会議や旅行 (3 人)
- ・ 県外での利用を認めてほしい(2 人)
- ・ 利用する時間が長いので 2 人のガイドヘルパーにお願いしたい
- ・ 車での移動
- ・ 緊急の対応 (2 人)
- ・ 団体活動や地域活動 (4 人)
- ・ 家族の通院に付き添う時 (1 人)
- ・ 入院中の外出

家族の支援が受けられない視覚障害者にとっては、通勤・通学の移動の支援の有無は、働く権利・学ぶ権利を左右する重要な問題である。弱視者は、通年かつ長期の外出への対応力が高いこともうかがえる。同行援護の制度の中で、誰もが全ての外出の保障を受けられる様に制度を見直すか、一部の地域が実施している移動支援事業のように、同行援護ではできない移動の支援に対する理解を、他の地域でも切にお願いしたい。

同行援護で認められている通院や日曜礼拝等が「認めてほしいこと」に多く回答されている。団体活動や地域活動、宿泊を伴う外出、県外での利用なども含め、関係者の理解不足が原因と思われる。2年から3年で自治体の担当者が異動することによる理解不足や、視覚障害当事者や事業所の認識不足も考えられることから、国からわかりやすい事例等を示す必要性を感じる。

14) 事業所にガイドヘルパーの派遣を断られた経験

	回答	人数	比率
1	ある	24人	32.4%
2	ない	49人	66.2%
3	無回答	1人	1.4%
	合計	74人	100.0%

15) 派遣を断られた理由（複数回答あり）

	回答	人数
1	ガイドヘルパーとの調整ができなかった	17人
2	夜間・早朝等でガイドヘルパーと調整できなかった	4人
3	ガイドヘルパーを派遣できない地域	2人
4	定期的に催しているものと判断された	1人
5	派遣時間が長くて調整ができなかった	4人
6	その他	2人

※その他の回答

- ・視覚障害者を受け入れない事業所が多い

16) 派遣を断られた際の対応

	回答	人数
1	別の事業所を紹介してもらった	4人
2	外出することをあきらめた	8人
3	タクシーを利用した	7人
4	一人で頑張って外出した	6人
5	その他	7人

※その他の主な回答

- ・家族や友人に頼んだ (5人)
- ・他の事業所に頼んだ

17) 新規の契約を断られた経験

	回答	人数	比率
1	ある	5人	6.8%
2	ない	63人	85.1%
3	無回答	6人	8.1%
	合計	74人	100.0%

18) 契約事業所数

	回答	人数	比率
1	1ヶ所	51人	68.9%
2	2ヶ所	19人	25.7%
3	3ヶ所	4人	5.4%
4	4ヶ所	0人	0.0%
5	その他	0人	0.0%
	合計	74人	100.0%

19) 制度を利用して特に良かったこと（複数回答あり）

回答		人数
1	安心して外出することができる	59人
2	家族の負担が減った	30人
3	社会参加する機会が増えた	30人
4	ガイドヘルパーと交流することができた	12人
5	見えなくても生きようとする意欲が持てるようになった	11人
6	ガイドヘルパーから色々な情報が得られるようになった	17人
8	講習会や訓練など新たなチャレンジのきっかけになった	16人

20) 制度で改善してほしいこと（複数回答あり）

回答		人数
1	支給時間数増	22人
2	事業所・ガイドヘルパー数増	33人
3	利用範囲の拡大	36人
4	車利用	40人
5	ガイドヘルパーの情報提供や誘導技術の向上	26人
6	その他	3人

※その他の主な回答

- ・ガイドヘルパーの体力づくり
- ・制度の緩和（中抜きをなくす等）
- ・車利用時も支給時間としてほしい
- ・サービス提供者が管理するガイドヘルパーの数を増やしてほしい
- ・治療やリハビリ等、見守りができないようなときも支給対象にしてほしい
- ・夜間活動や交流会の手話講習会などにガイドヘルパーを派遣してほしい

21) 登録している事業所における緊急時のガイドヘルパー派遣

回答	人数	比率
1	してくれる	26人 35.1%
2	してくれない	4人 5.4%
3	わからない	43人 58.1%
4	無回答	1人 1.4%
合計		74人 100.0%

2 2) 早朝や夜間等のガイドヘルパー派遣

	回答	人数	比率
1	派遣してくれる	35人	47.3%
2	派遣してくれない	5人	6.8%
3	わからない	34人	45.9%
	合計	74人	100.0%

2 3) 派遣できない理由（複数回答あり）

	回答	人数
1	ガイドヘルパーの不足	3人
2	移動手段がない	0人
3	事業所の運営時間外	5人
4	その他	0人

2 4) 地域の特性に応じたガイドヘルパー派遣の内容（自由記述）

- ・公共交通機関が少ないため、地域の福祉有償制度を利用して移動している
- ・地元の祭礼に参加する際の練習、会議、各大会のイベントへの参加等
- ・町内において、社協の車が利用できる（ガソリン代無料）。家を出てから帰った時間までの時間を請求。他の事業所では県内どこでも車利用ができる。1km30円で、車の移動時間は同行援護の時間に含まれない

2 5) 住んでいる地域であったらよいと思う移動の支援（自由記述）

- ・事業所やガイドヘルパーの車での送迎（15人）
- ・他市町村での利用について、個人が交渉するのではなく、事業所間で調整しあってガイドヘルパーを派遣してほしい
- ・規制を緩和して、ガイドヘルパーが自宅に上がれるようにしてほしい。電気・ガス・戸締りなどを見てもらえば確実にできる
- ・買物は2週間前の申請なので、急に必要な時は断念している
- ・県外（隣町）への移動をしたい

26) 別の都道府県でガイドヘルパーを利用した際、特によかった点（自由記述）

- ・事前に目的を伝えておくと、ルートや関連の情報なども教えてもらえて、時間を有効に活用することができた
- ・初めて行く場所でも安心して移動ができて心強かった
- ・手続きが簡単で、ガイドヘルパーの対応がとても良かった
- ・エスカレーター等の手引きの仕方が良かった
- ・他のところで、知らない人と交流ができて良かった
- ・交通機関は駅員の誘導でなんとかなるが、買物・余暇活動には、その地域のガイドヘルパーが不可欠と感じた

27) 移動支援事業のグループ支援を受けているか

	回答	人数	比率
1	受けている	2人	2.7%
2	受けていない	63人	85.1%
3	無回答	9人	12.2%
	合計	74人	100.0%

28) グループ支援の内容（自由記述）

- ・盲ろう者ヘルパーと同行して通訳など
- ・余暇活動

29) ガイドヘルパー制度への意見（自由記述）

- ・公共の交通機関が不便な地域では、事業所の車に利用者が乗車できるようにしてほしい（2人）
- ・手続きが面倒。当日というわけにはいかず、数日前から申し込まなければならない
- ・利用者に歩行訓練も同時に行うと良いと思う
- ・ガイドヘルパーだけに頼るのではなく、誰にでも（隣近所等）に支援してもらえる制度にしてほしい
- ・時間的に制限がなく、行きたい時、行きたいようにできたらうれしい
- ・ガイドヘルパーと一緒に行動しているのに、中抜きが納得できない
- ・制度上では大丈夫なことでも、事業所の体制が整っていないことが多いので、どうにかならないものかと思う
- ・宿泊、食事の負担が大きすぎる
- ・事業所の経営が楽になるとともに、ガイドヘルパーの時給が上がって、ガイドヘルパーが定着するように報酬単価を上げてほしい

- ・利用者負担が高いので利用を制限している。外出を控えている。年金生活者の私には子どもの収入があるので利用者負担があるそうだが、自分に収入がないのにおかしいと思う
- ・支給時間を増やしてほしい。2人にしてほしい。「盲ろう者用」のガイドヘルパー（通訳を含む）（3人）
- ・視覚障害者にとっては、なくてはならない事業なのに、地域格差がでていることが残念（5人）
- ・緊急時には、夜間・早朝を問わず派遣してほしい
- ・利用者負担額の無料化
- ・郊外への外出時の支給時間の拡大
- ・もっと障害者のニーズにあったサービスをしてほしい
- ・視覚障害者対応の報酬を上げてほしい（ほとんどの事業所は割のいい仕事しかない）
- ・守秘義務を守ってほしい
- ・良い質のガイドヘルパーを育てられる制度がほしい（2人）
- ・団体活動等の会で、複数支援があると助かる
- ・グループ支援をしていると聞くが、どのようにしているか疑問。見えないからわかってないだけでは

設問14以降は、ガイドヘルパー制度としての移動の支援が機能しているかどうかの設問となっている。

設問14において、3人に1人が「事業所にガイドヘルパーの派遣を断られたことがある」と回答している。その理由として、設問15で「ガイドヘルパーとの調整がつかず、派遣を断られている」ケースが圧倒的に多く、ガイドヘルパーの供給が不足していることがうかがえる。設問16で、ガイドヘルパーの派遣を断られた時の対応として「外出をあきらめた」が最も多かった。このことから、現行のガイドヘルパー制度は、必要としている人たちの外出保障としては、未だ十分に機能できていないことがわかる。「タクシーを利用した」と答えた人が次に多いが、障害年金を主な収入源としている利用者が多い中で、「決して安くはないタクシー代を支払ってでも外出したい、しなければならない」というニーズに、ガイドヘルパーによる移動の支援が応え切れていないことがうかがえる。

ただ、設問19から、利用している74人中59人（約8割）が「安心して外出することができる」と答えており、ガイドヘルパー制度が、視覚障害者が安心して外出することに貢献している制度であることがわかる。

設問24以降の自由記述の中に、同行援護の制度の中での事業所の運営上の理由による問題点や、ガイドヘルパーが不足している原因がうかがえる。

設問 26 で、別の都道府県で他事業所のガイドヘルパーを利用し、満足している記述が多く見られ、個別給付化された同行援護制度による他の地域での移動の支援ができてい一方、事業所の対応によって、遠方や県外への外出ができてない記述もみられた。割のいい仕事しかしない、サービス提供責任者の管理するガイドヘルパー数を増やしてほしい、などの事業所の特性や人員配置基準に関係する記述もみられた。

居宅介護が中心の事業所にとっては、定期的で短い外出目的には対応できても、急な依頼や遠方への外出、長時間の外出などには、運営方針上、対応できないところが多い。移動支援を中心とする事業所は、契約利用者数は多くても、外出の頻度は人それぞれで、経営が安定しない。新規の契約や外出の依頼が断られるのは、制度の特性が違えば、事業所の特性も違うのに、人員配置基準は同じというところに問題点があるのではないか。また、居宅介護とは違い、他の都道府県からの移動の支援依頼もあるのが同行援護の制度であって、この依頼を事業所が配置基準を理由に断っているのは、外出保障が全く担保されない制度になってしまうこともあり、移動支援を中心とする事業所の基準の見直しが必要ではないか。

ガイドヘルパーの不足には、報酬単価が低いという根本的な問題のみならず、時間的拘束はされているのに報酬がもらえない「中抜き」や、時間的拘束は 2 倍になるのに半分の報酬しかもらえない「片道の支援」、送迎に時間と交通費を要する「短時間の移動の支援」という問題もある。ガイドヘルパーの拘束時間が考慮されない報酬への不満について、利用者が「頼んだ自分が悪い」と感じているのではないか、とも思える記述も見受けられ、利用者と支援者の信頼関係を脅かす、労働時間の問題を感じる。

制度への要望事項に多くみられるのは、利用者のニーズに合っているかという問題である。利用者のニーズに合った支給量になっているか、必要とする目的に合っているか、その地域の特性にあったサービスになっているかと、様々な問題が表面化されている。公共交通機関で移動がまかなえない地域にとっては、車移動が必須である。その移動の支援に対する補償がなければ、その地域でガイドヘルパー制度が成熟することはないことは明白である。

(1) - 4 白杖

30) 白杖の交付を受けた経験

回答		人数	比率	弱視
1	ある	62 人	60. 2%	22 人
2	ない	40 人	38. 8%	14 人
3	無回答	1 人	1. 0%	0 人
合計		103 人	100. 0%	36 人

3 1) 白杖の交付方法

	回答	人数
1	自治体から指定された白杖を交付してもらった	16人
2	歩行訓練士等の専門家に相談し、自分にあった白杖を交付してもらった	25人
3	用具販売所の店員からすすめられた白杖を交付してもらった	13人
4	その他	14人

※その他の回答

- ・ 自分で選び、自治体から交付を受けた (9人)
- ・ 視覚障害者団体に相談して交付を受けた (2人)

3 2) 白杖の長さに関する申請前の説明

	回答	人数	比率	弱視
1	受けたことがある	60人	58.3%	21人
2	受けたことはない	24人	23.3%	7人
3	無回答	19人	18.4%	8人
	合計	103人	100.0%	36人

3 3) 適切な白杖の使用法の説明

	回答	人数	比率	弱視
1	あった	79人	76.7%	24人
2	なかった	18人	17.5%	7人
3	無回答	6人	5.8%	5人
	合計	103人	100.0%	36人

3 4) 白杖の説明を受けた相手 (自由記述)

- ・ 歩行訓練士 35人
- ・ 視覚障害者協会 15人
- ・ 盲学校 12人
- ・ 病院 3人
- ・ 知人等 8人

35) 利用している白杖の長さ

回答		人数	比率
1	腰くらい	5人	4.9%
2	みぞおちくらい	27人	26.2%
3	わきの下くらい	58人	56.3%
4	それ以上	5人	4.9%
5	無回答	8人	7.7%
合計		103人	100.0%

36) 使用している白杖の数

使用数		人数
1	1本	14人
2	2本	36人
3	3本	28人
4	4本	8人
5	それ以上	7人

使用数 256 本中、交付された数は 83 本で、32.4%であった。

37) 使用の白杖の種類（複数回答あり）

回答		人数
1	直杖	28人
2	折りたたみ	90人
3	身体支持併用杖	4人

38) 白杖の交付に関する意見（自由記述）

- ・白杖は突発的な事故などでよく折れることから、耐用年数は除外してほしい（他 1 件）
- ・交付対象が直杖と折りたたみ式 1 本ずつだが、当事者が自由に選べるようにしてほしい
- ・申請から交付までの時間が長い
- ・対象の物と実際に使用したい物の格差が大きすぎる
- ・申請時に予備の白杖の説明をしっかりとしてほしい
- ・福祉では安価で重い杖なのでもっと軽いものを申請できるようにしてほしい
- ・常時 2 本まで所有できる制度にしてほしい
- ・負担なしにしてほしい

39) ガイドヘルパー利用時の白杖の携帯

	回答	人数
1	する	73人
2	しない	13人

白杖の交付状況の設問については、6割が「交付を受けたことがある」と回答しているにも関わらず、使用している数に対する交付された数は、34%という結果も見られ、耐用年数との関係がうかがえる。交付対象の種類や数についても、様々な意見があり、自治体ごとの違いがわかる。視覚障害者にとっては、交付時の申請に苦勞するため、申請しない人もいるが、そもそも制度を知らない人も見受けられる。手帳交付時に丁寧な情報提供が望まれる。

交付された白杖は、適切な長さや使い方を知らないと移動時における危険が伴うので、歩行訓練士による指導が一番有効な手段であることは言うまでもない。

また、ガイドヘルパー利用時に白杖の携帯をしないと回答している人が多くみられた。ガイドヘルパーを信頼しているとも理解できるが、ガイドヘルパーにとっては、周囲も気づいて配慮してくれることが安全につながっているため、不安要因になっている。

(1) - 5 歩行訓練

40) 歩行訓練士による歩行訓練を受けた経験

	回答	人数	比率	弱視
1	ある	63人	61.2%	16人
2	ない	38人	36.8%	18人
3	無回答	2人	2.0%	2人
合計		103人	100.0%	36人

41) 歩行訓練を受けていない理由（複数回答あり）

	回答	人数	弱視
1	訓練があることを知らなかった	4人	3人
2	有効性がわからない	0人	0人
3	受ける必要がない	14人	10人
4	受けられるところがない	4人	2人
7	盲学校や特別支援学校で訓練を受けた	7人	1人
8	その他	9人	2人

※その他の主な回答

- ・受ける時間がなかなかとれない
- ・訪問指導を希望しているが実施されていない
- ・歩行訓練士がいなかった

4 2) 歩行訓練に対して（受けていない人のみ）

回答		人数	弱視
1	受けたい	8人	3人
2	受けたくない	12人	6人
3	わからない	15人	7人
4	無回答	3人	2人
合計		38人	18人

4 3) 受けた際の問題点（受けた人のみ）

回答		人数	弱視
1	あった	6人	1人
2	なかった	51人	12人
3	無回答	6人	3人
合計		63人	16人

※主な具体例

<問題があった>

- ・手話通訳をつけてほしい
- ・歩行のマナーとか歩き方の訓練を受けたい
- ・受ける際というより、そのような制度があること自体、手帳交付を受けたときにもわからないし、病院でも教えてもらえなかった。もっと早く知っておれば、会社も辞めずに続けられたと思うし、その後の生活も変わっていたと思う

<問題はなかった>

- ・初心者レベルの研修でとても役立った
- ・自宅へ来てもらい自宅まで送ってもらった
- ・期間は1年間で、毎週訓練を受けられた

4 4) 歩行訓練の内容は満足だったか

回答	人数	弱視
満足だった	54人	13人
不満足だった	9人	3人

4 5) 満足だった理由 (自由記述)

- ・ 自宅や希望の場所で指導が受けられた。把握できるまで指導が受けられた (10 件)
- ・ 自分がよく利用する施設の周りとかを丁寧に教えてもらった
- ・ 肩幅に把握すればよいこと、塀にそって歩くこと、階段の歩き方など教えてもらうことができた
- ・ 白杖を安全安心に使うことができた

4 6) 不満足だった理由 (自由記述)

- ・ 時間が足りない
- ・ 様々なシーンを想定して訓練してもらえるとよいと思う
- ・ 自宅近くで訓練しなかった
- ・ 個別指導をしてほしかった
- ・ 訓練してもなかなか 1 人で行けるほどの自信はない

4 7) 歩行訓練の実施を知った方法 (複数回答あり)

	回答	人数
1	自治体の担当者に紹介してもらった	5 人
2	自治体発行の広報紙 (点字版・音声版・拡大文字版等) で知った	6 人
3	視覚障害者福祉施設の担当者から教えてもらった	24 人
4	視覚障害者福祉施設の広報誌 (点字版・音声版・拡大文字版等) で知った	13 人
5	歩行訓練士から教えてもらった	10 人

歩行訓練士による歩行訓練の状況を聞いてみると、「受けたことがない」が 4 割近くで、弱視者では半数以上という結果になっている。受けていない理由を見ると、「歩行訓練を受ける必要がない」が 14 人 (うち弱視者が 10 人) であり、必ずしも視覚障害者全員が、歩行訓練という移動の支援を必要としていないことがわかった。ただ「歩行訓練を受けられるところがない」の 4 人に加え、その他の「訪問指導を希望しているが実施されていない」や「歩行訓練士がいなかった」という意見から、地域によっては、そもそも歩行訓練を受けられる環境が整っていないことがわかる。

歩行訓練を受けたことがある 6 割については、8 割以上の方が、内容に満足していることがわかる。「満足していない」と答えた意見の内容も、時間が足りない等の意見であり、ここでも環境が整っていないことへの不満であることがわかる。訓練を受けた人で、「受ける際に問題があった」と回答した内容も、盲ろう者の場合の「手話通訳をつけてほしい」という意見であった。

特に印象深い意見としては「歩行訓練という制度があることを、自治体から手帳交付を受けた時にも、病院からも教えてもらえなかった」というものがあった。

「歩行訓練の実施をどのように知ったか」の問いでも、自治体からという回答は少なく、移動の支援をする入口の情報の支援がなされていないことがわかる。自治体は、視覚障害者の移動の支援の大切な手段である歩行訓練という制度に理解を示し、予算的補助や、視覚障害者に対する情報提供を考える必要性があるのではないか。

(1) - 6 相談

48) 日常生活において困った際に相談できる場所の有無

回答		人数	比率
1	ある	78人	75.7%
2	ない	19人	18.5%
3	無回答	6人	5.8%
合計		103人	100.0%

49) 相談できる場所（複数回答あり）

回答	人数
1 自治体の障害福祉課	34人
2 社会福祉協議会	22人
3 福祉団体	49人
4 その他	11人

※その他の主な回答

- ・同じ患者の仲間（4件）
- ・かかりつけの眼科医
- ・相談支援専門員

50) 相談できる場所がない理由

回答	人数
1 どこに相談していいかわからない	4人
2 相談する必要がない	5人
3 家族や友人等に相談している	11人
4 その他	2人

視覚障害者が相談できる場所について質問したところ、多くは福祉団体であったが、例えば障害者団体は、会員になって初めてつながるところであり、初期の段階では相談ができていないように思える。

相談支援専門員に相談することが今後増えていくとは思いますが、相談支援専門員の計画相談は、障害福祉サービスを受ける段階であって、相談支援専門員自体も、歩行訓練のことを知らない状況も見受けられる。障害者手帳を取得する初期の段階で、白杖の取得や歩行訓練につなげる部分の強化が必要ではないか。

視覚障害の場合、情報障害でもあることから、本人や家族からの相談を待つ支援事業ではなく、眼科医と自治体と歩行訓練などの専門機関との連携による、アプローチ型の支援が強化できると、白杖の使用割合も増え、それによる単独の移動も増えていくのではないか。

また、歩行訓練士が、同行援護等の福祉サービスに精通する相談相手になったり、その人の歩行能力をみながら、ガイドヘルパー制度などの福祉サービスにつなげたりなど、視覚障害者の移動の支援を考える中核として位置づけられるような、自治体が制度や予算を考えてほしいと思う。

(2) 行政調査

① 同行援護・移動支援に関する調査

全都道府県 47 ヶ所、全政令市 20 ヶ所、全中核市 43 ヶ所を対象にアンケート調査を実施した。その結果都道府県 32 ヶ所、政令市 19 ヶ所、中核市 32 ヶ所からの回答があった。(回答率は都道府県 68. 1%、政令市 95%、中核市 74. 4%) 結果は下記のとおり。

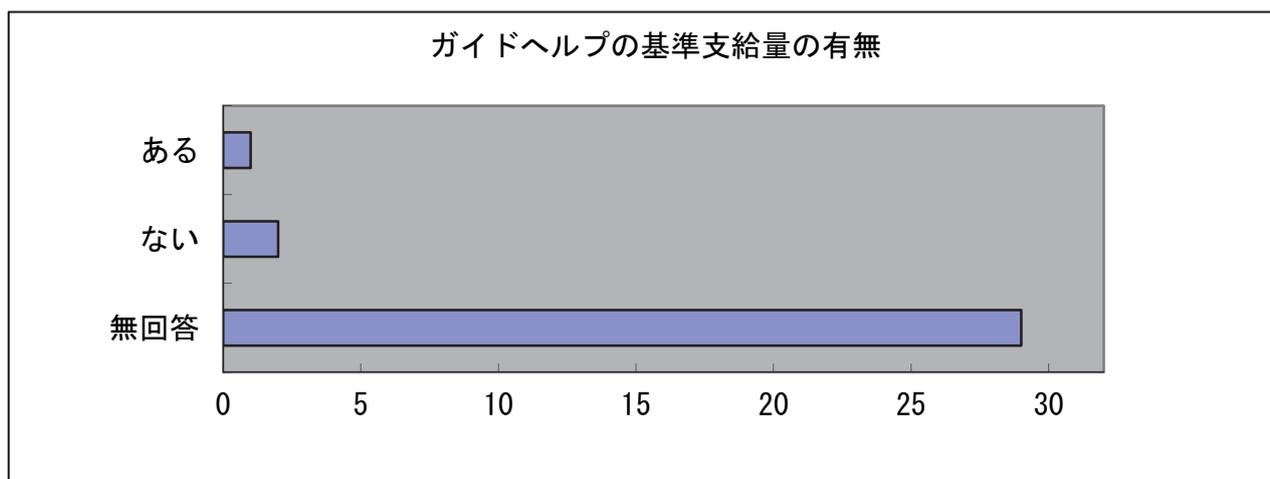
障害者割合については平均 6. 5%となり全国的に見ても揃っている。

①-1 都道府県 (32 ヶ所)

まず、移動の支援に関する設問に対しては、多くの都道府県が市町村事業と回答している。このことは事業主体が市町村へと移行したためである。しかし全国共通の同行援護、および移動支援の事業実態を知ることが今後の制度の改善につながることを考えると、実態を把握しておくべきであり、この把握の無さが、市町村ごとの独自性を必要な施策提言として活かされないと考えられる。

基準支給量に関しても無回答が 90%を越えており、移動の支援の必要な人がどの程度の外出を行っているかなど、視覚障害者・児の生活実態を知ることができないことは問題である。

その中で、宮城県や三重県では、同行援護事業がない場合は移動支援で対応している、などと答えているように、市町村の状況を多少でも把握できていることから、対応できる制度を活用できるようにしていると思われる。

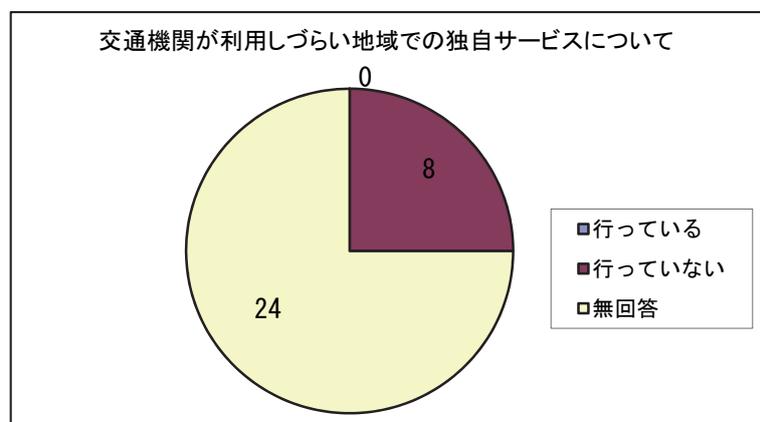
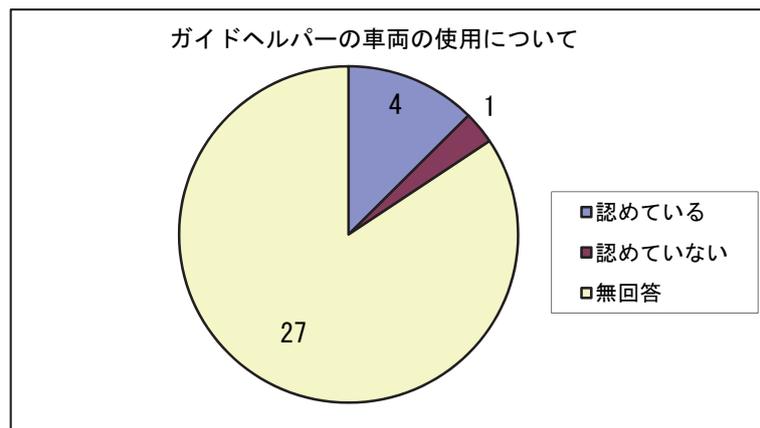


また、移動手段に関しても、地域特性を知っているからこそ宮城県・茨城県・香川県・岡山県では車両利用を認め移動困難者に対して支援している。茨城県におい

ては事業所や社協などの車両を認めていることを把握しているなど、制度の利用拡充を図ろうとする努力が見られる。

宮城県では、福祉タクシーの利用人数や利用時間まで詳細に管理していることから、移動手段の確保から普通の社会生活を送れるように支援している。

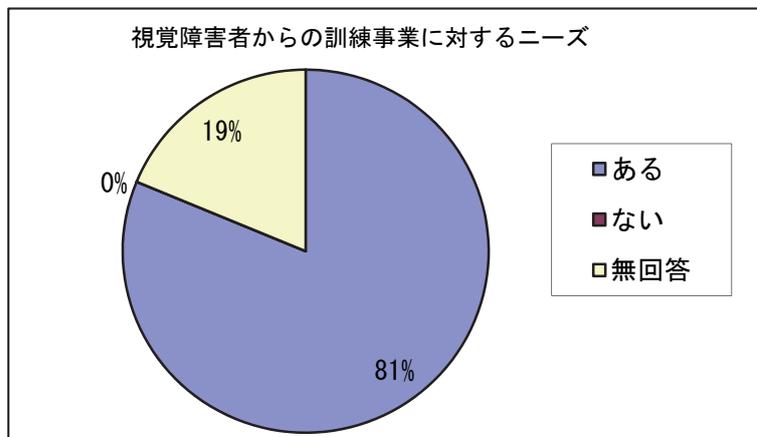
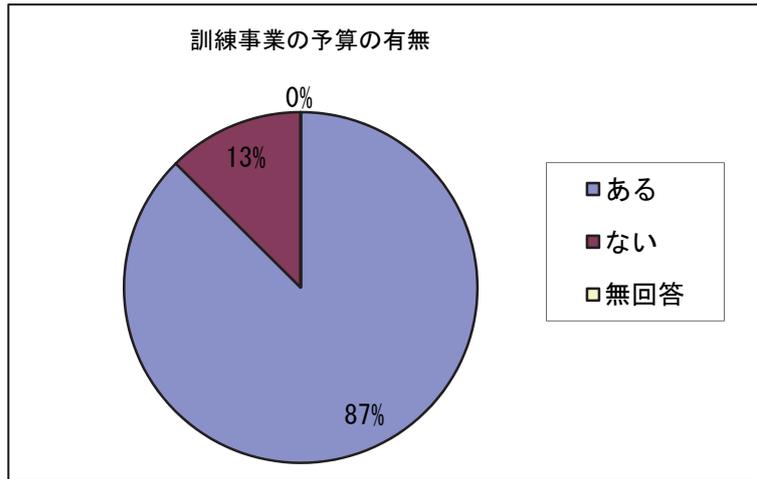
しかしながら独自支援に関しては消極的で、市町村事業では困難な状況を把握していれば補完制度、あるいは事業を考案し、市町村を支援することもできるが、そのような状況は全く見られない。



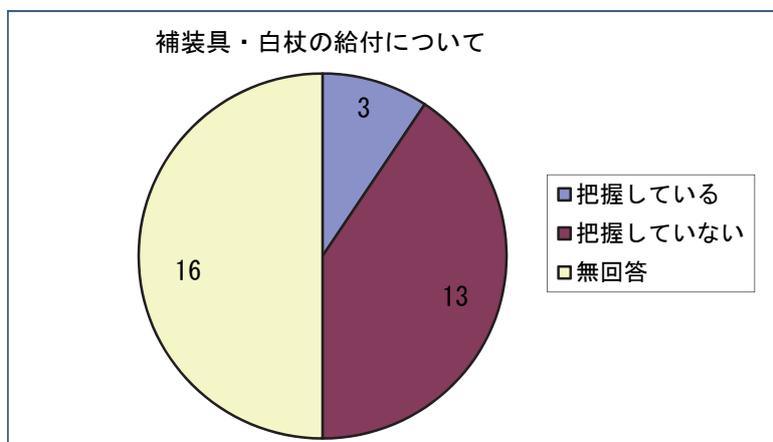
もっとも補完的なものとしては、訓練事業などが予算化されている。本調査でも87%が予算化されている。

そこから訓練のニーズありと回答していることは、外出の重要性や自立という考えを尊重しているからこそであるが、事業予算規模では平均約340万円程度であり、専門職等の人件費までまかなわれている金額ではなく、経費的支援が必要である。

別の調査報告でも指摘があるが、専門職の人材不足やその経費を賄う資格保障がないために雇用に結びついていない現状を垣間見る。また視覚障害者・児の特性である、視覚情報不足により情報提供の手法も考える必要がある。



補装具である白杖（盲人安全つえ）の交付に関しても把握していない、あるいは無回答の都道府県が半数を超えており、白杖の交付率に至っては宮城県仙台市のみが回答しているが、1. 1%とほぼ所持していないことがわかる。また適切な白杖の交付についても調査でも把握されていないことがうかがえる。



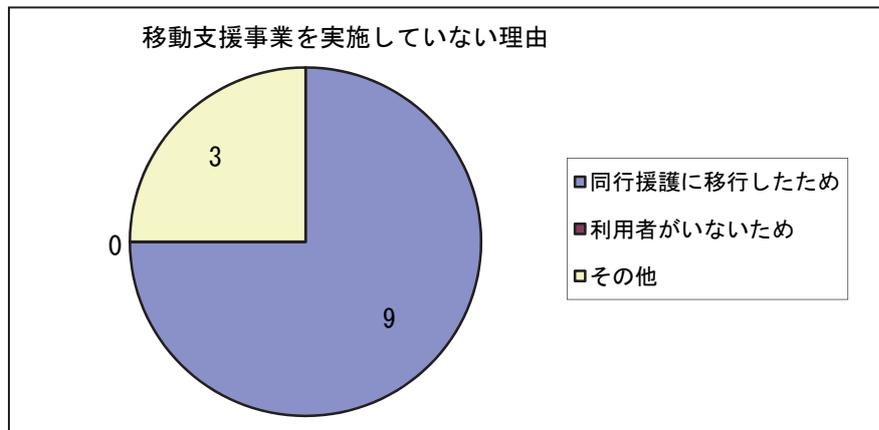
まとめとして、訓練事業については多くの都道府県が必要性とともに予算化しているが、移動の支援にかかる施策については、市町村事業という理由で把握しておらず、適切な移動の支援における様々な施策をミックスさせる手法を持っていないことが問題であり、課題である。

①-2 政令市（19ヶ所）

移動の支援にかかる様々なサービスが政令市では行われていることがわかるが、他の障害を併せ持つ人への移動の支援に関しては約14%で行われているのみである。

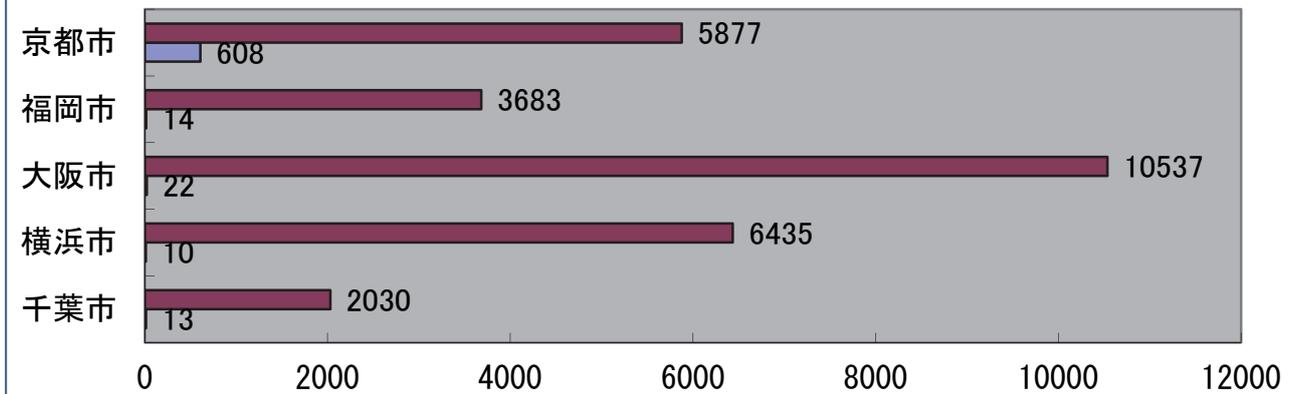
視覚障害にかかわらず実施している事業所数は7, 300を超えるが、視覚障害に特化している事業所は約20%と少ない。また札幌市においては1ヶ所であり人口規模に見合わないが、移動支援と同行援護を両方行うことにより、多くの利用者に事業所が対応していることがわかる。

実施していない理由については、仙台市・大阪市・神戸市・北九州市・静岡市などにおいて、同行援護事業と移動支援事業を同じように行っている事業所が0であることから、移動支援は視覚障害以外の利用者を対象にしていることがわかる。その理由として制度的に同行援護に移行したためと答えている政令市が9市にのぼる。



移動支援の支給決定者数では、不明と回答している2都市を除いてほぼ把握しているが、全体の視覚障害者・児数から見ると千葉市・横浜市・大阪市・福岡市などの1%未満から京都市のように10%を越えている都市もあり、周知不足、あるいは制度そのものが理解されていないこともわかる。その中で、通勤・通学等通年かつ長期の外出、外出に付随した居宅内の介助も認めると、利用者数は増えると考えている政令市がある。

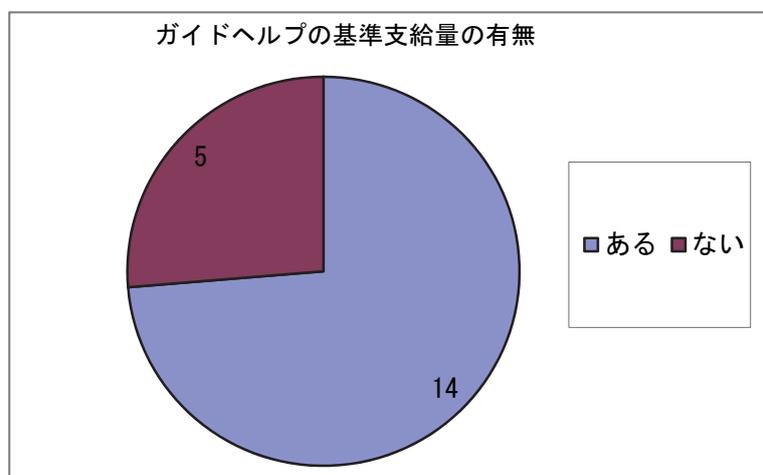
視覚障害者数における移動支援事業の利用者数

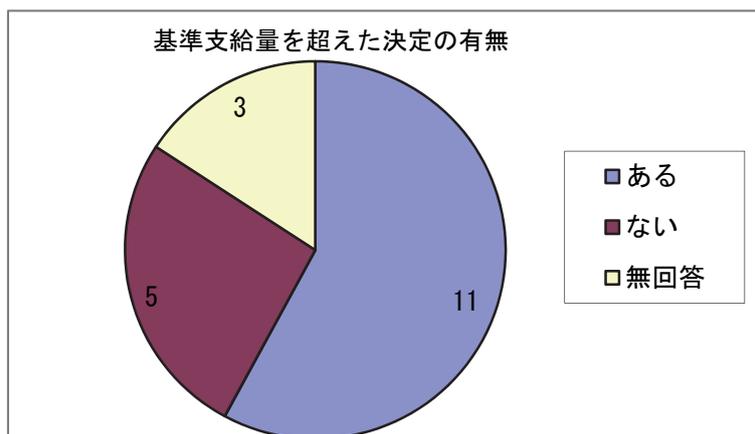


基準支給量については「ある」と答えている政令市が14市、「ない」と答えている政令市が5市と、おそらく明確な基準を持って運用していることが推測される。その基準量を超えた場合の対応として、14市のうち札幌市・名古屋市・岡山市の3市は対応なしと回答しており、実質支給量を超えた場合は実費対応となっている。しかし11市においては、超えた場合には柔軟な対応を行っている。

上限支給量についてはあると答えている政令市が14市、ないと答えている政令市が5市と同様の結果だが、千葉市・横浜市・神戸市・静岡市・京都市・高崎市の6市は基準を持ちながら上限を設定していないなど、社会生活により現実的な支給量を、審査会や定義を元に適切な運用をしていることがわかる。しかし上限を設定している政令市は、上限を超えた場合に対応できない状況があり、社会生活を営む上で必要な支給量となっているのか、また、実際に支給時間が足りている状況にあるのかは不明であり、調査する必要性を感じる。

ガイドヘルプの基準支給量の有無





利用者のニーズについては自由筆記であるが、回答されている政令市は2市のみであり、実態がわかる調査となっていない。本当にニーズの聞き取りを行っているのかは不明である。回答としては以下の内容になっている。

- ・外出に付随して必要になる居宅内での介助（外出準備等）
- ・通所や通学等、通年かつ長期の外出にも認められると、社会参加が促進されると思う。

などがある。

そして、同行援護と移動支援の組み合わせにより運用している政令市が6市あり、多くが以下の内容となっている。

- ・必要不可欠な場合の通学・通所支援
- ・心身障害者センターへの機能訓練について通所時利用可能（同行援護ではなく移動支援の支給決定）

ここで機能訓練等のサービスの利用の際に同行援護を利用すると、二重のサービス利用との考えがあると思われる。しかし、機能の向上のための訓練において利用者が増えることは、より自立できる人材を増やす意味で重要なサービスであり、こういったサービスの組み合わせを適切にすることが、総合支援法の目的となると考える。

車両の使用については、14市が認めているが、多くは道路交通法第4条・78条の許可を受けた福祉有償運送である。

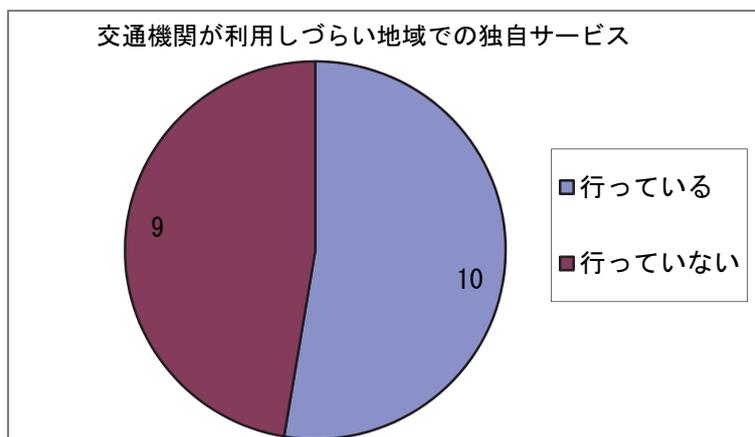
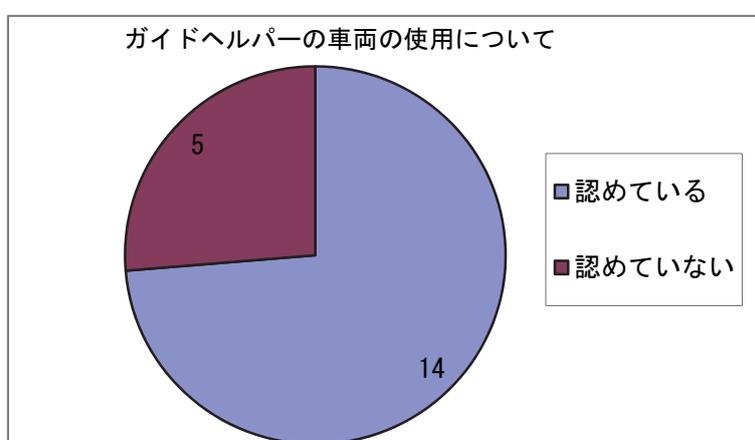
個人・事業所・行政や社協の車両が使用されているが、移動中の算定を行わないという条件のもと使用可としている。京都市においては有償運送の認可の有無は問わないとなっており、独自サービスとなっている。

そして、利用人数や時間に関しては把握しておらず、地域の実態や、移動の手段の確保においてはほかに案がなく、放置している状況が見える。

これを補完するために独自サービスを行っている政令市があり、自動車燃料費 3

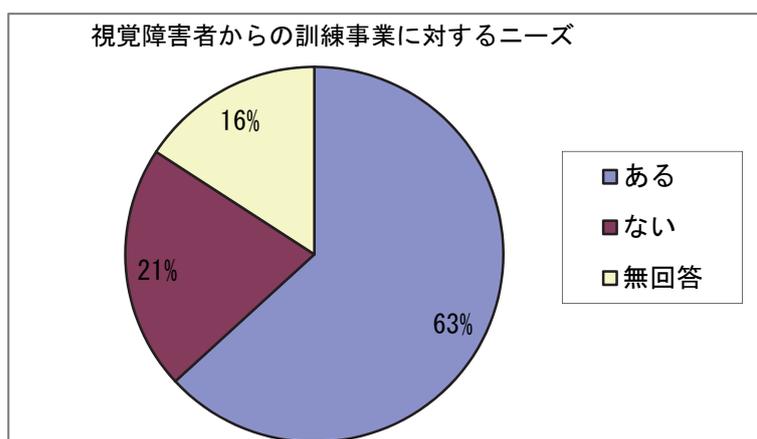
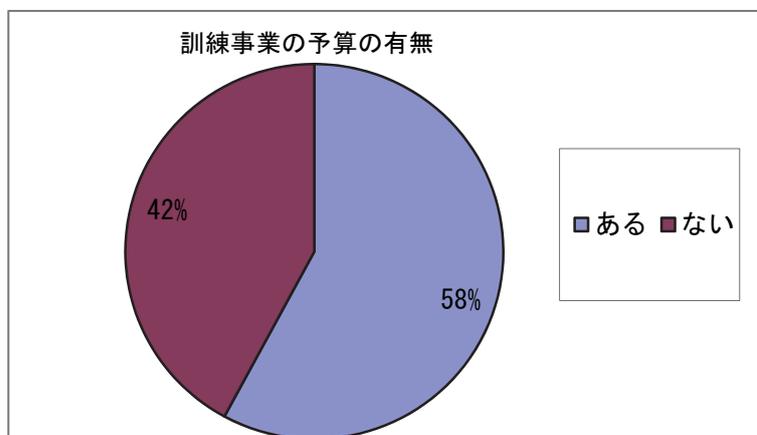
市（さいたま市・仙台市・新潟市）、公共交通の一部無料化3市（仙台市・神戸市・広島市）・タクシー券2市（横浜市・京都市）・福祉乗車証1市（神戸市）など行っている。また横浜市は移動情報センターを設置して、通学通所のグループ支援を行っているなど独自サービスを行っている。しかし全体的には内容としては不十分な状況であり、今後検討する必要があるが、障害者の社会参加推進という理由で行っている政令市が多く、これを理由に他の政令市も同様のサービスを行う道筋は見えてくる。9市の全く行っていない政令市への提言ともなりうる。

また、地域特性として通学通所のグループ支援を4市、福祉バスの運行を1市と、いずれも多数での利用の場合の補完を行っているが、個別支援であることが望まれる。



自立支援としての訓練事業等については別途報告されるが、58%の政令市で行われている。政令市という性質を考えると物足りなさを感じる。また予算規模も1人当たりの金額に定義も無く、実際どのように決定されているのか不明である。回数においても1回当たりの費用はまちまちで、リハビリテーションの意味を明確にして費用を算出することが必要である。

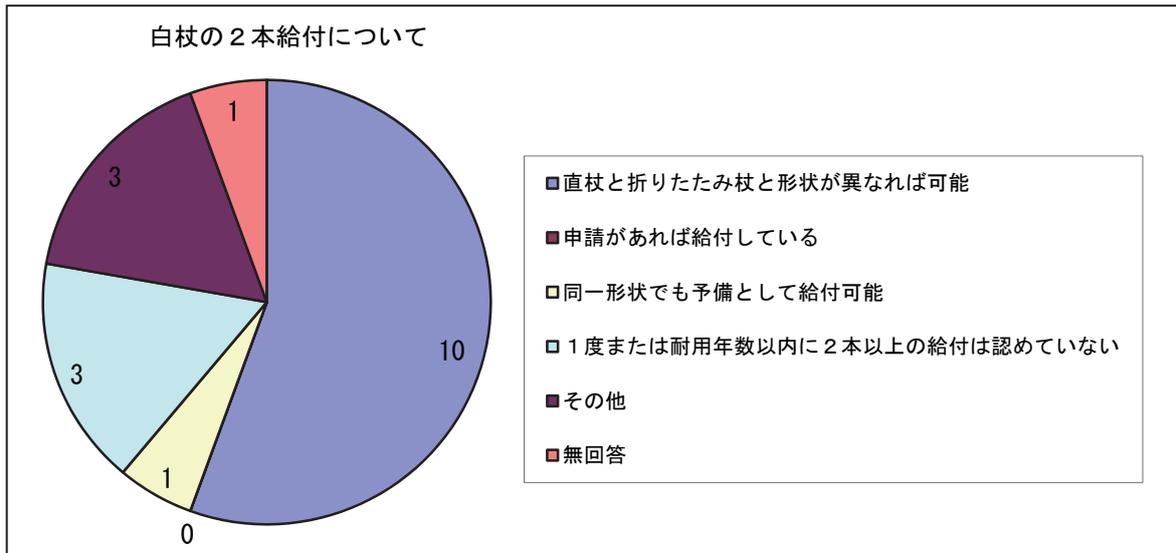
ニーズについても60%を超える政令市が把握しているのは当然としても、21%の政令市でニーズがないと答えていることが問題であり、今後ニーズの掘り起こしや、調査の必要がある。



白杖に関しては直杖と折り畳みの、2本可としている政令市では9市であり、厚労省が通知した、白杖の意味や必要性及び用途がまだまだ理解されていないことがうかがえる。

交付数など14市で、不明あるいは不可と回答している。所持率や統計において数値が出せていないことは、安全な歩行環境を作る上で問題である。さらに視覚障害者・児が、白杖を持ちたくないなどの気持ちをもっていることも不明なままとなる。

一方白杖に関しても、専門家から意見を聞くなどしていると考えられる4市を除き、重要性が理解されていない状況がうかがえる。

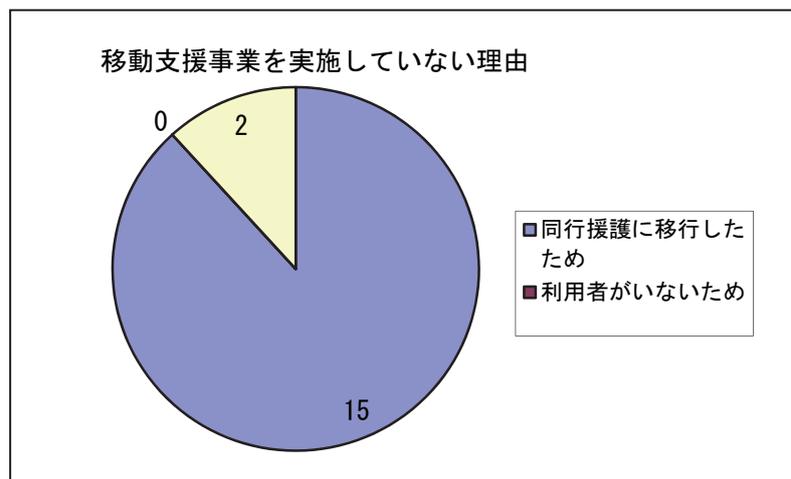


まとめとして、政令市は都道府県と同様の権限を持っており、面積規模の大きい都道府県よりも規模の小さい政令市はより密度の濃いサービス・事業展開ができると予想できたが、地域差がより現れる結果となった。

①-3 中核市 (32 ヲ所)

制度の実施については全中核市で行っている。移動支援に関しては 50%の 16 市で行われており、同行援護は全中核市で行われている。移動支援を実施していない中核市の理由として「同行援護事業に移行したため」がほぼ占めている。

支給決定人数は、長崎市・奈良市など 16 市で 0 または不明としていることは、視覚障害は同行援護に移行していることを表している。



基準支給量について移動支援は12市、同行援護は65%の21市が基準量を示している。支給量を超える決定については17市において行われており、冠婚葬祭や団体活動などの公益性の高い外出に限られている。社会参加という意味からしてその利用範囲を広げることが重要である。移動範囲の基準、中核市外に出る場合などで支給している例もみられる。しかし9市において、超えることを想定していないことは、緊急時対応や個別対応ができていないとみられる。今後相談支援が開始されることでこれらの対応が計画に盛り込めることを期待したい。

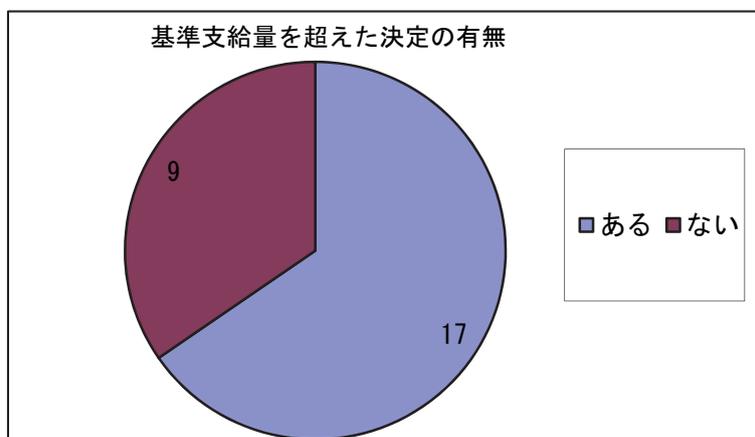
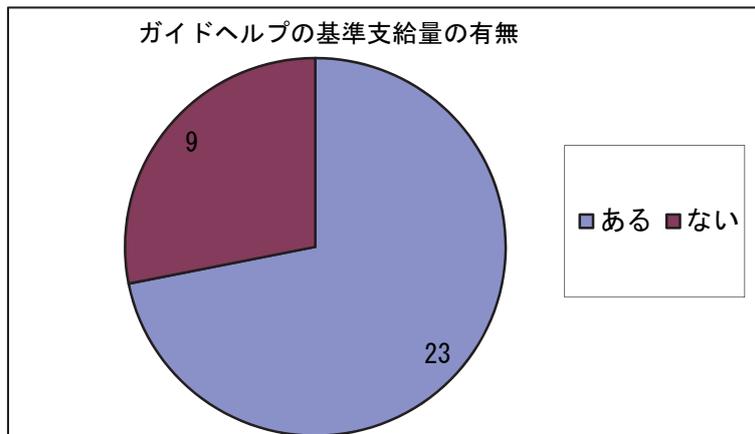
上限の設定では移動支援では8市で平均約35時間、同行援護では21市で平均約50時間となっている。

認められるべきニーズは次のような回答となっている。

- ・通学や施設送迎等、通年かつ長期にわたる外出
- ・社会参加、余暇の為の外出、必要不可欠な外出

これに対して7市は特にないと回答しており、ニーズの聞き取りがなされていない、あるいは調べていない状況が見られる。

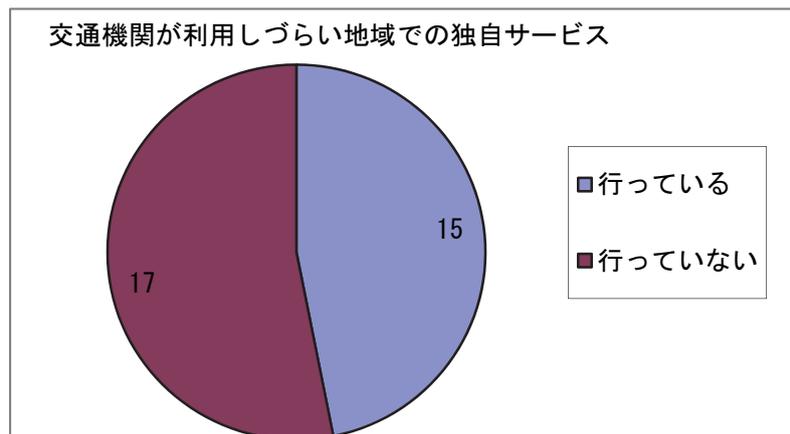
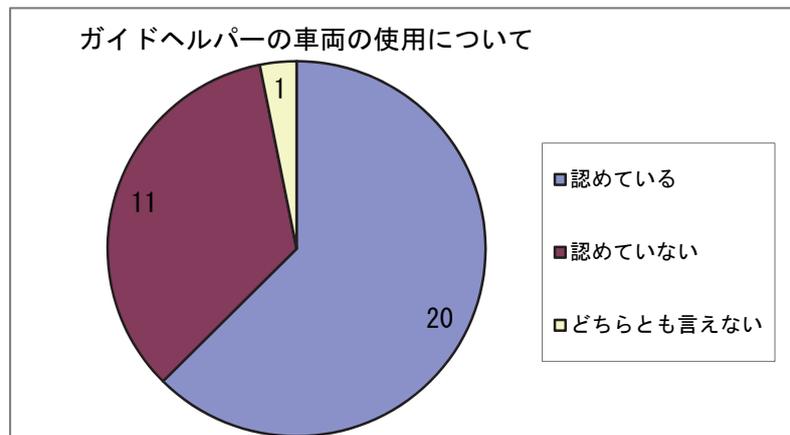
同行援護で対応できない場合は、グループ支援4市、通学・通勤支援3市など工夫もみられるが、緊急時対応である場合が多い。



車両の使用については、20市が認めているが、政令市と比して道路交通法第4条・78条の許可を受けた福祉有償運送と回答が無く、実態が不明である。しかし、船橋市においては特に制限なしとしており、自由度が高いと思われる。

個人8市、事業所18市、行政や社協4市との車両が使用されているが、政令市と同様に利用人数や時間が不明な点は、道路交通法第4条・78条規定で利用可能としていると思われ、移動中の算定を行わないという条件のもと使用可としている。

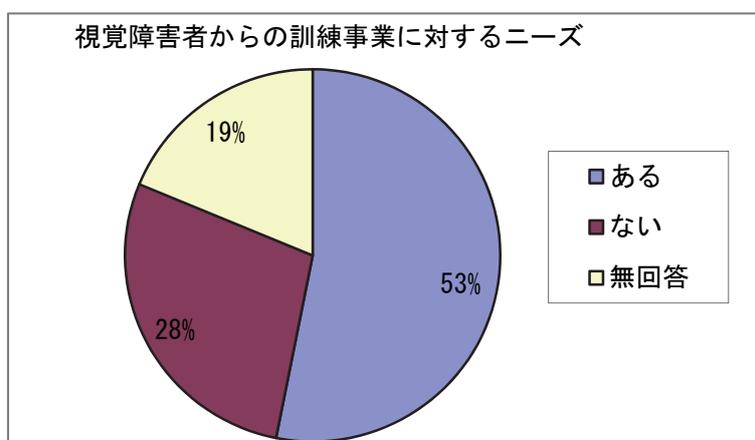
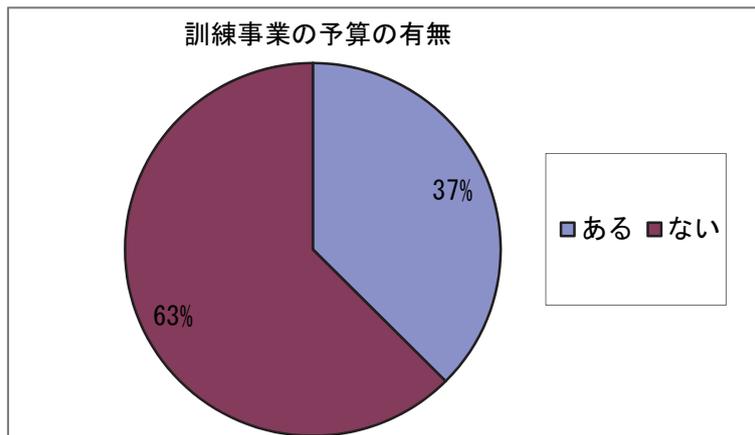
補完するために独自サービスを行っているのは15市で、移送サービス3市、福祉タクシー券の発行12市、福祉有償運送3市、福祉乗車証1市などを行っているが、不十分な状況であり今後検討する必要がある。特徴的なのが離島対策である。松山市など2市は離島住民の格差是正という理由において、船舶利用料の補助事業を行っている。また53%の17市が全く行っていないことは、至急調査の上、必要な移動の確保を検討することが重要である。



自立支援としての訓練事業については政令市と同様別途報告があるが、予算化されているのは約38%の12市であり、政令市よりも低い数値となっている。都道府県の87%中に含まれていることもあるが、利用者のニーズ聞き取りにより独自サービスの提供も可能であることを推奨したい。都道府県では81%がニーズありと回答

したが、中核市では53%と、より利用者に近い中核市のニーズの把握がどのように行われているのか、ニーズがないと回答している中核市は28%にも上る。その根拠は何なのかを調査する必要もある。

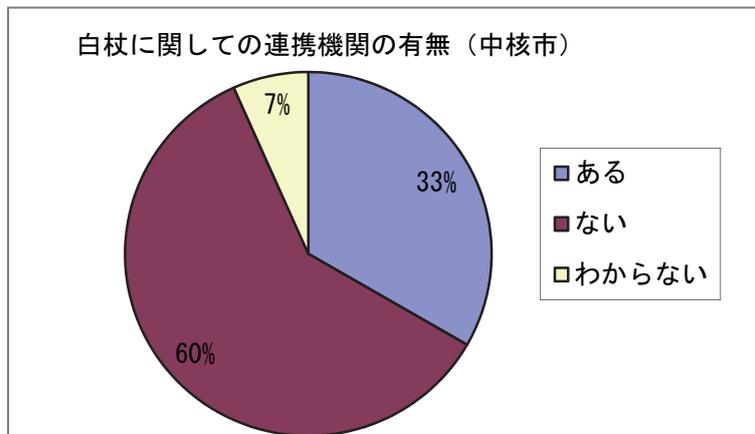
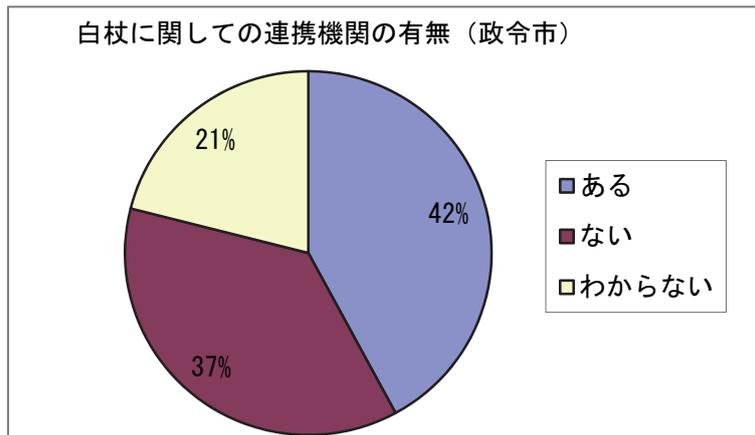
さらに訓練等事業の課題として、事業の周知について課題を挙げている中核市が3市あるが、これは視覚障害に対する情報提供という根本的な手法の問題であると思われる。墨字での情報提供はほとんど益を生まず、点字や音訳など手法を考慮すべきである。



白杖の交付に関しては、全中核市で行っている。2本交付としている中核市は16市であり50%であることは、政令市とほぼ同じである。

機関との連携においては、政令市42%、中核市33%、連携していないについては政令市37%、中核市60%と、規模が小さくなると連携しやすいと思われがちだが、意外な結果となった。予測されることの1つとして、政令市に比して関係機関そのものの不足も考えられるが、あくまでも予測に過ぎない。このことは今後の連携方法、自立支援協議会などへの取り組みの1つになるかと考える。

少ないにしても視覚障害者団体との連携5市、専門家の意見を聞く、などの当然ではあるが、連携が取られている中核市もある。



まとめとして、都道府県、政令市、中核市の今回の調査からそれぞれの役割は当然あるが、その連携がなされていないことが課題と考えられる。事業所数や利用者数、ニーズなど、研修事業を行っている都道府県や政令市が、ニーズを聞き取れずに研修のカリキュラムを運用することも改善することも、柔軟な対応をすることもできない。そこで規模の小さい中核市やその他の市町村が注目されるが、1番利用者と近い距離でありながらニーズの掘り起こしもできていない。連携の小ささが、制度を個別に運用することになり、メリット、デメリットとなる。

全国同一のサービスとしての同行援護、地域のサービスとして移動支援を含む移動の支援（福祉有償運送など）をうまく組み合わせる、あるいは運用方法を考えるなど、ニーズを聞き取りミックスした利用しやすい移動の支援等のサービスづくりを自治体は行うべきである。

② 移動の支援に関する調査

②-1 調査結果の概要

今回の行政調査においては歩行訓練、点字、パソコン技能の習得などのリハビリテーションについての予算化と、ニーズの有無について回答を求めた。本項では視覚障害者の移動支援に直接関わる歩行訓練、または歩行に関する講習会の実施状況について分析、考察を行った。

今回の行政調査で回答が得られたのは都道府県 32 ヶ所 (68. 1%)、政令市は 19 ヶ所 (95%)、中核市は 32 ヶ所 (74. 4%) であったが、広く全国の実態を少しでも把握することを目的として今回のアンケート以外にもウェブ上に公開されている信頼性の高い情報を収集してデータを補完した。その結果、視覚障害者の歩行訓練または歩行に関する講習会に関わる事業を予算化している自治体は都道府県 38 件 (80. 9%)、政令市 14 件 (70. 0%)、中核市 9 件 (20. 9%) であった。また、これらの歩行訓練事業を予算化している自治体のうち、視覚障害歩行訓練士（視覚障害者生活訓練指導員）を配置している自治体は都道府県 27/38 件 (71. 1%、全都道府県を母数にすると 57. 4%)、政令市 11/14 件 (78. 6%、全政令市を母数にすると 55%)、中核市 6/9 件 (66. 7%、全中核市を母数にすると 14. 0%) であった。各自治体における歩行訓練事業の委託等による実施状況を表 1～表 3 に示す。

都道府県レベルでは 85%もの自治体が歩行訓練事業を予算化しており、日本では比較的、全国で歩行訓練や白杖の使い方を学ぶことができるようにも見える。自治体が行っている生活訓練事業の良いところは、利用者が在宅で訓練や指導を受けられることであり、特に中途失明で行動力が著しく低下してしまった人や、高齢のため遠方の施設に行くことが困難な人には大変嬉しいサービスである。しかしながら、上述したように 47 都道府県のうち、9 ヶ所の自治体（北海道、青森県、岩手県、福井県、愛知県、兵庫県、岡山県、広島県、大分県）では歩行訓練関連の生活訓練事業が行われていない。このうち青森県、岩手県、福井県、大分県の 4 県は、機能訓練の施設も存在しない、歩行訓練提供機関 0 地域である。さらに、歩行に関連する訓練や講習会を実施している 38 府県のうち 11 ヶ所の自治体（秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、三重県、鳥取県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県）には歩行訓練士が配置されていない。このうち秋田県、栃木県、群馬県、佐賀県、熊本県の 5 県には機能訓練の施設も存在しない歩行訓練提供機関 0 地域である。視覚障害の人が白杖を使って安全に効率的に歩くことを一定の時間内に学ぶためには、歩行訓練士の存在が不可欠である。

表1 歩行訓練関連事業を行っている都道府県と委託状況

自治体名	事業名	事業種類	委託先	訓練士
宮城県	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	公益財団法人	○
秋田県	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会 ²⁾	
福島県 ¹⁾	中途失明者緊急生活訓練	県単独	公益財団法人	○
茨城県	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
栃木県	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	
群馬県	視覚障害者社会参加促進事業	県単独	視覚障害者協会	
埼玉県	障害者生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	
千葉県	中途視覚障害者自立更生支援事業	県単独	一般社会福祉法人 ³⁾	○
東京都	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
神奈川県	障害福祉施設指定管理費	指定管理	認可法人	○
新潟県	中途失明者緊急生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
富山県 ⁴⁾	富山県社会参加促進事業	県単独	視覚障害者協会	○
石川県 ⁴⁾	視覚障害者日常生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
山梨県 ⁴⁾	中途失明者生活訓練事業	県単独	一般社会福祉法人	○
長野県 ⁴⁾	視覚障がい者社会生活訓練	県単独	視覚障害者協会	
岐阜県	歩行訓練士派遣事業	県単独	一般社会福祉法人	○
静岡県 ⁴⁾	視覚障害者訪問自立支援事業	県単独	視覚障害者協会	○
三重県	視覚障害者生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	
滋賀県	視覚障害者社会参加推進事業	県単独	視覚障害者協会	○
京都府	中途失明者巡回指導訓練事業	県単独	一般社会福祉法人	○
大阪府	視覚障がい者家庭訪問指導事業	県単独	視覚障害者協会	○
奈良県	中途失明者生活訓練事業	県単独	一般社会福祉法人	○
和歌山県	視覚障害者社会適応訓練事業	県単独	一般社会福祉法人	○
鳥取県	中途失明者生活訓練/視覚障害者生活訓練	県単独	一般社会福祉法人/ 視覚障害者協会	
島根県 ⁴⁾	中途失明者生活訓練事業	県単独	一般社会福祉法人	○
岡山県	自立支援拠点活動支援事業	県単独	視覚障害者協会	○
山口県	中途失明者等歩行訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
徳島県	視覚障害者日常生活訓練事業	指定管理	一般社会福祉法人	○
香川県	視覚障害者社会リハビリテーション事業	県単独	視覚障害者協会	○
愛媛県	視覚障害者生活訓練事業/生活技術訓練・中途視覚障害者生活訓練	県単独	視覚障害者協会/一般社会福祉法人	/○
高知県	視覚障害者生活相談訓練事業	県単独	公益財団法人	○
福岡県	視覚障害者生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	
佐賀県	中途視覚障害者緊急生活行動訓練等事業	県単独	視覚障害者協会	
長崎県 ¹⁾	視覚障害者日常生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○
熊本県 ⁴⁾	視覚障害者生活訓練事業	県単独	視覚障害者協会	
宮崎県 ⁴⁾	中途失明者歩行訓練事業等	県単独	NPO法人	
鹿児島県 ⁴⁾	中途失明者生活訓練事業	県単独	身体障害者協会	○
沖縄県 ⁴⁾	訪問訓練事業	県単独	視覚障害者協会	○

注：1) 調査に対する協力は得られたが、生活訓練事業に関する問いには未回答であった自治体。

2) 法人の形態は様々であるが、運営の母体が視覚障害当事者団体である法人であることを示す。

3) 視覚障害者協会以外の一般的な社会福祉法人であることを示している。

4) 調査には協力を得られなかったが、別のチャンネルによって得られた情報に基づいてまとめたものであることを示す。

表2 歩行訓練関連事業を行っている政令市と委託状況

自治体名	事業名	事業種類	委託先	訓練士
札幌市	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	市単独	視覚障害者協会	○
仙台市 ¹⁾	中途視覚障害者生活訓練事業	市単独	公益財団法人	○
千葉市	視覚障害者自立生活訓練等事業	市単独	一般社会福祉法人	○
横浜市	中途失明者緊急生活訓練事業	市単独	一般社会福祉法人	○
川崎市 ⁴⁾	視覚障害者訓練事業	指定管理	一般社会福祉法人	○
新潟市	歩行訓練（障害者福祉センター事業） 生活訓練（障害者福祉センター事業）	市単独	一般社会福祉法人	
名古屋市	障害者自立支援事業（名古屋市独自）	指定管理	一般社会福祉法人	○
京都市	中途失明者歩行訓練事業	市単独	一般社会福祉法人	○
堺市 ⁴⁾	中途失明者緊急生活訓練事業	市単独	一般社会福祉法人	○
神戸市	中途失明者緊急生活事業	市単独	視覚障害者協会	
岡山市	中途失明者等白杖歩行訓練事業補助金	市単独	不 明	不明
広島市	視覚障害者（中途失明者）歩行訓練事業	市単独	視覚障害者協会	○
北九州市 ⁴⁾	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	指定管理	一般社会福祉法人	○
福岡市	機能訓練事業	指定管理	一般社会福祉法人	○

表3 歩行訓練関連事業を行っている中核市と委託状況

自治体名	事業名	事業種類	委託先	訓練士
船橋市	視覚障害者自立生活支援事業	市単独	一般社会福祉法人	○
柏市	中途視覚障害者自立更生支援事業	市単独	一般社会福祉法人	○
金沢市	視覚障害者歩行訓練士派遣費	市単独	視覚障害者協会	○
豊橋市 ⁴⁾	視覚障害者歩行訓練事業	市単独	NPO法人	
豊中市	視覚障害者訓練事業	市単独	豊中市	○
西宮市	中途失明者点字等講習	市単独	視覚障害者協会	
高知市	生活訓練事業（地域生活支援事業）	市単独	高知市	○
長崎市	自立訓練（機能）	指定管理	一般社会福祉法人	○
大分市 ⁴⁾	中途失明者社会生活適応訓練事業	市単独	視覚障害者協会	

都道府県単位における生活訓練事業は、当該都道府県全域を対象に行われており、市の委託事業や、既存の支援施設では支援できない地域の人たちを支援できることが利用者にとって大きなメリットである。

②-2 生活訓練事業の委託先と歩行訓練士

日本には未だ歩行訓練士という資格は確立されていないが、社会福祉法人日本ライトハウスで1970年から養成研修が開始されて以来、その研修を受講して様々な現場で歩行訓練を提供する人材が輩出されてきた。また、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、平成2年に視覚障害生活訓練専門職員養成課程（現視覚障害学科）が設立され、以来ライトハウスと同様に歩行訓練を始めとする生活訓練を

提供する人材が輩出されている。これらの人材の配置状況を表1～3に示した。各表の「訓練士」の欄に○が記入されている自治体には、この養成課程を修了した歩行訓練士が1名以上採用されていることを示している。

各自治体が主催する生活訓練事業は、各自治体により定められた要件を満たす事業者へ委託することができるようになっており、自治体が独自に事業を行う例はきわめて少ない。「委託先」の欄に「〇〇市」と記されているところは、自治体が独自に事業を行っているところである。多くの場合は、障害者支援施設、障害者福祉センター、情報提供施設等の社会福祉施設を運営し、業務として視覚障害者に支援を提供している社会福祉法人か、地元で多くの視覚障害当事者の会員を有し、会員を始めとする当事者にサービスを提供している視覚障害者協会（呼称は組織により異なる）が受託している。視覚障害者協会は多くの場合法人格を持っており社会福祉法人の協会もあることから、本項では社会福祉施設を運営する当事者の協会ではない法人を一般社会福祉法人と呼称している。

一般社会福祉法人では、法人の事業として社会福祉サービスを提供しているため、配置職員の中に歩行訓練士が組み込まれているか、組み込みやすいという事情が想定される。一方で視覚障害者協会では会員の全般的な福祉の増進が目的となるため、生活訓練事業を想定した職員の配置までは想定されにくいと思われる。また、協会の職員や会員の中には点字やパソコン等のIT機器や様々な生活技術には精通した人材もいることは想像に難しくなく、それらの人材が生活訓練事業に携わっていると推察される。

都道府県の委託事業では委託数40件のうち25件を視覚障害者協会（身体障害者協会の1件を含む）が、11件を一般社会福祉法人（認可法人の1件を含む）が受託している。それらの事業における歩行訓練士の採用率は視覚障害者協会は14/25で56%、一般社会福祉法人は10/11で90.9%である。

同様に、政令市における歩行訓練士の採用率は視覚障害者協会は2/3で67%、一般社会福祉法人は8/9で88.9%である。中核市では視覚障害者協会は1/3で33%、一般社会福祉法人は3/3で100%である。

②-3 各自治体における歩行訓練等事業費

図1は自治体ごとの歩行訓練等の総事業費の額を示したものである。自治体の規模により額が異なると思われたため、各自治体の総人口を合わせて折れ線で示した。自治体ごとに事業費総額が大きく異なるが、人口の規模とは無関係であり、歩行訓練士の配置（自治体名の下に付した●は歩行訓練士の配置があることを示している）も関係がないと思われる。大阪府と京都府は古くから視覚障害者のリハビリテーションや福祉事業が盛んな地域であることを反映していると思われる。高知市は近年、視覚障害リハビリテーションに係る活動が県レベルで活発に行われてきた都市であ

る。千葉県と千葉県内の数市においても、近年視覚障害リハビリテーションに係る活動が広く行われてきた経緯があり、その影響があると考えられる。

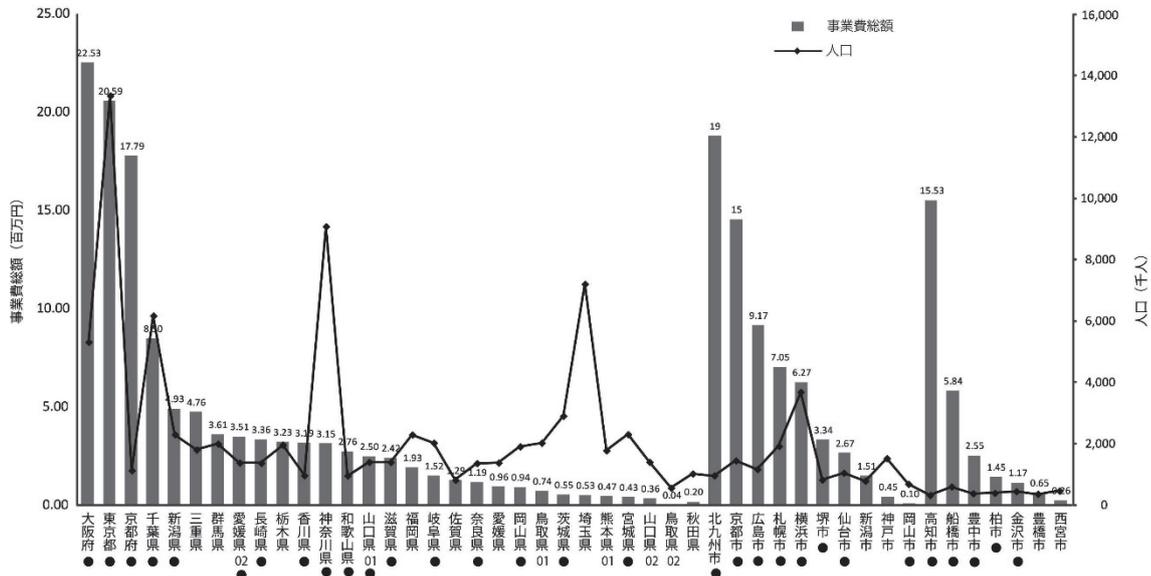


図1 各自治体の歩行訓練等総事業費の額と自治体の総人口

注:01、02と番号の振られた自治体は、複数の法人に委託費を出していることを示す。自治体名の下に付している●は歩行訓練士が配置されていることを示している。

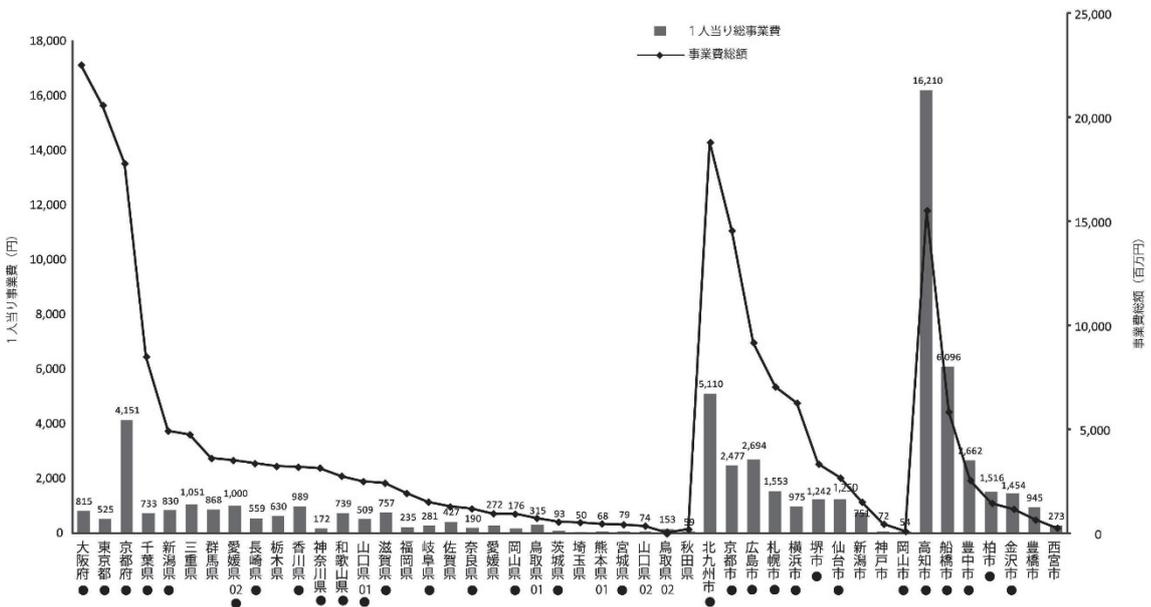


図2 各自治体の視覚障害者1人当りの歩行訓練等事業費の額と総事業費の関係

一人当たりの事業費額は、総事業費を各自治体に居住する視覚障害者数で除したものである。折れ線は自治体ごとの総事業費の額を示している。

図2は、各自治体に居住する視覚障害者1人当たりの事業費を比較したものである。居住者数が多いほど、1人当たりの事業費は低くなるため大都市は低くなるが、

京都府は相対的に高いと言える。市部では都道府県に比較して1人当たりの予算額は高くなることが予想されるが、それにしても高知市は破格である。

②-4 各自治体における歩行訓練等事業の実施状況

図3に、自治体ごとの年間訓練回数(延べ数)を示した。都道府県では大阪府(1,809件)と東京都(1,413件)が多く、京都府(795件)と千葉県(718件)がそれに続いている。政令市では京都市(2,178件)が圧倒的に多く、横浜市(1,200件)がそれに続いている。

それに対して、実施回数が100回未満、あるいは50回未満の自治体もある。岡山市の0回は平成26年度からの新規事業のためである。実施回数が100回未満の自治体には、歩行訓練士が配置されていないところが多く見受けられる(15/19、78.9%)。訓練士の配置がなければ必然的に、日常的に訓練の提供はできないからである。横浜市は委託先事業所には歩行訓練士が1名しかいないが、年間1,200回の訓練を実施している。

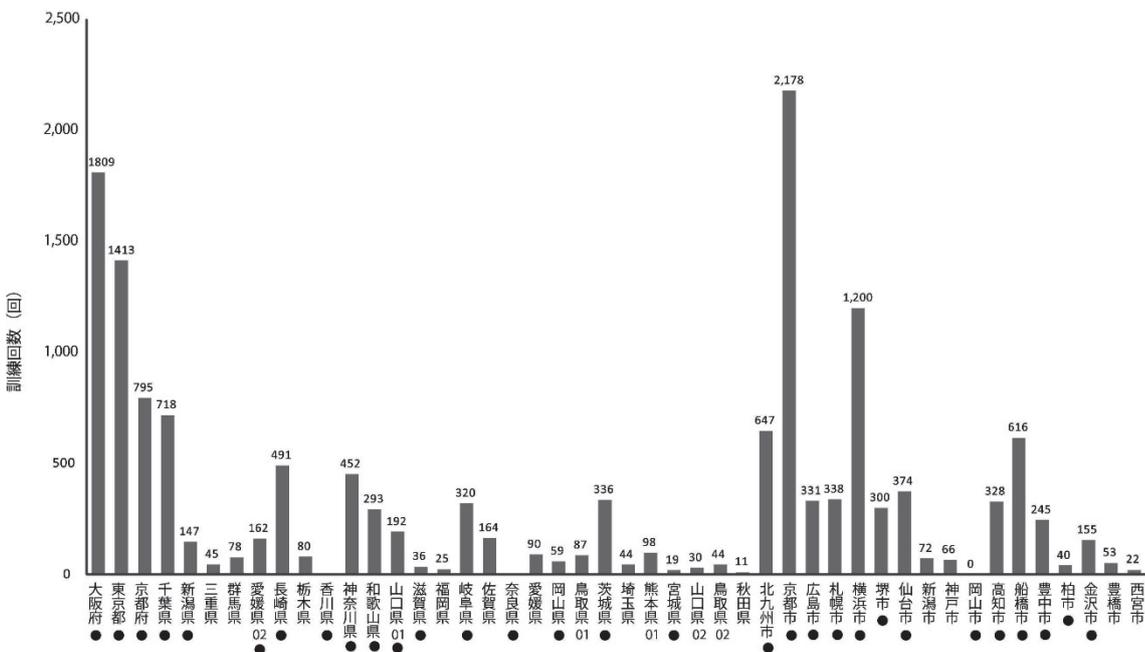


図3 各自治体の歩行訓練等の実施回数(年間延べ数)

データが未記入の自治体は、今回の調査で未申告のもの、または独自に調べることができなかったものである。

図4は各自治体の訓練1回当たりの経費を示したものである。棒グラフの単位は千円である。併せて訓練の年間実施回数(延べ数)を折れ線グラフで示した。訓練回数の多いところは相対的に訓練1回当たりの経費が安くなり、訓練回数の少ないところは経費が高くなっている。横浜市の5,200円、京都市の7,000円は人件費+移動経費で消えてしまうほどの額である。実施回数が少なく、1回当たりの経費が

高い自治体は、1度に多くの対象者を集めて講習会形式で実施していることが想像される。専従の訓練士がいない、移動距離が長すぎて個人対応ができないなどの理由が想定される。また、実施回数が多いが、1回当たり経費が高くない自治体もある。歩行訓練士が関わっている場合であれば、予算の範囲で実施せざるを得ない実情があるか、あるいはPRが行き届いていないために利用者が集まりにくいことが想定される。しかしながら、いずれの事情を鑑みても歩行訓練士の配置が望まれる。

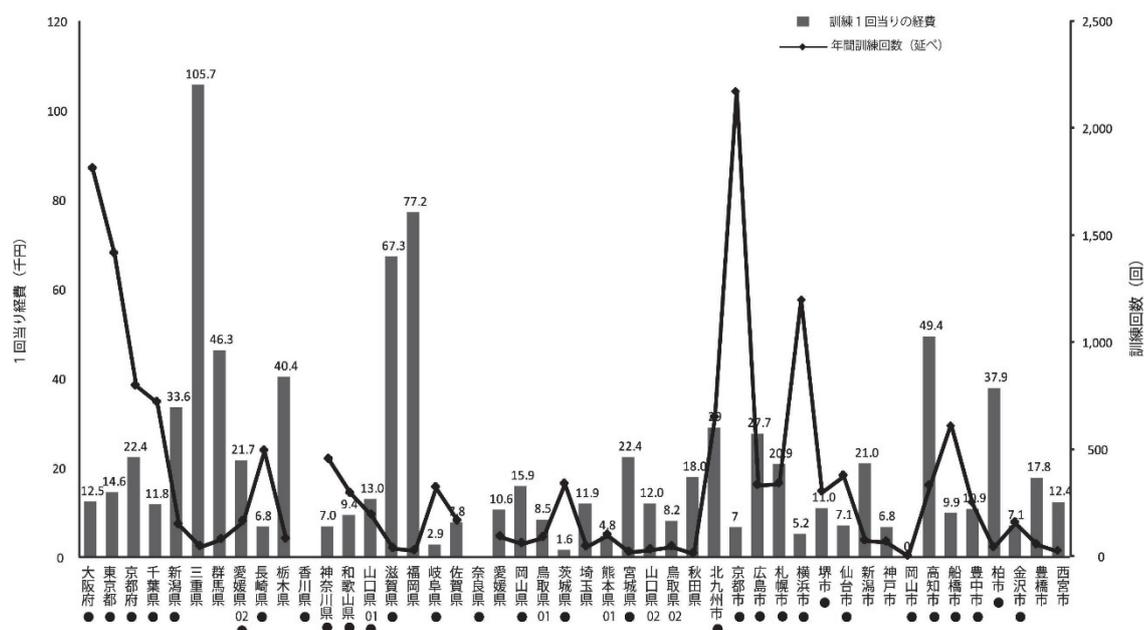


図4 各自治体の歩行訓練等の訓練1回当たりの経費
折れ線グラフは自治体ごとの年間訓練実施回数(延べ数)を示している。

②-5 事業を実施する上での課題（自治体の意見）

ここまでの考察から、いくつかの課題が見えてくるが、いくつかの自治体がいずれかを裏付ける意見を述べている。

- ・ 事業の存在が県内の視覚障害者に周知されていない（A県）
- ・ 中途失明者に訓練可能な施設事業があることを十分に周知できない面がある（B県）
- ・ 受講生数の伸び悩み（C県）
- ・ 参加者を増やすこと。関係団体への広報、市政だよりへの掲載等行っているが、参加者増につながっていない（中核A市）

以上のように県の委託事業は対象の地域が広いため、事業内容のPRが十分に行き届かず、利用者に周知されにくいことが考えられる。そのため、実施件数が伸びないという結果につながっていると思われる。

- ・回数を増やして欲しいとの要望がある（A県）
- ・中途失明者への訓練実施のための生活訓練等指導者が不足（B県）
- ・歩行訓練士が少ないため、障害程度に合わせたきめ細やかな訓練が一部できていない（C県）
- ・需要に供給が追いつかないことによる、訓練開始までの待機期間の発生（政令A市）
- ・利用者のニーズは高く、継続した安定的な運営は必要だが、人材の育成、確保が課題（政令B市）

以上のコメントは、歩行訓練士確保の重要性を示している。供給が追いつかないのは予算的な問題も考えられるが、訓練士養成施設の調査からは、訓練士になることを希望する受講者確保が難しくなっていることがうかがえ、訓練士自体の供給が追いついていないという現状が生じている。訓練士養成受講希望者の伸び悩みは、確実な就労先が確保されるとは限らないという不安感が、大きな要因のひとつになっていると思われる。

②-6 白杖の交付状況について（政令市および中核市）

補装具である白杖の交付の事務は市町村が行うことになっているため、ここでは政令市と中核市の調査結果を考察する。

白杖は、丈夫で軽い、重量バランスの良いものが使いやすい。その意味では軽く弾力性のある素材で作られた、直杖と呼ばれるつなぎ目のない白杖がもっとも使いやすいと考えられる。しかし、自宅の近所を歩くだけなら良いが、乗り物に乗る、スペースの限られた場所に座る、などの必要性が生じる外出の際には、折り畳み式の白杖が便利である。直杖は置き方を間違えると、周囲の人の迷惑にもなる。したがって、外出頻度が多く、自宅の近所も比較的遠方へも行く人には2種類の白杖が必要になる。

政令市と中核市の白杖の支給状況に関する回答は表4の通りである。中核市は支給理由に対しては比較的柔軟である。遠方への外出を頻繁にする人は折り畳み杖を頻繁に使用する。折り畳み杖は直杖に比べて破損しやすく、外出先で壊れたら動けなくなるため、予備を持ち歩く人がいるくらいである。その理由から、折り畳み杖を使う人にとっては予備の杖を支給されることは大変ありがたいことであろう。政令市はその点については厳格なところもあり、3市で「2本の杖は同時に支給しない」としている。

表4 政令市と中核市における白杖の支給状況（複数回答あり）

	政令市		中核市	
	件数	割合	件数	割合
直杖と折り畳み杖なら同時支給	10件	55.6%	16件	50.0%
同一形状でも予備として給付可能	1件	5.5%	16件	50.0%
耐用年数に2本以上は認めない	3件	16.7%	0件	0.0%
状況を勘案して支給	3件	16.7%	6件	18.8%

交付頻度については、政令市、中核市ともに「耐用年数に応じた給付」が基本とされており、それ以外の回答がほとんど見られないが、政令市から2ヶ所、中核市で1ヶ所から「修理不能な場合は交付」という回答が出ている。今回は調査の質問項目に組み込まなかったため「耐用年数に応じた給付」に回答が集中したが、修理不能な場合の交付は柔軟に行われる可能性が感じられた。

表5 政令市と中核市における白杖の支給方法（複数回答あり）

	政令市		中核市	
	件数	割合	件数	割合
自治体で一括して買い上げた白杖を給付	0	0.0%	0	0.0%
白杖の現物を見てもらってから給付	3	15.8%	7	36.8%
使用者の身体状況・使用目的に適した白杖を交付	3	15.8%	9	47.4%
歩行訓練士から意見を聞いて給付	0	0.0%	2	10.5%
白杖の製造メーカーの専門家の意見を聞いて給付	1	5.3%	1	5.3%
本人が対応（業者から見積りを取る等）	10	52.6%	13	68.4%

表5は、政令市と中核市における白杖の支給方法をまとめたものである。かつては、身体障害者手帳交付と同時に、役場から一方的に白杖を交付されたという事例を聞くことが多かったが、今回の調査結果からはその様子うかがえなかった。「白杖の現物を見てから給付」する自治体が政令市で3ヶ所、中核市で7ヶ所あるのがやや気になるところである。特に初回の交付では当事者は初心者であり、専門家の助言が必ず必要である。政令市でも中核市でも「本人が対応」という回答（その他の自由記述に見られたもの）がもっとも多く、これは自治体が本人の意向を尊重しているものと思われる。多くの場合、本人が業者から見積りを取ってとか、相談してという段階を踏んでいると思われる。この場合、業者に専門性があるかないかによって決まるため、結果的に良い白杖が交付されたかどうかは、当事者本人の調査を行わないとわからないところである。白杖販売業者に簡単な教育が提供されれば、良い効果が得られるのではないだろうか。

その点、近くに専門機関があれば、それらの機関と連携することでより適した白杖を交付することが可能になると思われるが、「連携している」と回答したのは政令市が8ヶ所で42.1%、中核市が10ヶ所で31.3%であった。

(3) 事業所調査

① 同行援護事業所・移動支援事業所に関する調査

<はじめに>

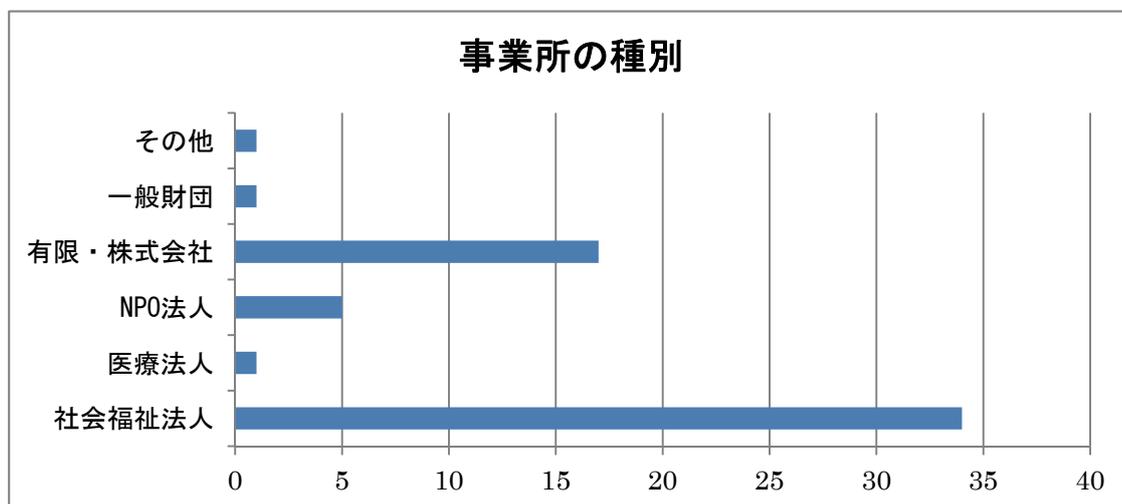
事業所アンケートについては、現地ヒアリングを行う 6 県の全事業所 120 事業所を対象に実施した。結果 59 事業所からの回答があった。

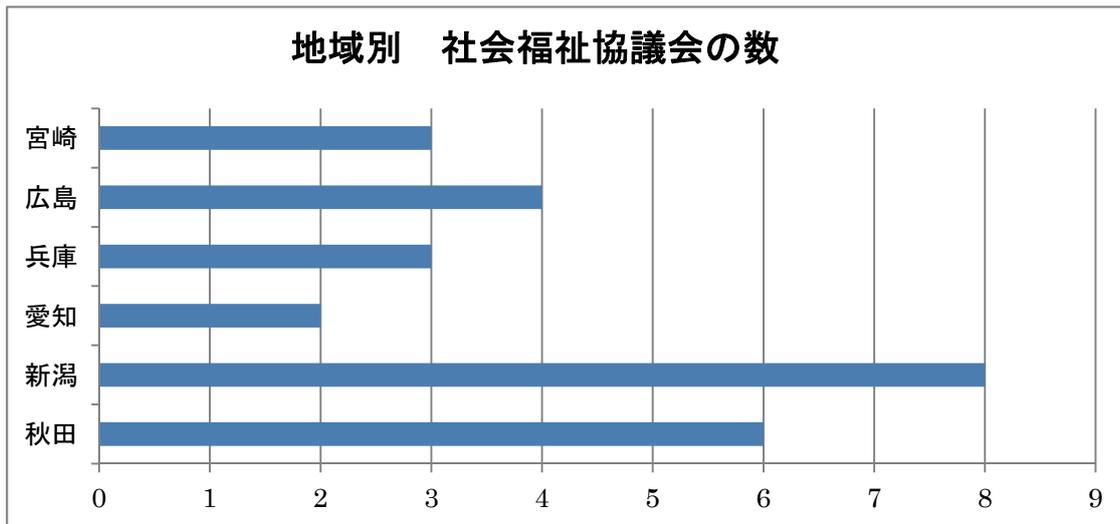
内訳としては 秋田 14 事業所、新潟 11 事業所、愛知 5 事業所、兵庫 10 事業所、広島 9 事業所、宮崎 10 事業所である。

①-1 同行援護事業所の実態（不安定な事業展開、ヘルパー不足）

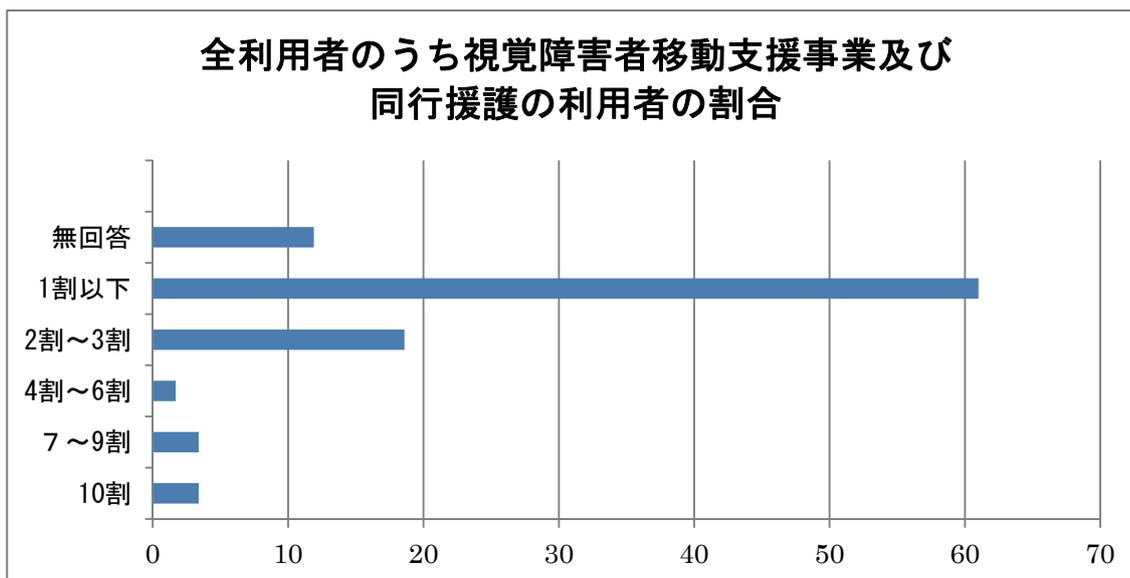
事業所の法人種別としては、社会福祉法人 34 事業所、医療法人の 1 事業所、有限・株式会社 17 事業所、NPO 法人 5 事業所となっている。

利便性のよい愛知県や、兵庫県においては、株式会社・有限会社の参入が多数見られたが、秋田県、新潟県においては少なかった。また、全県を通して社会福祉協議会が実施している事業所の割合がとても高い（26 事業所）。これは同行援護・移動支援に関しては、民間企業等が積極的に事業を実施するということが利益との関係においてできにくいこと、結果として社会福祉協議会が事業を実施せざるを得ないということが言えるのではないかと。





各事業所の利用者の中での視覚障害の割合を問うと、1割以下と回答した事業所が36事業所であり、全体の6割以上を占めていた。



事業所に所属しているヘルパーの資格についての設問に対し、移動支援や同行援護など、全ガイドヘルパーが資格取得者で事業を実施している事業所は6事業所のみであった。それに対し、47事業所はホームヘルパーの資格のみで移動支援や同行援護の事業を行っているとは回答している。

ホームヘルパー等介護の資格での同行援護のサービス提供については経過措置が認められているため、国が基本的に必須とする同行援護従業者養成研修を修了せずに業務に就いているヘルパーが多いことから、利用者は安心・安全な支援が十分に受けられていないと思われる。

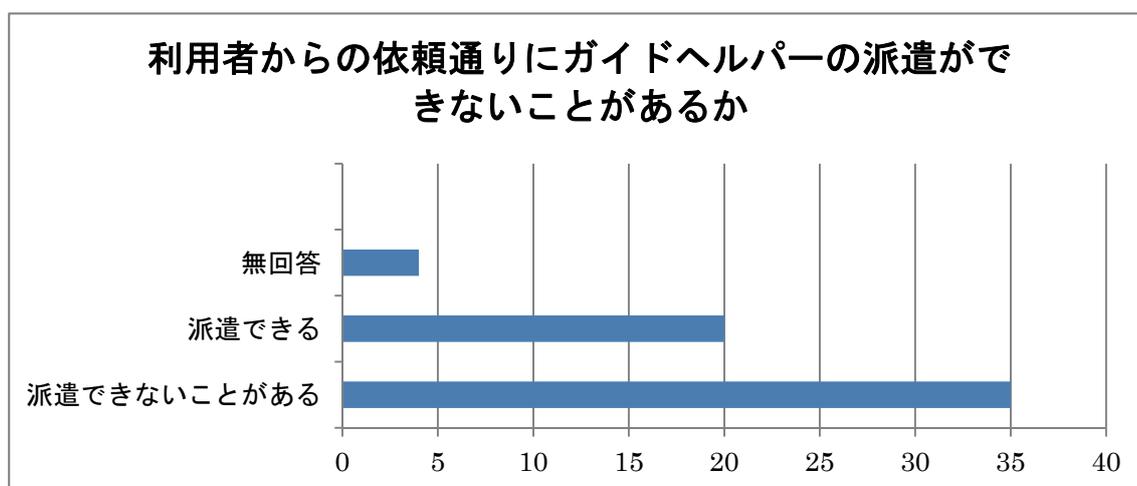
特に、同行援護従業者養成研修の実施がないと回答した事業所が、中山間地域に顕著であり、専門的なガイドヘルパーを養成・確保できる体制になっていないため、経過措置でのサービス提供に頼らざるを得ない。

また、ヘルパーの多くは非常勤であり、事業所が安定した雇用ができるまでになっておらず、より人材を確保することが難しくなっている実態があると言える。

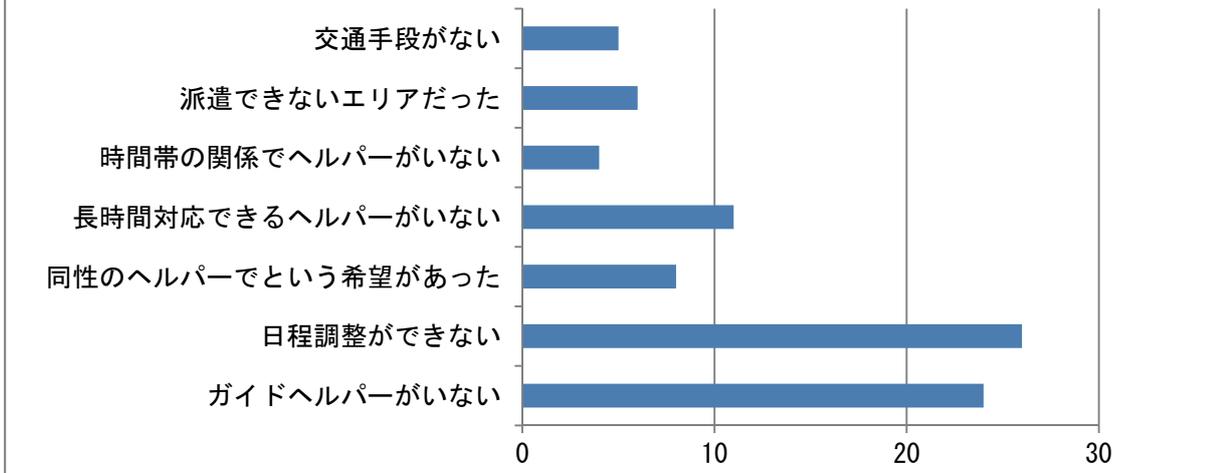
「視覚障害利用者の割合」や、「ヘルパーの資格」という点から、移動支援や同行援護が事業所においてメインの事業展開にはなっていない。これは居宅介護等で視覚障害者の利用があった場合に対応できるように、事業所指定を取っているにすぎないとも言える。

利用者からの希望通りに派遣できないことがあるかを問うと、59 事業所中 35 の事業所があると答えた。その理由は、ガイドヘルパーの不足、長時間のガイドを受けてくれるヘルパーがいないなどの人的要因とする回答が 84% を占めた。人材不足が深刻である。

また、日頃介護保険業務に従事しているヘルパーが大半であるというような回答もあり、ここでも移動支援や同行援護が事業の中心として据えられていないということが分かる。



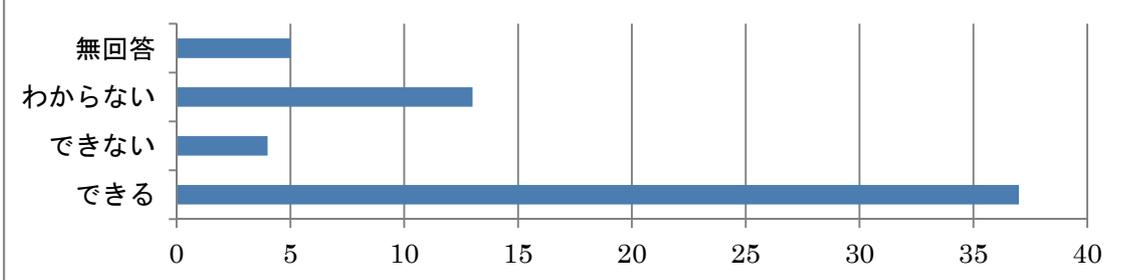
希望に対して派遣できないことがある理由

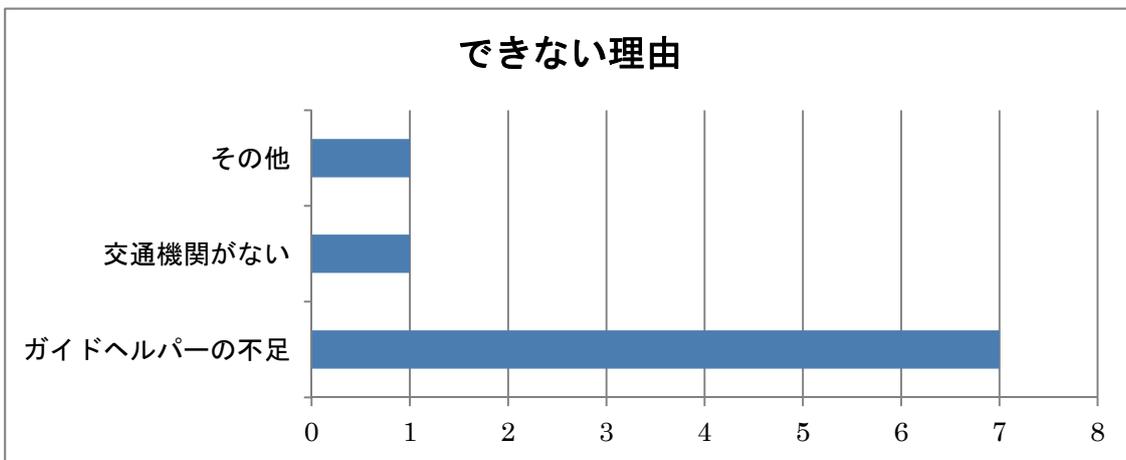
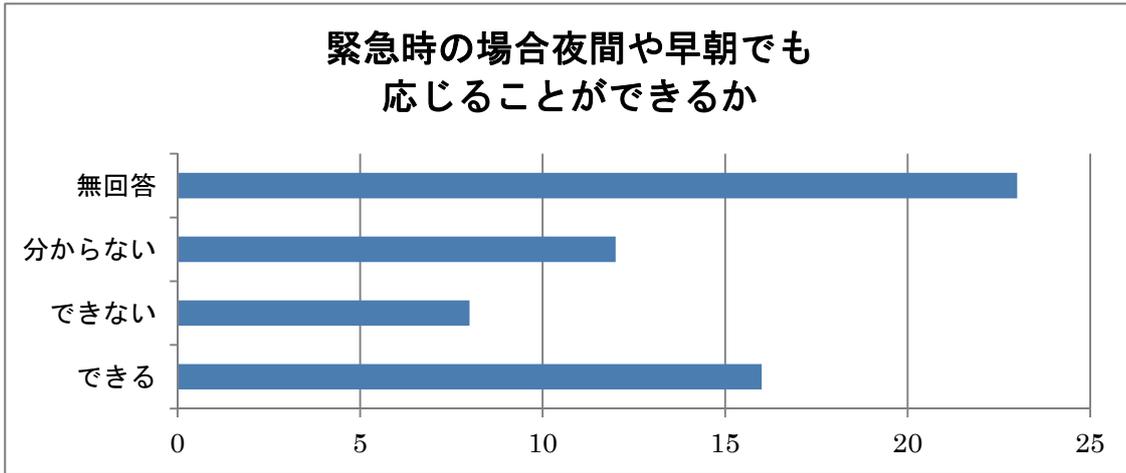


緊急時の派遣希望についても、応じることができないと回答した事業所が4事業所あったが、応じることができない理由としてはガイドヘルパーの不足をあげている。

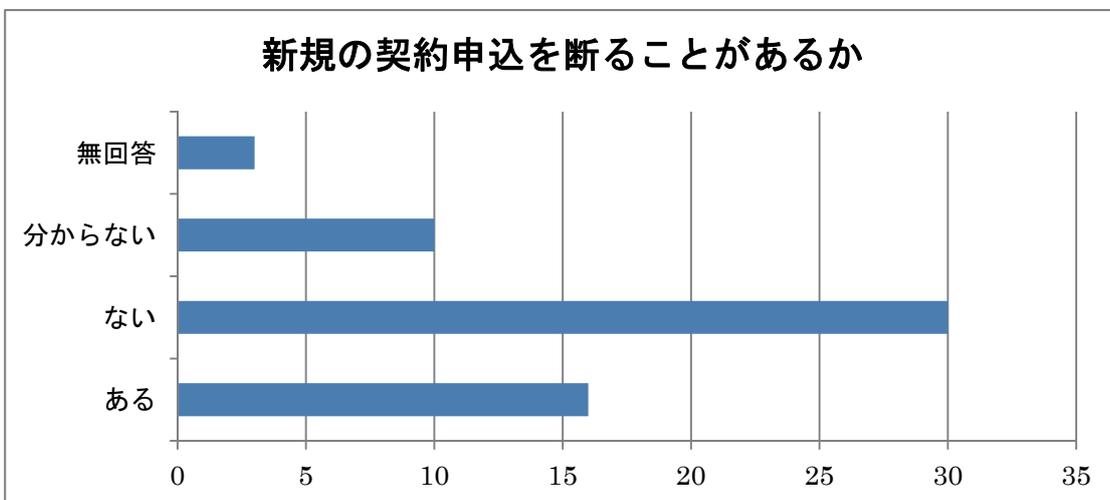
また、緊急時の派遣に応じると答えた事業所でも、その派遣が早朝夜間の場合には応じることができないと回答したのは8事業所であり、理由として、ガイドヘルパーの不足と答えたところが7事業所だった。

緊急時の派遣希望について 応じることができるか



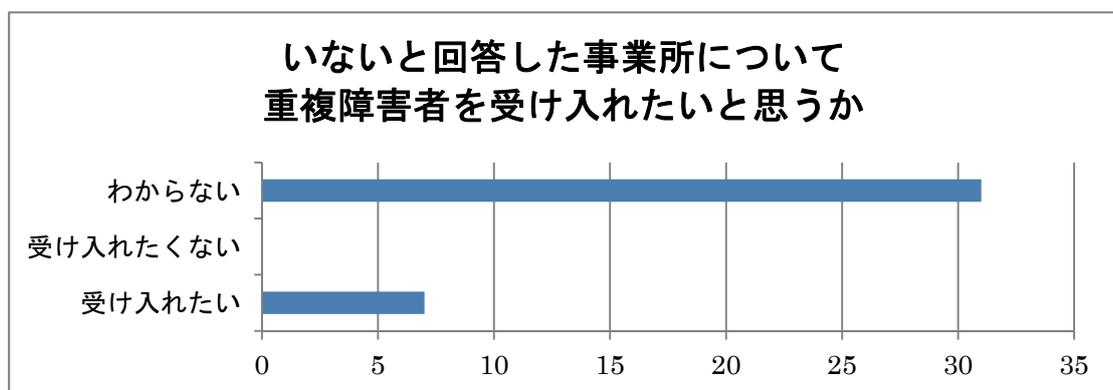
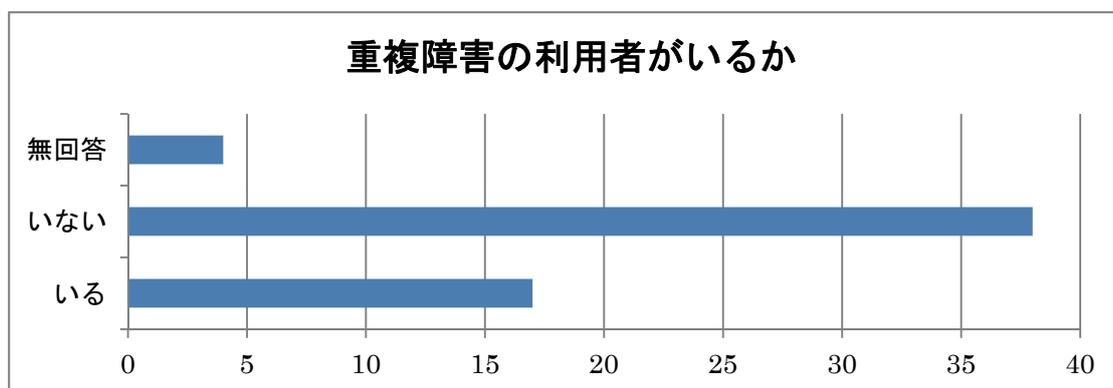


新規の利用申込について断ることがあるかを尋ねたところ、16の事業所が断ることがあると回答している。断る理由としては、ヘルパーの不足を上げるところが14事業所であった。ここでも人材不足が深刻であり、利用者の満足した利用につながっていないことがうかがえる。



事業所に重複障害の利用者がいるかどうかを尋ねたところ、38の事業所がいないと答えている。重複障害の利用者を受け入れたいかの質問には、受け入れたいと回答したところは7事業所で、わからないと答えたところが31事業所にのぼった。理由としては、ヘルパー不足の中、より専門的な知識や理解が必要とされ、適切な支援できるかどうか分からない、研修を受けやすい体制が必要、資格取得者数を増やさなければ難しいのではないかと、というように人材確保のために不足している指摘が挙げられている。

受け入れはしたいものの、それに対応する方法が明確になっていないことがわかる。



事業運営での課題としてもヘルパー不足を上げる事業所が最も多く、32事業所だった。また報酬単価が低いと答えたところも17事業所あった。

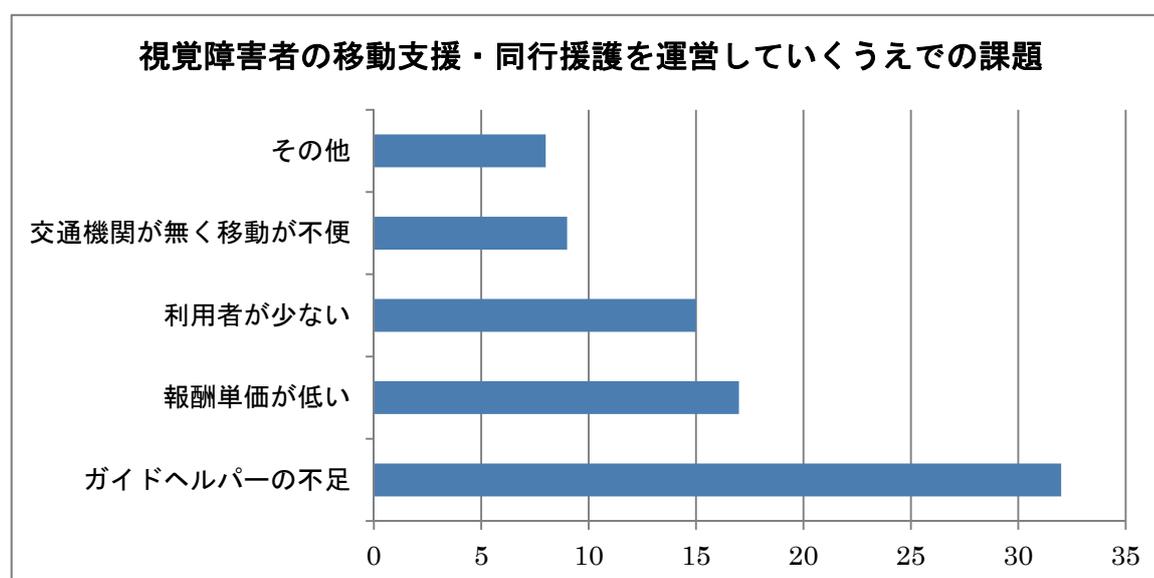
自由記述の中には、養成研修を受講できる場所がない、事業所からの移動のコストに見合わない、時間ロスが多く引き受けるヘルパーがいないという答もあり、研修がないためにヘルパーの養成ができない、報酬単価が低いことから十分な手当をヘルパーに払えず、ヘルパーの確保ができにくい、その結果、派遣調整に影響が出ていることがわかる。

実際の派遣においては、交通機関がほとんどなく移動が困難であるというところも9事業所あった。事業所やヘルパーの車を利用しての移動を希望する声も多いが、

実現していくためにはクリアしなければならない課題は多い。

また、利用者が少ないと回答したところは15事業所あった。これは利用者が本当に存在しないのではなく、制度の周知不足や、行政、事業所、当事者の連携が不十分なことで、当事者が制度自体を知らないため、ガイドヘルパーを利用したいというニーズが顕在化していないと考えられる。

車利用について、また利用者が少ないということは、いずれも中山間地域において高い割合になっていることから、中山間地域において同行援護が安定して、さらに発展していくためには更なる工夫が必要だといえる。



①-2 同行援護・移動支援事業の課題（地域間格差・制度の周知）

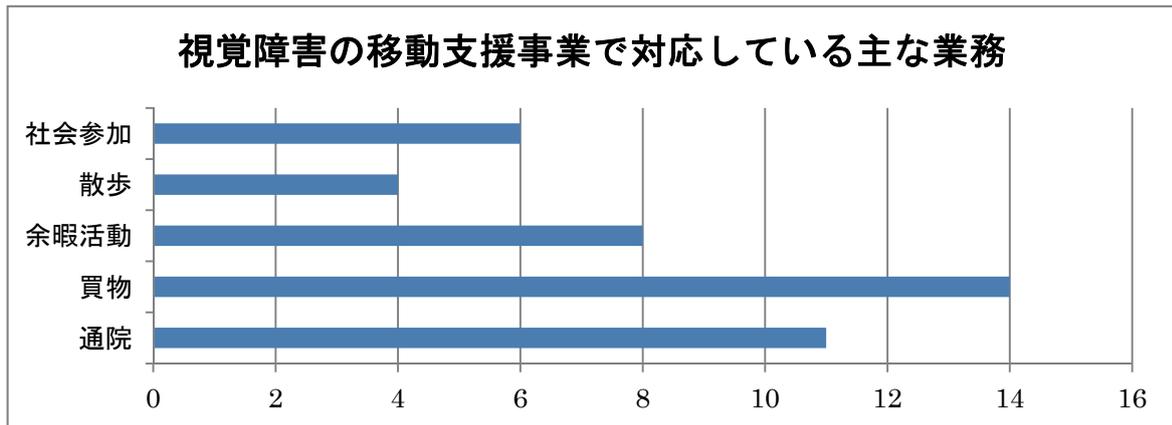
移動支援事業での利用者の主な行き先を尋ねたところ、通院が11事業所、買物が14事業所、余暇活動8事業所、散歩4事業所、社会参加6事業所という結果であった。

その派遣内容が妥当かどうかの問いには、殆どのところが妥当と回答している。

これらいずれの目的も同行援護で保障できる内容であるにも関わらず、移動支援事業での実施となっている実態がある。

移動支援事業で対応している理由としては、同行援護の派遣事業所がない、同行援護に対応できるヘルパーがいない、また行政等の制度理解が不十分で、特に通院については同行援護では派遣ができないというような誤った認識があるということが考えられる。

このようなことから、まだまだ同行援護が十分に浸透していないということがうかがえる。

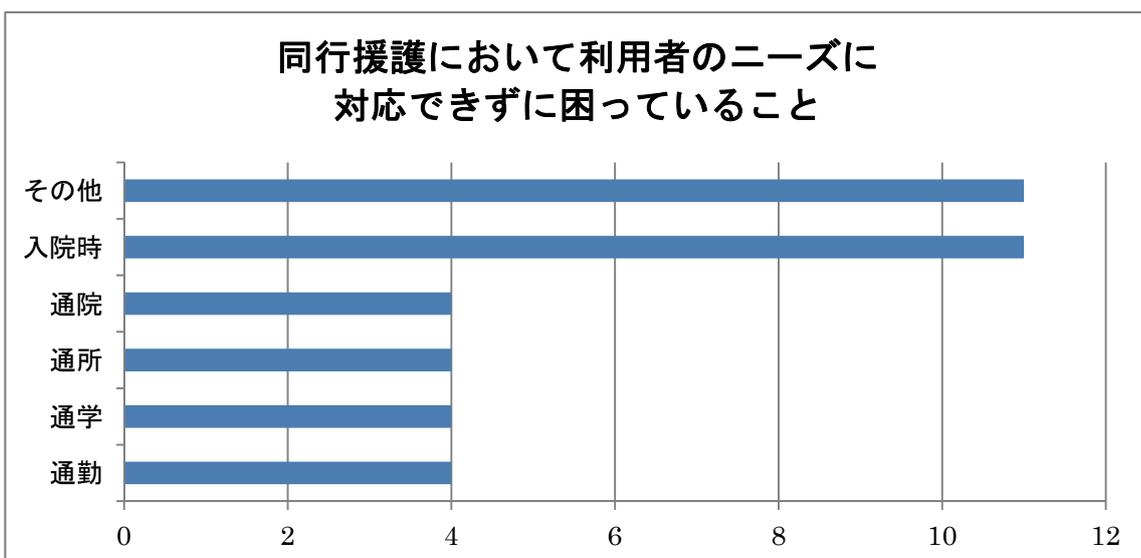


同行援護で利用者ニーズに対応できず困っていることとして「通院」と答えたところが4事業所もあった。

通院先までの道中の様子や院内の様子などの情報提供の支援を受けることが必要な視覚障害者には、同行援護で通院が保障されるべきであるにもかかわらず、行政が同行援護の主旨を理解せず、安易に介護保険や居宅介護の通院等介助を優先としているという実態を表していると言えるのではないかと。

次に、対応できず困っているニーズとしては「入院時」と回答するところが11事業所もあり、医療と福祉の谷間の課題が浮き彫りになった。今後高齢化が進み益々入院時のニーズは高まると予想されるので、早急に対処すべき課題である。

また、その他の自由記述では、送りや迎えのみの片道ガイドに対応できるヘルパーの不足や、急な依頼、遠方へのガイドに対応できるヘルパーの不足というように人材不足を上げる事業所も少なくなかった。

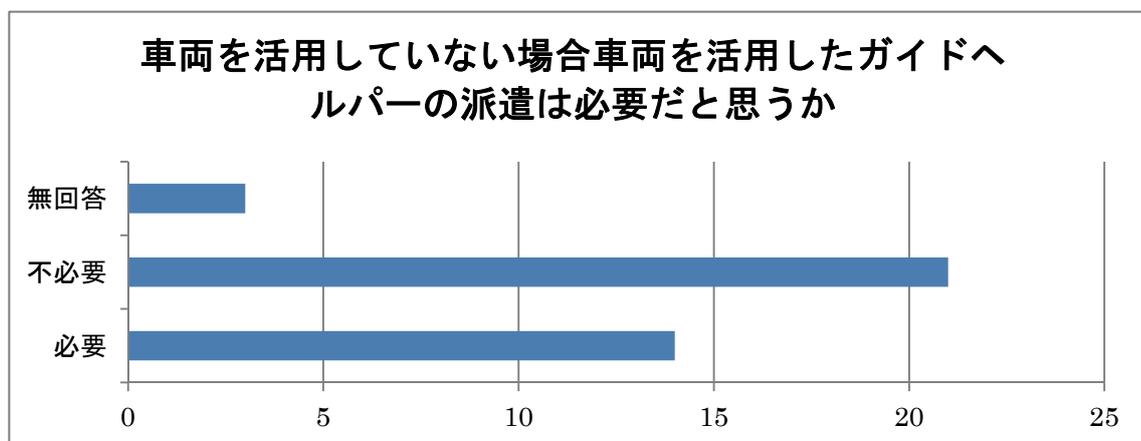
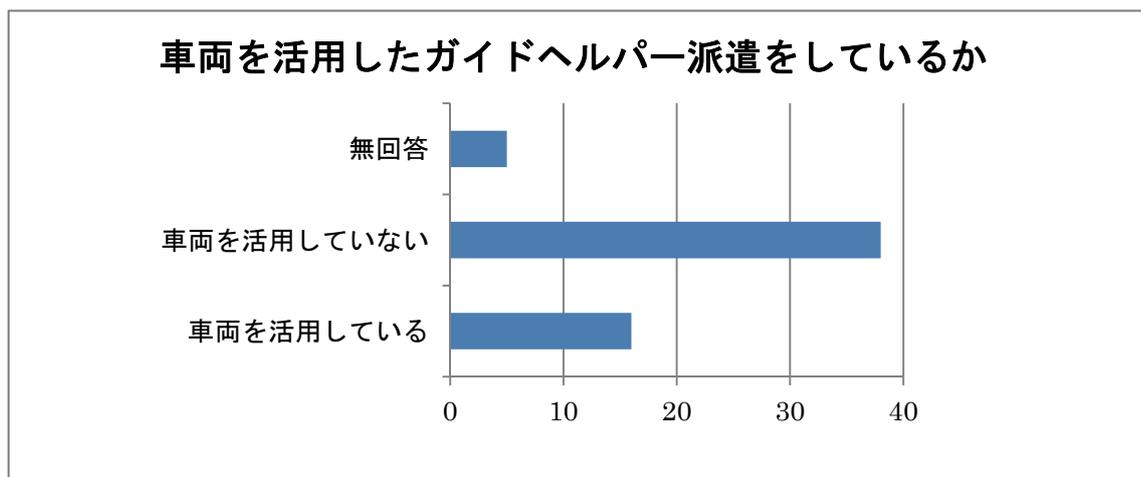


地域の特性からどのような移動の支援の要望が多いかという問いについて、愛知や兵庫からは、社会参加や余暇活動の要望が高く、秋田や新潟などは通院や買物など日常生活上必要な外出の要望が高かった。これは、移動支援や同行援護の制度周知や利用の具合等によるニーズの違いであると考えられ、中山間地域においては、まず制度利用で外出をするという段階においてまだまだ不十分であることがうかがえる。

①-3 利用に関して

車両を活用したガイドヘルパーの派遣について尋ねたところ、16事業所が活用していると回答した。また38事業所は活用していないと答えた。活用していない事業所に必要性を問うと、必要だと思うと答えたところは14事業所だった。

必要と思いながら実施に踏み切れていない理由としては、事故のリスクが高い、資金が不足している、ヘルパー等が運転している時間については報酬単価の対象外であること、人材確保や車両整備が困難といったことが上がっている。



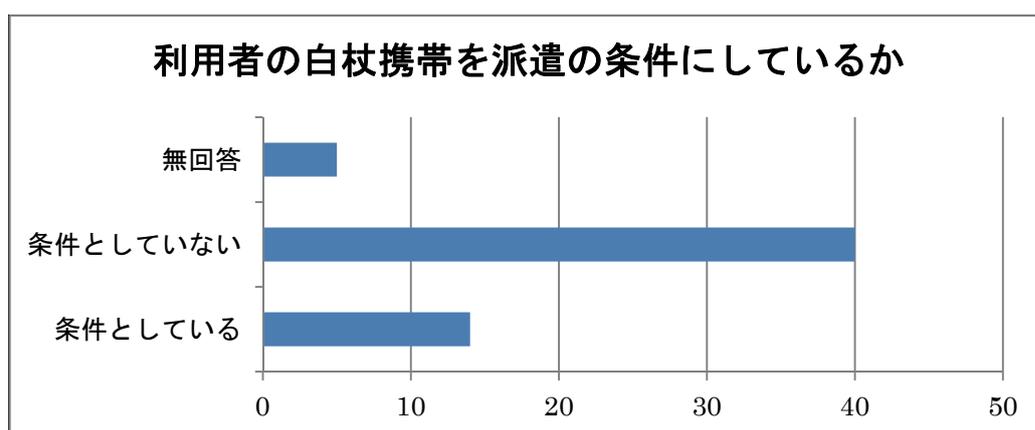
地域にコミュニティバス等、ガイドヘルパー派遣に有効なものがあるかについて尋ねたところ、あると答えたところは27事業所、ないと答えたところは24事業所だった。27事業所の内訳としては、秋田6事業所、新潟7事業所、愛知2事業所、兵庫5事業所、広島4事業所、宮崎3事業所となっている。交通機関が発達しておらず、移動が困難な地域に高い数字となっているものの、これまでのデータから分かるように同行援護が活発に利用されているとは言えない地域のため、移動の不便さを解消するまでにはなっていないのではないかと見える。

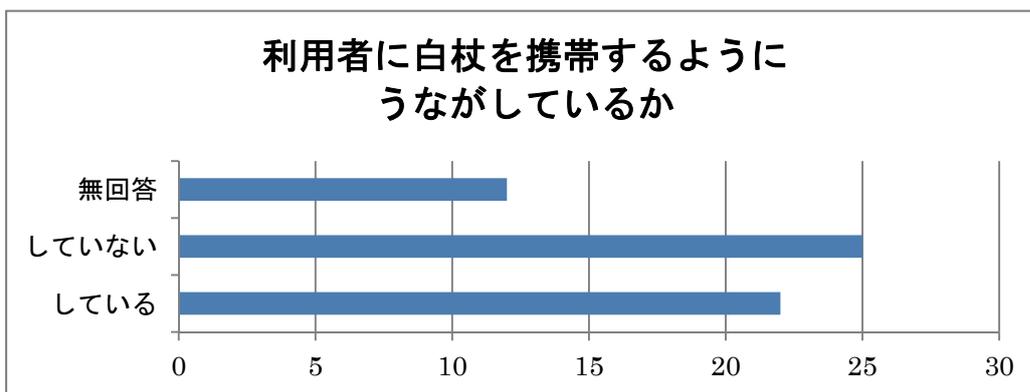
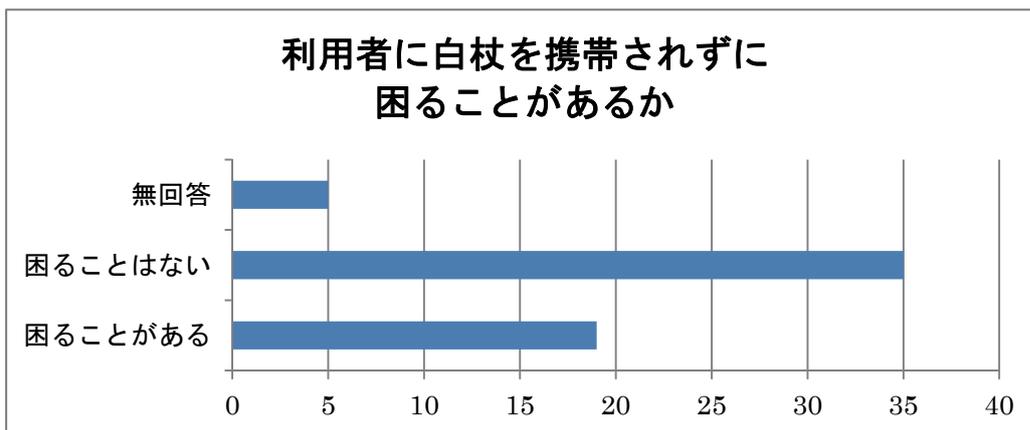
利用時の白杖携帯は、派遣の条件にはしていないというところが40事業所あったが、白杖を携帯されずに困ることがあるかという問いには、19事業所があると答えている。

白杖携帯がないとガイドヘルパーとの歩行時において、周りから視覚障害者であるということが認識しづらく、結果として危険が伴う状況になる等から、ガイドヘルパーが困っているという状況があるのではないかと見える。

また、利用者に白杖携帯を勧めるかという問いには、22の事業所が勧めると答えている。この比率は、愛知や兵庫で高く、秋田県や広島県は低かった。白杖について利用者に情報提供ができる施設があることや歩行訓練の充実など、白杖についての認識が浸透しやすい地域かどうかということも、事業所が利用者に白杖を勧められるかどうかに影響しているのではないかと見える。

白杖携帯を利用条件にはできないものの、ガイド中、周囲への注意喚起の意味合いから携帯してほしいというヘルパーからの声を受け、事業所として対応している様子がうかがえる。





①-4 今回の事業所調査を通して

中山間地域を含むエリアにおいては、移動支援や同行援護の事業が十分に浸透しておらず、利用者がいつでもどこでも出掛けたい時に掛けられる環境にはないことがうかがえた。その理由としては、

- ・ 同行援護従事者養成研修が実施されないことで、ガイドヘルパーの養成ができないことから事業所が慢性的な人材不足に陥り、利用者に対して十分な支援が難しくなっていること
- ・ 利用者の多様化により専門的な知識や技術をもったヘルパーが必要であるにもかかわらず、報酬単価が低いいため、ヘルパーを安定した形で確保したり、質の向上に関して取り組んだりできないこと
- ・ 不定期利用の割合が高い同行援護の特性として、利用者からの申し出に対し、いつでも応じるために常に一定数のヘルパーを確保しておかなければならないことや、目的地まで送って終了というような片道派遣、天候によって利用が当日キャンセルになってしまうことなど、事業を実施するうえでヘルパーや事業所の負担が大きいにもかかわらず、安定した収入になりにくく、結果として同行援護がメインの事業展開になっていないこと
- ・ 特に中山間地域においては、制度が浸透していないことや、役所と事業者、当事者等の連携がとれていないことで、利用に結びついていないこと

- ・公共交通機関が発達していないため、車両での移動のニーズが高いが対応できないこと

等が挙げられる。

全国的な同行援護の充実を目指すためには、報酬単価の増額、ヘルパーの確保、行政、事業所、当事者による正しい制度理解が不可欠である。

②歩行訓練施設に関する調査

②-1 訓練の形態と依拠する制度

歩行訓練提供施設及び歩行訓練事業所 69 ヶ所を対象にした結果、45 ヶ所からの回答があった（回答率 65. 2%）。訓練の形態は図 1 に示したとおりであり、訪問訓練を行っている事業所は全体の 86. 7%を占め、訪問のみを行っている事業所は 31. 1%であった。今日では歩行訓練（生活訓練）を行っている事業所のうち、90%近い事業所が訪問訓練を実施し、全体の 1/3 の事業所が訪問訓練のみを行っていることを示している。

訪問訓練は基本的にマンツーマンの形式で行われるが、事業所職員の配置基準を前提にした場合、機能訓練の事業所では訪問訓練は行いにくいと思われる。そこで、行っている事業の依拠する制度について尋ねた結果を集計したところ、図 2 のようになった。機能訓練のみを行っている事業所は 8 ヶ所（17. 8%）、他の制度と併せて機能訓練を行っている事業所を合わせると 14 ヶ所（31. 1%）である。それに対して、委託事業のみを行っている事業所は 19 ヶ所（42. 2%）、他の制度と併せて委託事業を行っている事業所を合わせると 24 ヶ所（53. 2%）である。つまり、委託事業を行っている事業所は過半数を占めており、これによって訪問事業が成り立っていると考えられる。

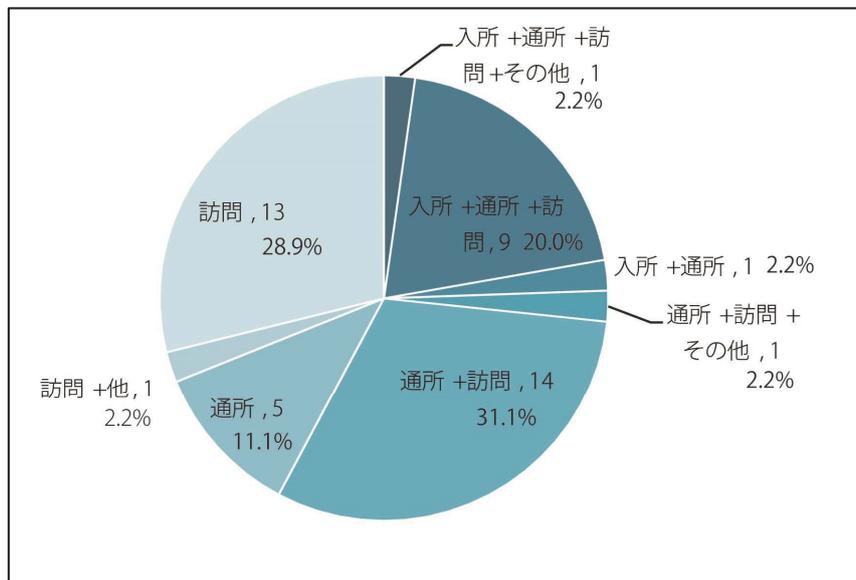


図 1 歩行訓練の訓練形態別事業所数

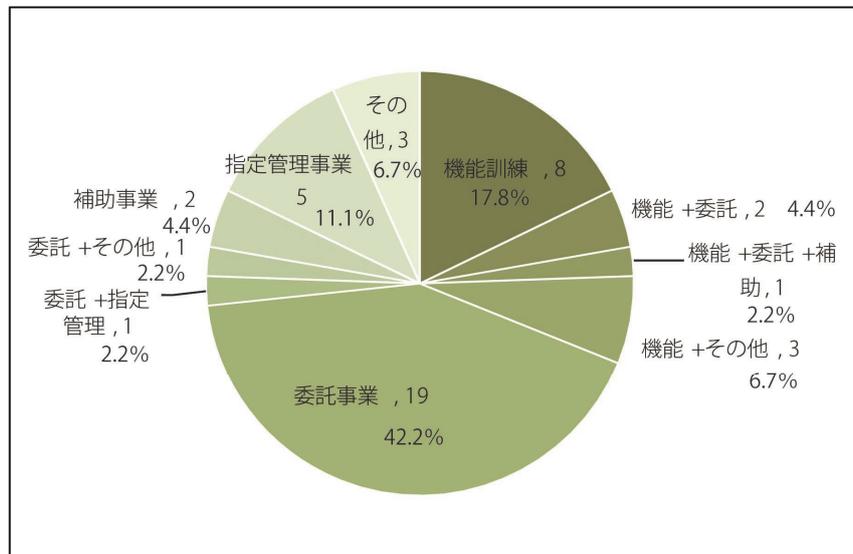


図2 歩行訓練事業の依拠制度

②-2 事業所における歩行訓練士の配置について

機能訓練では総合支援法において利用者定員に対する職員の配置基準が決められているため、ある意味ではニーズに見合った訓練士数が配置されていると思われる。しかし、委託事業では配置基準などはなく自治体の財政状況で決定されるため、訓練士数がニーズに対して少ないことが予想される。そこで、回答45施設のうち、機能訓練だけを行っている8事業所と、委託事業だけを行っている19事業所との訓練士数を比較した。さらに、それぞれの平均を全事業所の平均と比較した。

機能訓練を実施する事業所の歩行訓練士数は最少で1名、最多で8名、平均4.4人であった。委託事業を行っている事業所の歩行訓練士数は最少で1名、最多で8名、平均2.3人であった。45事業所全体の平均は2.9人である。以上の結果から、委託事業所の歩行訓練士は機能訓練事業所の約半数であり、全事業所の平均値も下回っていることが分かる。

②-3 事業所を運営していく上での課題について

運営していく上での課題は、機能訓練の事業所と委託費や補助金で行われている事業所にそれぞれ特徴的な意見が上げられた。

機能訓練の事業所では「利用者数確保」の問題がもっとも多く上げられた（神奈川県厚木市、広島市、福岡市、上尾市）。施設を構えての訓練は利用者の確保に苦勞していると思われる。恐らく、その対策の一環だと思われるが「高齢の視覚障害者の増加を踏まえ、高齢視覚障害者への訪問訓練や短期通所訓練の実施に取り組み始めている」（神戸市西区）という意見も見られた。さらに、「視覚障害者への訓練は1対多数では不可能で非効率的にならざるを得ない。この事業だけで採算をとるのが困難」（名古屋市）という、機能訓練の配置基準の問題点を指摘する意見も見られた。

一方で委託費や補助金等の事業者からは委託費の少なさ、委託費の減額についての意見がもっとも多い（仙台市、鹿児島県、島根県松江市、宮崎県国富町、千葉県四街道市、大阪市、静岡市、東京都新宿区、茨城県、香川県高松市）。もともと委託費が少ないため、離島での訓練が交通費の関係で限られる（鹿児島県、長崎県）、訓練に必要な備品の整備ができない（島根県松江市、仙台市）などの意見も見られた。さらにまた、全体的な意見として、歩行訓練士の不足が上げられている。これは委託事業等では予算の関係もあるが、全体的な課題としては訓練士養成供給が少ないため、訓練士を採用できない（石川県金沢市）という指摘もある。

②-4 事業所を運営していく上での課題について

運営上の問題は全事業所から上げられる共通点が見られる。視点が若干異なるものの、全体的にはマンパワーの不足が上げられている。機能訓練事業所では、現配置基準の中で提供する専門性やニーズにきめ細やかに対応することの困難（名古屋市、神戸市西区、埼玉県所沢市、神奈川県厚木市）や、訓練士職と他の職種の兼務が多く、訓練に十分時間が割けない（広島市、大阪市、東京都新宿区）という意見がある。また、委託により訪問訓練を実施している事業所でも兼務の問題（鹿児島県、香川県高松市、大阪市）や、「訓練できる地域が限定される」（仙台市、高知県）こと、「委託費が低くてニーズがあっても増員ができない」（鹿児島県、横浜市、島根県松江市、東京都新宿区）こと、さらに専門職養成供給と関係するが、「専門職の確保が難しい」ことを指摘する意見も見られた（埼玉県上尾市、岐阜県岐阜市、石川県金沢市）。

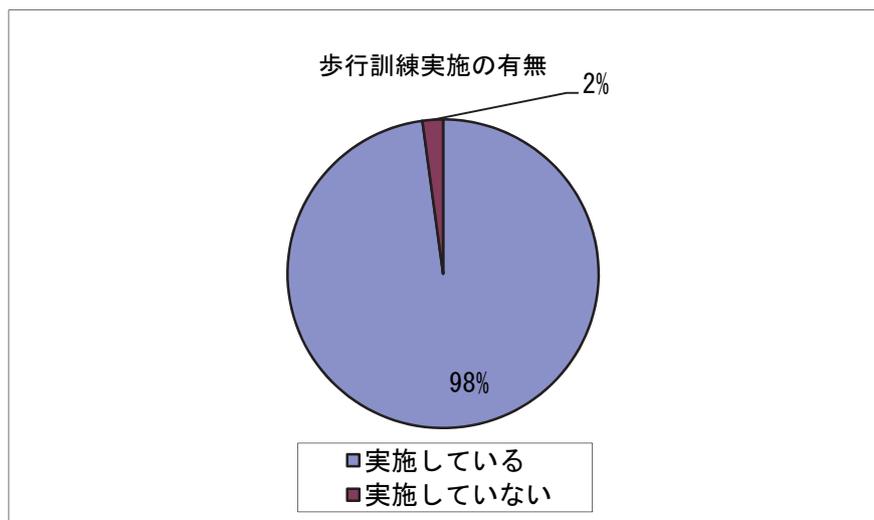
以上のことから、訓練士はさまざまな業務に対応でき、かつ専門性の高い専門職養成が望まれていると言える。さらに、視覚障害者の機能訓練における配置基準の検討や、各自治体における訓練にニーズの実態に見合った予算計上が望まれていると思われる。

③盲学校に関する調査

③-1 歩行訓練実施の有無

盲学校調査は、全国 68 校を対象に実施し、47 校から回答が得られた（回答率 69.1%）。

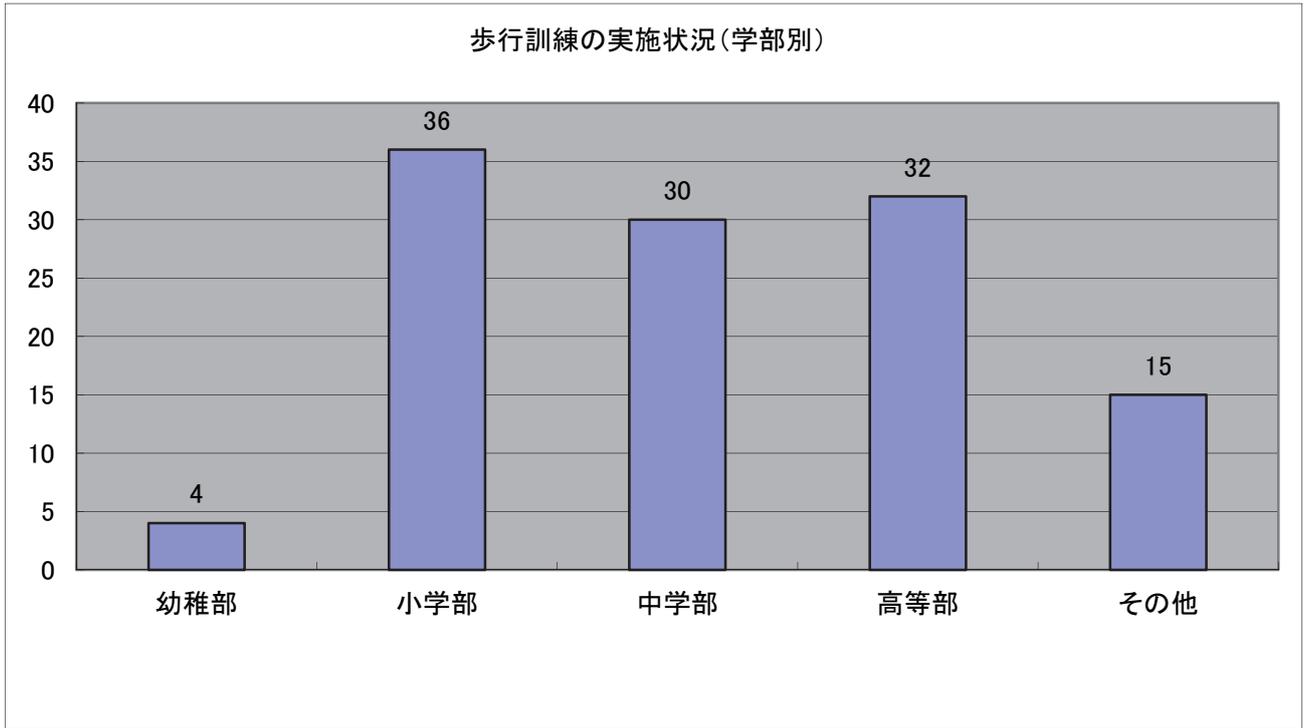
このうち、何らかの形で歩行訓練を実施していると回答した学校は 46 校、実施していないが 1 校であり、ほとんどの学校で歩行訓練が実施されていることが分かった。



③-2 受講生徒数と実施時間数

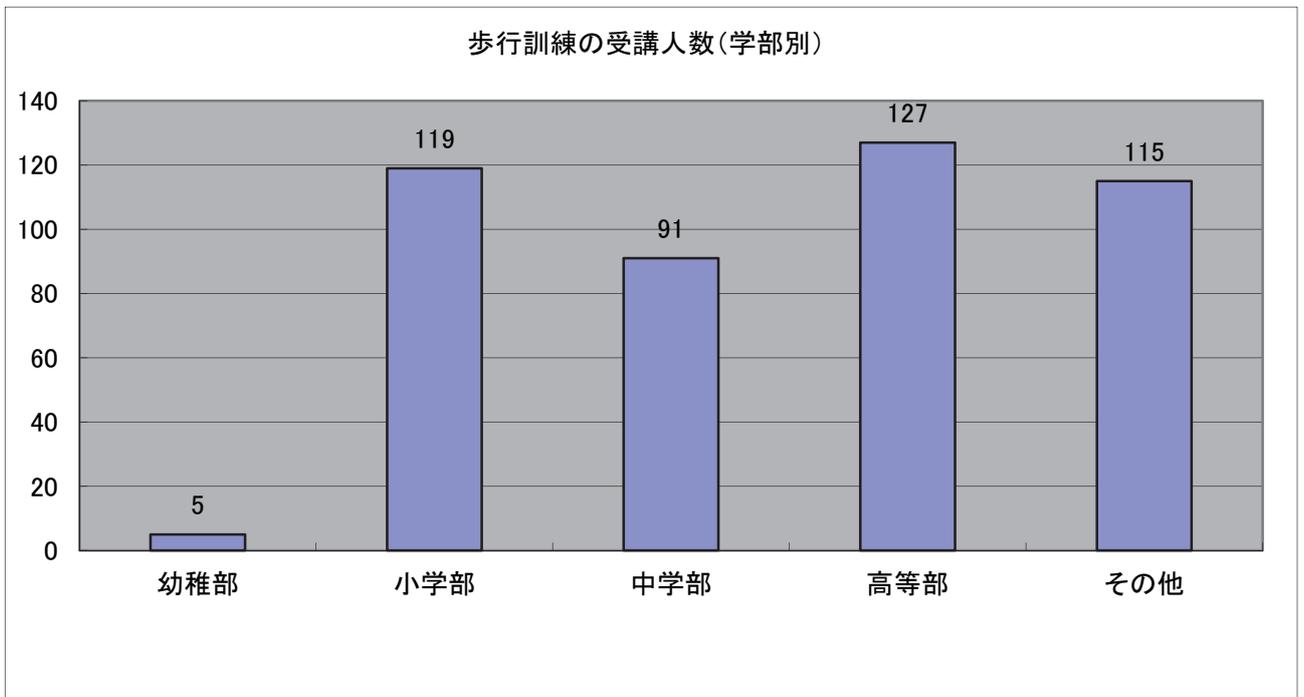
③-2-1 実施状況

幼稚部、小学部、中学部、高等部、その他、に分けて歩行訓練の実施の有無を尋ねたところ、幼稚部 4 校、小学部 36 校、中学部 30 校、高等部 32 校、その他 15 校で実施されていることがわかった。



③-2-2 受講者数

学部ごとの受講者数は、幼稚部 5 人、小学部 119 人、中学部 91 人、高等部 127 人、その他 115 人であった。



③－２－３ 実施時間数

実施時間数については、週・月・年のいずれかで回答を求めたため、一律に比較することは難しいが、年3時間のところから、週5時間の範囲であったが、週1時間から週2時間で実施しているところが多かった。受講者によって時間数が異なると回答したところもあった。学部による偏りについては、小学部で多く高等部で少ないところもあれば、その逆もあった。

③－３ 歩行訓練を実施する上での課題

歩行訓練を実施する上での課題について尋ねたところ、「1. 他の授業が優先で歩行訓練の時間がとれない」が16校、「2. 歩行訓練士がいない」が20校、「3. 職員を訓練士養成のための研修に出すことができない」が25校、「4. その他」21校であった。

「4. その他」を選んだところの中には、歩行訓練士がいないわけではないから「2. 歩行訓練士がいない」を選択してはいないものの、歩行訓練士が足りない、歩行訓練士の高齢化が進んでいる、などを課題としてあげるところが目立った（「4. その他」に人員の不足を挙げたところは6校で、うち5校は「2. 歩行訓練士がいない」を選択していない）。したがって、歩行訓練士の在不在にかかわらず人員の不足が見られるところは25校ということになる。

③－４ 歩行訓練を実施していない理由

歩行訓練を実施していないのは1校のみで、実施していない理由としては、「実施対象生徒が現在いない」を挙げていた。

2. ヒアリング調査の結果と分析

(1) 当事者ヒアリング

秋田県では同行援護や移動支援の利用時間が少なく、利用人数が少ないことに加え、利用に関する認識が行政と利用者間で異なっており、行政と事業所と利用者で十分な意思疎通がなされるべきと感じた。

秋田市内を離れると公共交通機関が十分に発達していないため、福祉有償運送など車での移動手段がない状態では制度が十分に活用しにくく、同行援護は利用しないという声が多く寄せられていた。

新潟市では移動支援の利用回数が、週3回と決まっているのを増やしてほしいとの声が上がっている。また、新潟市内及び福祉有償運送が実施されている市（五泉市）では移動支援・同行援護による移動が有効に機能しているが、福祉有償運送がない中山間地域では、公共交通機関が乏しいこともあり、有効に機能しておらず、都市部と過疎地域との、その利用格差は広がっている。

神戸市では、行政に対しては、例えば通院時の待ち時間で、実際に情報提供や誘導を行っていない時間帯については報酬算定時間とはしないとする、いわゆる「中抜き」をやめてほしい、もっと支給量を増やしてほしいとの声が多かった。

また、ガイドヘルパーの質の問題として、守秘義務が守られない、道を知らないなどの苦情も上がっていた。事業所にガイドヘルパーの交代を申し入れても、替わりのガイドヘルパーがいなかったため、交代ができないと言われる、という声も上がっていた。

広島市では同行援護と移動支援どちらの利用も選択できるが、合計の利用時間が80時間までと決まっている。同行援護の実施によって、外出時の代読や代筆が明確に業務に位置づけられて助かっているとの声もあった。週1回の習い事も「通年かつ長期にかかる利用」と行政から言われ、利用できないとの声があった。

自宅発着が基本とされ、外出先でガイドヘルパーと待ち合わせするような片道利用はできない、と市から言われているので、とても利用しにくいとの苦情があった。

サービス時間内のいわゆる「中抜き」が利用しにくいので改善してほしいと声が上がっている。緊急時の対応も難しく、ヘルパー不足を指摘する声も多く、早目にガイドヘルパーの依頼をしないと希望する日時に外出できないとのことである。

宮崎では、墓参りに利用できないので改善してほしい、仕事にも利用できるようにしてほしい、入院中も利用できるようにしてほしい、施設の入居者が利用できるようにしてほしいという声が多く上がった。

施設入所者が同行援護を利用したというケースが過去にあったようで、特別養護老人ホームや盲養護老人ホームでも利用したいという声もあがった。

また、ヘルパーのモラルを上げてほしいとの声も寄せられた。さらに、ガイドヘルパーの業務を社会にもっと知ってもらうため、盲導犬のように、公共広告機構に依頼してマスコミで流してもらえないかとの要望もあった。

宮崎県内で、福祉有償運送を実施している市と実施していない市があり、視覚障害者の移動に関する保障に地域格差が生じていると当事者団体からも声が上がっていた。

中山間地域では、交通機関の発達の問題、事業所やヘルパー不足から、十分に利用者ニーズの掘り起こしができていない。行政・利用者・事業所の制度理解が不十分であること、移動の手段をどのように確保するかということなどが現時点での課題である。

比較的移動がしやすい地域においては、施設や仕事、入院中にも利用できるようななど、同行援護の充実を求める要望が多く聞かれ、また、ヘルパーの質の向上を求める声も多かった。同時に、ヘルパー不足が深刻であり、希望の日時にヘルパーを利用できないといった実態もあり、ヘルパーをどう確保していくかということも大きな課題である。

(2) 行政ヒアリング

(2) - 1 県

秋田県では昨年度まで県の委託事業として同行援護従業者養成研修を実施していたが（年1回・30名受講）、今年度から指定研修事業所が実施する（年2回）ようになって、受講料が上がったことも関係してか、受講生が計22名と減少した。

新潟県では5つの指定研修事業所があり、同行援護従業者養成研修が7回開催され、150～160名近い数の修了者がある。しかし、受講生に専門学校の学生が多く、実際のガイドヘルパーとしての増員に直結していないという側面も見られた。

養成研修の実施要綱で、1人の講師が受け持つよい科目は、3科目以内と定められている。

兵庫県では、県の委託事業での同行援護従業者養成研修の実施はなく、15の指定研修事業所が実施している。平成26年度は12月末までに80回開催され、一般643名、応用189名の修了者があった。講師要件は緩やかで、科目別に職種例を挙げているぐらいである。

広島県では、17の指定研修事業所が、一般課程87講座、応用課程67講座を開催し、597名が受講した。

宮崎県では今年度は3つの指定事業所が6回の養成研修を実施し、78名の修了者を出している。講師要件については詳細には定めてはいない。

秋田県では、そもそも養成研修の実施が少なく、ヘルパーの養成が不十分であることは明らかである。その他の県でも、比較的養成研修を開催されているものの、修了者がいても実際にガイドヘルパーとして業務に就いている人は多くはない。

さらに、いずれの県も、研修修了者が、その後にガイドヘルパーとして実務に携わっているのかの追跡調査はされていないばかりか、就職先などの情報提供もされておらず、単なる資格取得にしかかかっていない修了者が多く見受けられる実態となっている。

(2) - 2 市

1) 支給時間、利用内容について

秋田市では1ヶ月の支給時間は基本60時間を上限と定めているが、場合によってはそれ以上でも支給決定を行うこととしている。ただ、支給決定者が47名と極めて少なく、毎月利用している人数は15名と極端に少ない。

新潟市では同行援護については上限時間は設定していない。同時に移動支援も支給決定がなされていて、どちらも利用できる。

移動支援は、地域活動支援センターや就労支援事業所B型の通所にも活用されている。ただ、利用回数が週3回と制限されていて、就労支援事業所への通所に影響をきたしている人もいた。

さらに、移動支援によるグループ支援も活用されており、1人のヘルパーにつき当事者3名までのグループ支援も行われている。

神戸市では、1ヶ月の支給時間は基本32時間であり、通院についてはこれまでは全ての人を通院等介助としていた。しかし、当事者からの要望を受け、今年度からは介護保険対象外の人及び要支援(1・2)の人に限り、「同行援護(32時間)+通院等介助」もしくは「同行援護52時間(32時間+20時間(通院分))」のいずれかが選択できるようになった。32時間からさらに支給時間数を増やすことができる場合は、「必要不可欠な利用」に限り、医師の指示による通院・リハビリ、家族の病気等で援助が受けられず通勤・通学が中断する場合などのみであり、散歩等については医師の指示がない場合は支給時間を増やすことが難しい。

週1回の利用は、買い物については「通年かつ長期」に当たらないが、習い事は「通年かつ長期」と判断され、利用できない。

また実質、移動や情報提供している時間以外は報酬算定をしないといけないということである。

広島市は、国の基準に沿って運用していると回答していたが、1ヶ月の支給時間に80時間という上限を設けている。その根拠としては4時間×5日×4週という計算に基づいており、この4時間というのは、一般的な大人の1日の外出時間を4時間として、月当たりの支給限度を定めているということであった。

また、緊急事態の対応として、その月にすでに80時間を使い切っている場合、例えば急な葬儀の場合であっても、80時間を超えて支給はできないとの回答であった。また、習い事やサークル活動等について主催者側が対応できない場合は利用が可能かとの問いには、主催者による対応が困難な場合、ヘルパーが実際に支援をしている時間は報酬算定の対象とするが、単なる見守りは報酬の算定対象外としているという回答であった。

宮崎市は1ヶ月の支給時間を基本50時間と定めているが場合によっては、50時間を超えて支給決定している。ただ、入退院日は利用できないとされている。

同行援護では支給時間の上限はなく、利用者ニーズに沿った支給決定をすることになっているにも関わらず、各県ともに上限の時間があるような回答となっている。

さらには、地域によって、制度の解釈がばらつき、習い事に利用できない、急な葬儀でさえ利用できないなど、利用の制約となっている実態もうかがえた。

また、通院についても、通院等介助が優先される実態もあり、行政の制度理解のばらつきを解消しなければ、利用しやすい制度にはならない。

2) 車両での移動に関して

新潟市では視覚障害者が外出する際の交通手段として、タクシー券の支給か、ガソリン代年2万6千円の支給か、どちらかを選べる制度となっていて、外出がしやすいように工夫されている。

また、秋田県、新潟県では、県内でガイドヘルパーの自家用車を使っての福祉有償運送の制度が活用できる市もあって、同じ県内での移動環境も多様化している。

中山間地域においては公共交通機関が発達していない中で、いかに移動手段を確保するのかという点において、ヘルパーの車を活用できるかどうかが課題となることがうかがえる。

(2) - 3 歩行訓練・白杖について

新潟では、歩行訓練について、県は当事者団体、市は自立支援センターに委託しており、昨年度の実績としてのべ396人が訓練を受けている。協会はホームページで広報しているほか、医療機関との連携にも努めている。また県ではテレビ番組、市では広報紙が利用されている。

兵庫県は県の当事者団体が歩行訓練を受託しており、昨年度の実績は6ヶ所24回だった。神戸市では各区の窓口で受け付けて歩行訓練を委託事業として実施している。

広島市でも歩行訓練は当事者団体に委託されており、区の窓口による紹介がされているとはいうものの、ほとんどの地域で行政からの広報は積極的にはされておらず、視覚障害者が情報を入手しにくい状態であり、広報についての課題を感じた。

また、訓練は個別対応でなく、グループ指導も行われており、歩行訓練のあり方にも課題を感じた。

広島県では、白杖の交付状況について、形状の異なる2種類の交付や耐用年数内の交付が容易にされる市と、特別な事情の場合にのみ交付が認められる市があり、ばらついている。

宮崎市では白杖を原則1本のみ交付しており、1割の視覚障害者に交付されている。ただ、歩行訓練の広報は特にはしておらず、相談支援専門員に専ら任せていて窓口にも相談はないとのことである。歩行訓練については当事者団体に委託しており、昨年度12名が修了した。

どの県においても歩行訓練や白杖など、視覚障害者の移動に関する情報を十分に広報できているとは言い難い状況である。

視覚障害者の移動を保障していくためには、行政と連携し、積極的な広報で当事者の掘り起こしをすることや、訓練内容を充実させていくことが必須である。

(3) 事業所ヒアリング

同行援護・移動支援については、秋田県では、ガイドヘルパー不足のため他県への派遣や緊急時の対応も難しいとのことであった。さらに、余暇活動への対応もできておらず、新規の利用者を断ることも多い。

新潟県では、ヘルパーの不足により、宿泊や遠方への派遣が厳しい事業所が多く、また、ホームヘルプ事業も実施している事業所では、ホームヘルパーの空いている時間にガイドヘルプを行っている場合も多いので、利用者の外出をヘルパーの活動可能な時間に合わせてもらっているということが多く見受けられる。

事業所によれば、高齢で退職するヘルパーに新規で登録するヘルパー数が追いつかず、ガイドヘルパー数が減少する年もあるようである。

区によっては調査員による障害支援区分調査にばらつきがあり、身体介護を伴う、伴わないの判定への影響が大きく困るとの意見もあった。

報酬単価が低いので上げてもらいたいとの声も上がった。

神戸市では、要介護認定者の通院には介護保険の通院介助が優先され、同行援護が利用できないため、改善を求める声が上がっていた。また、報酬単価が低すぎるとの声も多く聞かれた。

広島市では、移動支援を利用している視覚障害者がかなりの人数であった。

散髪時間中や病院での待ち時間等、移動や情報提供をしていない時間帯、すなわち「見守り状況」となっている時間帯は請求できないと行政から指導があり、運営が難しいとの声が上がっていた。

また、目的地までの片道の派遣などの場合に、ヘルパーが単独で移動する際の交通費は事業所が負担しているケースがほとんどで、経営的にもかなりの負担となっているとのことである。

フルタイムで活動できるガイドヘルパーが少なく、ヘルパーの活動可能時間に利用者の外出を合わせてもらっているケースも多いとのことであった。

報酬単価が低いのでガイドヘルパーに十分に保障ができない結果、ヘルパーが集まらないため、報酬単価を上げてもらいたいとの声が上がっている。

宮崎県ではヘルパー不足の声が上がっていて求人を出しても応募がないとの声も上がっていた。福祉有償運送の利用は多いが、収益性が低いため経営面ではかなり厳しい状況との意見があった。また、福祉有償運送の運転中でもしっかり情報提供しているので同行援護の算定時間に含めてほしいとの要望があった。

このような福祉有償運送の制度のままでは、全国的には広まらないだろうとの意見もあった。また、利用者のモラルについて指摘する声もあった。

事業所については、慢性的なヘルパー不足が最大の問題である。これは養成研修

の開催がないことや、報酬単価が低いためヘルパーに十分な保障ができず、結果としてヘルパーが集まらないということが原因である。

その結果、利用者を、事業所やヘルパーの都合に合わせざるを得ない、事業所の苦悩もうかがえる。

さらには報酬単価が低い上に、行政から実際の支援がなされていない時間においては請求対象から外すよう指導がある中で、事業所としては、利用者ニーズに応えたくても応えられない実態、細やかなサービス提供をしたくてもできないというような実態もある。

【分析】

全国どこの会場でもガイドヘルパー不足で、ガイドヘルパーの都合に合わせて利用者が外出時間を調整しているという現状があり、外出保障、情報提供の保証が十分保たれているとは言えない状況である。

同行援護の報酬単価を上げてもらいたいとの声がどこの会場でも聞かれ、ガイドヘルパー不足の大きな要因となっていることは間違いないであろう。

また、自治体によって、同行援護の本質を理解されていないのか、間違った解釈をされていたり、実際に移動や情報提供している時間のみを報酬算定時間として、わずかな時間の途切れまで報酬算定から外すという、いわゆる「中抜き」を求める所も多く見られた。視覚障害者に保障されるべき情報提供のあり方から考えれば、真に不自然な対応と言える。

3. 考 察

(1) 同行援護は人生のチャレンジをもサポート

同行援護利用者は貴重な制度と歓迎している。

同行援護の利用メリットとして、「安心・安全な外出ができる」、「家族に負担をかけなくてよい」「社会への参加が増える」との回答が多い中、「生きる意欲が湧いた」、「チャレンジしようと思うようになった」などと、人生を豊かにし、前向きに生きるきっかけになっているとする回答が少なからずあった。

同行援護事業所が、単にガイドヘルパーを派遣するだけではなく、利用者の人生をもサポートしているという視点に立つことが重要である。地元での行事や社会参加に効果的な情報を利用者に届け、同行援護の利用によって社会参加が可能になるなどの要件が整うと、同行援護が単なる目的地への外出保障から、利用者の生活の質の向上に影響を及ぼすものになると考える。

移動の手段は、同行援護だけではない。場合によっては、同行援護事業者が、契約した利用者に歩行訓練受講を促し、単独歩行への道を紹介し促すことも大切である。

特に、人生半ばで見えにくくなった人は、すぐさま歩行訓練を受ける決心もつきにくいため、当初は同行援護利用希望者となることがある。しかし、そのまま同行援護でしか外出をしなければ、単独歩行の道が阻まれてしまうこともある。同行援護事業所は、利用者にとって必要なニーズの把握に努め、時には派遣の中止や軽減も含む、利用者にとっての最良の方法を意識することは大切である。

この最良の方法が保障されるためには、各県において、白杖が適切に交付され、歩行訓練が生活エリアで受けられる環境が整っていなければならない。

また、白杖の正しい理解や交付率、歩行訓練事業の充実や訓練士の配置数などは、同行援護による安全な外出にも直結するものである。すなわち、利用者が白杖を携帯し利用できているか、安全な歩行の知識があるか、従事者養成研修の質が保てているかなどに直接影響するものと考えられる。

(2) 地域格差

今回の調査では、6つの県をピックアップして、当事者・事業所・ヒアリングを実施した。移動が保障されているかという点において、6県を中山間地域と都市部に分けて整理した時に、地域差が大きい結果が得られた。

【中山間地域の特徴】

秋田県や新潟県において、次のような特徴が表れた。

- ・支給量が20～30時間程度であるケースの割合が多い
- ・支給量の増加や、利用要件についての改善が強くは望まれていない
- ・回答した事業所の中で、社会福祉協議会の割合が高い（民間事業所が少ない）
- ・事業所において「利用者が少ない」との回答がある
- ・白杖を補装具としてあまり申請していない
- ・マンツーマン指導の歩行訓練は受けていない

【都市部地域の特徴】

兵庫県や広島県において、つぎのような特徴が表れた。

- ・支給量が50時間前後とするケースが多い
- ・支給量の増加や、利用要件についての要望が比較的多い
- ・回答した事業所の中で、会社組織の割合が比較的高い
- ・自治体、事業所、利用者のそれぞれに、ヘルパー不足の認識が強い
- ・利用者が少ないとの記載は見当たらない
- ・白杖を補装具として、一定数の給付を受けている
- ・マンツーマン指導の歩行訓練を受けている割合が高い

これら2つの地域の違いは何を意味するのであろうか？

以前より、同行援護の利用は都市部において多く、中山間地域では少なかった。この原因については、交通網の発達程度や、事業所数の違いがあげられてきた。この指摘は間違っていないと考える。しかし、それだけなのか、さらに検討する必要があると思われる。

(3) 移動の支援に関わる環境

今回の調査では、視覚障害者の歩行、ないしは移動に関わる歩行訓練や白杖に関することも尋ねた。

① 訓練（歩行）事業

訓練事業については、自治体及び実施施設及び団体等を調査対象とした。

その結果、概ね全ての都道府県や政令市・中核市において予算化され、実施されているが、その額には大きな開きがあった。その内容として、数十万円程度の事業で、講座形式が中心に行われているものから、数百万～数千万円に及ぶ事業については、訓練士が自宅訪問を行いマンツーマンで実施するものまで、その差は大きい。

特に、講座形式でしか実施されていない県については、視覚障害当事者自身が、講座形式のものを訓練とする認識を持ち、「訓練を受けたことがある」と回答してい

る。このことは、訓練というものの認識すら共通理解になっていないことを意味しており、このことは、歩行訓練がいかに一部エリアでしか実施されていないかを物語るものである。

国の事業として、視覚障害者の訓練事業が全国的に保障されることが早急に求められる。

② 盲学校での歩行訓練

全国の盲学校で、450 人程度の生徒に対応しているとの回答があった。しかし、その実態において、多くの課題が提起されている。

それらは、次の通りである。

- ・ 訓練時間の確保が困難
- ・ 指導員の確保が困難

自校の教師が対応する場合は、教師の時間のやりくりが難しい
歩行訓練士など外部講師を招く場合は、予算の確保が課題

- ・ 校内のみで、自宅までが実施されていない
- ・ 夜間対応ができない

これらの内容からうかがえる実態は、授業の空き時間や放課後の限られた時間を利用して、教師ないしは外部講師が対応している姿であり、自宅までの通学路の安全確保にまでは至っていない現状である。学校内の歩行に限定されるこの現状からは、生徒の日常生活全般における歩行訓練、すなわち移動の保障は心もとないと感じる。盲学校がこの現状であれば、普通校へ通う児童・生徒に盲学校と同等あるいはそれ以上の保障がなされているとは考えにくいことから、学齢時における歩行訓練の現状には多くの課題が潜在化していると言えよう。

③ 白杖

自治体においては、概ね形状の違うもの（直杖と折りたたみ）であれば 2 本給付は可能とされている。しかし、当事者においてその理解が行き届いているかどうかは不安が残る。回答には、杖が使用に耐えない、ないしは紛失した場合でも、耐用年数が経過するまでは申請ができないかのような理解がされていることをうかがわせるものがあった。

白杖の適切な長さについては、概ね理解が浸透しているものと安堵するところである。

白杖は、単独歩行においてのみ使用するものではない。家族やヘルパーの誘導で歩行する場合でも、自ら足元の確認をすることはより安全な歩行につながる。

このように移動の支援を考えると、訓練事業の実施や白杖の給付保障は、特に必要な整備である。多くの視覚障害者は、行先や目的によって、単独歩行する場合と誘導を受けながら歩行する場合など、異なるものである。それらのいずれにお

いても、安全性を高めるためには、同行援護とこれらの環境整備が相まって充実しなければならない。

(4) 交通機関と車使用

これまで長きにわたり、利用者の要望として、ヘルパー及び事業所の車が使えるようにしてほしいという声が強く出されてきた。今回の調査においても、アンケート調査、ヒアリング調査共に、多く出された。

日本社会において、急速に公共交通機関の整備が大都市に集中した反面、地方においては路線バスの本数削減や廃止が止まることを知らず、住民の足は遠のくばかりである。制度として同行援護があっても、公共交通機関の利用ができなければ絵に描いた餅に過ぎないし、利用者から車利用の強い要望が出されることは至極当然のことである。

いわゆる「白タク」問題の解決策として「福祉有償運送」の活用が可能とされるが、そこにも課題はある。地元での輸送業界との折り合いがつかず未実施の地域が多いことや、実施されているところにおいても設定されている金額が少額であるため、事業所の採算に全く見合わないことなどが指摘されている。結果として、福祉有償運送の実施地域は多いとは言えず、同行援護が特に中山間地域で広がらない一因にもなっている。

(5) 国・自治体の理解

国や自治体との関係において、未だに解決されない大きな問題は以下の通りである。

① 視覚障害の特性に基づいた考え方の整理がされない

【報酬単価】

報酬単価において、身体介護が「伴う」か「伴わない」かの2種の設定になっており、同行援護があたかも介護事業であって、その介護の必要度が重いか軽いかで業務の価値を計るかのような基準である。

視覚障害者に必要なことは介護ではなく情報提供の保障であることから、当然のことながら身体介護を「伴わない」と決定されている人の割合が多く、報酬単価が安価であることから事業所の経営が圧迫されている。さらに、現在の報酬単価では、長時間利用の多い同行援護において、派遣時間が長くなるほど1時間当たりの単価が安くなる設定であることも、経営を圧迫する要因にもなっている。

事業所からは単価が安いことについて多数の声が寄せられた。このままでは、本気で同行援護に取り組む事業所が増えないだけでなく、同行援護から撤退する事業所が出かねない状況である。

ヘルパー不足、募集しても集まらない、養成研修を受講させるほど収入が期待できないので放置しているなど、報酬単価の安さが、事業所の取り組みやヘルパーの意識に反映され、ガイドヘルパー不足に直結しているのが現状である。

報酬単価と人員確保、質の担保は強く連動している。

単純に、安価な身体介護を「伴わない」単価を上げるだけでなく、介護の視点から切り離し、情報提供に徹した報酬額として定めることが強く求められる。

【通院利用】

いつまでたっても、通院利用において同行援護利用が認められない問題が解決されないことは、由々しき問題である。特に、要介護認定を受けている人において顕著である。

この問題も、視覚障害者の外出保障を「介護」と認識するがゆえに生じているという側面がある。

視覚障害者への支援の本質は情報提供であり、介護資格のみのヘルパーでは安全・安心なガイドができないことを繰り返し訴えているが、まだまだ理解をしていただけない自治体が多い。ヒアリングで訪れた政令市においても、頑なに介護保険優先を強調される担当者と白熱する議論となる場面もあった。

一刻も早く、視覚障害者が安心して外出がなされるよう、同行援護の利用が実現されるよう求めたい。

【いわゆる「中抜き問題」】

「病院内では、情報提供している時間だけが算定対象時間である」「タクシーに乗っている間は算定対象外である」などとする、いわゆる「中抜き」問題がある。恐らくこの内容からは、「座ってじっとしている間は移動の支援とは言えない」とか、「情報提供していない（話していない）時間もあるはず」との行政の解釈があると推測される。

視覚障害者にとって、常に情報提供を確実に得られる体制がなければ不安である。病院の待合室で待っていて何かの情報を求めたいときに、情報提供してもらえない人を見えない状態で探さなければならないようでは、情報提供が保障された環境とは言えない。

単純に、“移動をしていない”“説明をしていない”時間を、ヘルパーが必要ではないとするこのような解釈は、視覚障害者に必要な支援を全く理解していないことであり、改善が求められる。

② 支給量・目的の制約

上限設定は設けないとする自治体は増えているとも思えるが、今回の調査でも上限ありと回答されている自治体は多く存在する。相談支援専門員や事業所からさえ、

支給量は増やせないと説明されたとの声も出ている。

国が上限は設けていないとしているのに、自治体の上限設定は容認することはできない。ニーズを聞き取り、必要な外出時間が保障されるよう望むものである。

利用目的についても、まだまだ自由に外出できているとは言えない。

- ・1週間に1度の買い物や習い事が“通年かつ長期”として認められない
- ・通学や施設への通所に利用できない
- ・入退院及び入院中が利用できない
- ・教会の日曜礼拝が、宗教活動として認められない

何度も指摘されていることであるが、いつまでも利用条件が厳しい自治体がなくなれない。利用者の生活実態によってニーズを見極めるのが自治体の役割ではあるが、実態としては、国が示している以上に利用を制約している事例も少なくないと思われる。

また、通勤・通学や入院・入所中の利用は同行援護の対象外とされているが、視覚障害者にとっては、いかなる目的の外出であっても、同行援護での移動が望まれている。

(6) 供給体制の不足

調査全体を通して、改善を求める内容として多かったのは、供給体制の充実である。すなわち、事業所が少ない、ヘルパーが少ない、ヘルパーが定着しない、という声は、自治体、利用者、事業所のいずれからも強く上がっている。ヘルパー不足のために、希望する外出を、事業所の派遣可能とする日時への変更を余儀なくさせられている現状が随所に見られた。

これには、様々な要因がある。同行援護従事者養成研修が開催されないため、資格取得がままならないこと。生活できる収入につながらないために従業者の応募が少ないこと。不定期業務の確率が高く、短時間利用で往復時間の方が長い、中抜きや片道利用などで収入対象とならない時間があつて効率が悪いこと。体力、経験、心理的対応に長けたヘルパーが求められるが、養成研修の内容や給与などがそれに見合わないために、ヘルパーの定着が悪く、利用者の満足が得られないことなど。これらの課題が複合的に存在する。

また、ヘルパーの誘導技術が不十分であることの指摘も少なくない。現在、同行援護従業者資格では、公共交通機関の研修が未経験であってもヘルパーになれるが、重大な事故が起こる前に、一刻も早く改善されるよう強く求めたい。

利用者の安心できる外出を保障するためには、これらのことを改善し、供給体制が満たされるようにしなければならない。

(7) 当事者力の強化

調査のヒアリングにおいて、地域によっては自治体が正しく理解しているにも関わらず、自治体に確認をせずに、当事者が間違った理解のままでも少なくなかった。

制度を創設させ、改善を促していくのには当事者の声は大切である。

当事者自身も、サービスを利用する立場ではあるが、よりよい制度を作る主体者として声を上げていくことが重要であることも痛感する調査であった。

一部ではあったが、利用者のモラルの向上を求める意見も事業所から出されていたことは、付け加えておく。

第三章 提言

1. 移動の支援をトータルに捉えた保障

視覚障害者の移動は、白杖の有効な活用、歩行訓練の生活圏での習得、同行援護の活用、及びハード面での整備が重層的に保障されることで成り立つ。白杖、歩行訓練、同行援護・移動支援のいずれにも地域差があるが、一定の地域における普及度合いには関連性がある。

すなわち、全国的な制度の実施基準がないことが原因である。
移動の保障をトータルに捉えた制度設計が必要である。

2. 基本となる同行援護

同行援護利用における目的・日時・時間数などは、基本的には一切の制約を設けることなく利用可能とすべきである。事業所の未整備などで同行援護利用が実現できない場合は、移動支援事業により補完されるよう整備されなければならない。

3. 都道府県における供給体制の現状把握とその役割

事業所不足、ヘルパー不足は慢性化している。従業者養成研修修了者は、数十人から一千人に近い都道府県までであるが、実際に同行援護に従事している修了者の確実なデータはどこも把握していないのが現状である。

都道府県は、供給体制について責任を負う立場から現状把握に努めるべきである。国は、その進言をすると共に、視覚障害者数に対して、供給体制が不十分な都道府県の底上げのために、一定の充足目標が設定されることが必要である。

4. 報酬体系の一本化

「身体介護を伴う・伴わない」という「介護」の有る無しで業務価値を評価する報酬体系は、情報提供を主たる業務とする同行援護には馴染まないのみならず、情報提供が同行援護の本質であることの理解の妨げにさえなっている。

まず、情報提供の保障についての報酬額を定めること。その上で、加齢や身体障害に伴う身体的ハンディ、難聴や聴覚障害に伴うコミュニケーション的ハンディ、認知症や高次脳障害に伴う認知・判断的ハンディが合わさる場合には、高度な情報提供と倫理観が求められることから、加算を設定することが必要である。

5. 正しい同行援護の周知

市町村において正しく理解・運用されていない現実あることから、国からの徹底が必要である。周知のために、厚生労働省とタイアップした各地での研修会が必要である。

(1) 支給量の保障

国は、個々の利用者の支給量について上限は決めないとしている。利用者のニーズを聞き取り、決定されること。

(2) 通院利用の保障

通院利用時に同行援護利用を認めず、介護保険や障害者総合支援法における通院等介助の利用を強制する市町村をなくし、同行援護の利用が妨げられることのないよう、国からの通知を出し、周知徹底すること。

(3) 「中抜き」の整理

視覚障害者に必要な「情報提供の保障」とは、特定された情報提供者が、情報取得の必要が生じた時点で、すぐに適切な情報が得られることで成り立つ。情報提供の役割が他者に委ねられる時間帯を除き、同行している全ての時間帯が同行援護利用であることを周知すること。

6. 福祉有償運送

視覚障害者の移動支援・同行援護の利用に有効とされる福祉有償運送ではあるが、実施エリアは限られている。少ない収益性や運輸業界との難調整などが理由である。視覚障害者を含む交通弱者に対して、国としての支援及び新たな制度設計が必要である。

委員名簿

(順不同・敬称略)

- 竹下 義樹 (社会福祉法人日本盲人会連合)
- 橋井 正喜 (社会福祉法人日本盲人会連合)
- 小林 章 (国立障害者リハビリテーションセンター)
- 松永 秀夫 (社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会)
- 金村 厚司 (特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター)
- 棚橋 公郎 (社会福祉法人岐阜アソシア)
- 高間 恵子 (公益社団法人京都府視覚障害者協会)
- 平井 敬子 (京視協ガイドヘルプステーション)
- 橋本 賢二 (特定非営利法人杉並区視覚障害者福祉協会)
- 青木 慎太郎 (京都産業大学)
- [事務業務総括]
- 藤井 貢 (社会福祉法人日本盲人会連合)

附 則

1. アンケート調査票

平成26年10月14日

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹
(公印省略)

平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援
の在り方に関する実態調査」へのご協力について (お願い)

日頃は当法人の事業にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

この度、厚生労働省の「平成26年度障害者総合福祉推進事業」の助成を受けて「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施することといたしました。この調査は、移動支援や同行援護の実態を把握し、課題を整理するために実施します。その基礎データを収集するために「移動の支援に関する当事者調査」を実施いたします。

つきましては、ご多忙の中、恐れ入りますが、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。貴団体に墨字と点字を送付します。いずれの方法でもかまいませんので、回答は10月31日(金)までに同封の返信用封筒にてお送りください。

また、この調査に関するご不明な点などは、下記にお問い合わせ下さい。ご協力よろしくお願いいたします。

社会福祉法人日本盲人会連合
組織部団体事務局
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2
TEL 03-3200-0011
FAX 03-3200-7755
E-mail jim@jfb.jp

移動の支援に関する当事者調査

◆ご記入されるあなた自身のことについてお聞きします。

1. 基本調査

問1 あなたの年齢を教えてください。

1. 20歳未満 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
6. 60代 7. 70代 8. 80代以上

問2 あなたの性別を教えてください。

1. 男性 2. 女性

問3 あなたの視覚障害程度を教えてください。

1. 全盲 2. 弱視 3. その他（ ）

※その他には、視覚障害以外の障害をご記入ください。

（聴覚、肢体不自由、内部、精神等）

問4 あなたのお住まいを教えてください。（都道府県・市区町村名まで）

（ ） 都・道・府・県

（ ） 市・区・町・村

（ ） 区（政令指定都市の場合区まで）

2. 外出

問5 あなたの外出頻度をご記入ください。

1. ほぼ毎日 2. 週に3～4回 3. 週に1～2回
4. 月に数回 5. ほとんど外出しない

問6 あなたの主な外出目的は何ですか。外出頻度が多い順に3つ教えてください。

1. 通院
2. 通勤
3. 通学
4. 買物
5. 親戚・友人・知人宅
6. 役所などの行政機関等
7. 銀行等の金融機関
8. 余暇活動
9. 団体等の会議・催し
10. デイサービスなどの福祉施設
11. 福祉施設
12. その他 ()

3. ガイドヘルパー制度

問7 あなたはガイドヘルパー制度を利用していますか。

1. はい
2. いいえ

問8 問7で「いいえ」と回答した方にお聞きします。その理由を教えてください。

1. 単独で外出することができ、必要ないから
2. ほとんど外出しないので必要ないから
3. 住んでいる地域に事業所がないから
4. 制度を利用するための申込みが面倒であるから
5. どのように制度を利用すればいいのかわからないから
6. 利用したいが、希望の内容で利用できないから
7. その他 ()

※問8を回答した方は、次は問30から回答してください。

※問9～問29までは問7で「はい」と回答した方にお聞きします。また問29以降も回答をお願いします。

問9 あなたはどのガイドヘルパー制度を利用していますか。

1. 移動支援のみ
2. 同行援護のみ
3. 移動支援と同行援護の両方
4. その他 ()
5. わからない

問10 あなたは自治体に自分の希望する時間を申請し、その時間数をもらっていますか。

1. もらえている
2. もらえていない
3. どちらともいえない

問11 あなたの希望する時間と、実際に支給されている時間を教えてください。また、移動支援と同行援護を利用している方は時間をそれぞれご記入ください。

(1) 希望する時間 (時間)

希望する時間の内訳：移動支援事業 (時間) 同行援護 (時間)

(2) 支給時間 (時間)

支給時間の内訳：移動支援事業 (時間) 同行援護 (時間)

その他 (時間)

問12 ガイドヘルパーとの主な外出先を3つ教えてください。

1. 通勤・通学
2. 通院
3. 買物
4. 親戚・友人・知人宅
5. 役所等の行政機関等
6. 銀行等の金融機関
7. 団体等の会議・催し
8. デイサービス等の福祉施設
9. 余暇活動
10. その他 ()

問13 あなたがガイドヘルパー制度を利用するにあたり利用を認めて欲しいことは何ですか。(複数回答可)

1. 通勤
2. 通学
3. 通院
4. 日曜礼拝等の宗教活動
5. その他 ()

問14 事業所にガイドヘルパーの派遣を断られたことがありますか。

1. ある
2. ない

問15 問14で「ある」と回答した方にお聞きします。断られた理由を教えてください。(複数回答可)

1. ガイドヘルパーとの調整ができなかった
2. 夜間・早朝等でガイドヘルパーとの調整ができなかった
3. ガイドヘルパーを派遣できない地域と言われた
4. 定期的に催しているものと判断された
5. 派遣時間が長くて調整ができなかった
6. その他 ()

問16 あなたは事業所にガイドヘルパーの派遣を断られた時にどのような対応をしましたか。

1. 別の事業所を紹介してもらった
2. 外出することをあきらめた
3. タクシーを利用した
4. 一人で頑張って外出した
5. その他 ()

問17 事業所に新規の契約を断られたことがありますか。

1. ある
2. ない

問18 あなたはいくつの事業所と契約をしていますか。

1. 1ヶ所
2. 2ヶ所
3. 3ヶ所
4. 4ヶ所
5. その他 (ヶ所)

問19 あなたはガイドヘルパー制度を利用して特に良かったと思うことは何ですか。

1. 安心して外出することができる
2. 家族の負担が減った
3. 社会参加する機会が増えた
4. ガイドヘルパーと交流することができた
5. 見えなくても生きようとする意欲が持てるようになった
6. ヘルパーから色々な情報が得られるようになった
7. 講習会や訓練など、新たなチャレンジのきっかけになった

問20 ガイドヘルパー制度で改善して欲しいことを教えてください。

(複数回答可)

1. 支給時間数増
2. 事業所・ガイドヘルパー数増
3. 利用範囲の拡大
4. 車利用
5. ガイドヘルパーの情報提供や誘導技術の向上
6. その他 ()

問21 あなたが登録している事業所は、緊急時等の場合ヘルパーを派遣してくれますか。

1. はい
2. いいえ
3. わからない

問22 あなたが登録している事業所は、早朝や夜間等の時間でもヘルパーを派遣してくれますか。

1. はい
2. いいえ
3. わからない

問23 問22で「いいえ」と回答した方にお聞きします。事業所が派遣できないという理由を教えてください。(複数回答可)

1. ガイドヘルパーの不足
2. 移動手段がない
3. 事業所の運営時間外
4. その他 ()

問24 あなたの住んでいる地域では、地域の特性に応じてガイドヘルパーを派遣してくれますか。派遣されている場合はその内容を教えてください。(自由記述)

【例】中山間地域で公共交通機関がない、買い物をするにも近所にお店がない等

問25 あなたの住んでいる地域ではどのような移動の支援があったらいいと思いますか。(自由記述)

問26 あなたが、普段利用している地域のガイドヘルパーではなく、別の都道府県でガイドヘルパーを利用した際、特に良かった点がありましたら教えてください。

(自由記述)

問27 あなたは移動支援事業のグループ支援(複数の障害者に対する同時支援)を受けていますか。

1. はい 2. いいえ

問28 問27で「はい」と回答した方にお聞きします。あなたはどのような移動支援事業のグループ支援を受けていますか。(自由記述)

問29 ガイドヘルパー制度にご意見がございましたらご記入下さい。(自由記述)

4. 白杖

問30 あなたは白杖の交付を受けたことがありますか。

1. はい 2. いいえ

問31 問30で「はい」と回答した人にお聞きします。白杖をどのように交付してもらいましたか。

1. 自治体から指定された白杖を交付してもらった
2. 歩行訓練士等の専門家に相談し、自分にあった白杖を交付してもらった
3. 視覚障害者の用具販売所の店員からすすめられた白杖を交付してもらった
4. その他()

問32 あなたは歩行時に安全な白杖の長さについて申請前に説明を受けたことがありますか。

1. ある 2. ない

問33 あなたは白杖の適切な使い方を教えてもらう機会がありましたか。

1. ある 2. ない

問42 問40で「いいえ」と回答した方にお聞きします。歩行訓練を受けたいと思いますか。

1. 受けたい
2. 受けたくない
3. わからない

問43 問40で「はい」と回答した方にお聞きします。受ける際に問題点はありましたか。

1. あった
2. なかった

具体例（）

問44 歩行訓練の内容は満足のものでしたか。

1. はい
2. いいえ

問45 問44で「はい」と回答した方にお聞きします。どのような内容が満足でしたか。（自由記述）

【例】歩行訓練士が自宅に訪問してくれ訓練を受けることができた、負担する費用が少なかった、自分の希望とおりの回数を受けることができた等

問46 問44で「いいえ」と回答した方にお聞きします。その理由を教えてください。（自由記述）

問47 歩行訓練の実施はどのように知りましたか。

1. 自治体の担当者に紹介してもらった
2. 自治体発行の広報紙（点字版・音声版・拡大文字版）等で知った
3. 視覚障害者福祉施設の担当者から教えてもらった
4. 視覚障害者福祉施設の広報紙（点字版・音声版・拡大文字版）等で知った
5. 歩行訓練士から教えてもらった

6. 相談先

問48 あなたは日常生活において、困った際に相談できる場所がありますか。

1. ある
2. ない

問49 問48で「ある」と回答した方にお聞きします。どのようなところに相談していますか。

1. 自治体の障害福祉課
2. 社会福祉協議会
3. 福祉団体
4. その他（ ）

問50 問48で「ない」と回答した方にお聞きします。その理由を教えてください。

1. どこに相談していいかわからない
2. 相談する必要がない
3. 家族や友人等に相談している
4. その他（ ）

これで質問はおわりです。ご協力ありがとうございました。

平成26年10月14日

各 都道府県 障害福祉主管課 御中
各 政令指定都市 障害福祉主管課 御中
各 中核市 障害福祉主管課 御中

社会福祉法人日本盲人会連合
会 長 竹下 義樹
(公印省略)

平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援
の在り方に関する実態調査」へのご協力について(お願い)

日頃は当法人の事業にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
この度、厚生労働省の「平成26年度障害者総合福祉推進事業」の助成を受けて「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施することといたしました。この調査は、移動支援や同行援護の実態を把握し、課題を整理するために実施します。その基礎データを収集するために「移動の支援に関する自治体調査」を実施いたします。

つきましては、ご多忙の中、恐れ入りますが、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、回答は10月31日(金)までに同封の返信用封筒にてお送りください。なお、この調査に関するご不明な点などは、下記にお問い合わせ下さい。ご協力よろしくお願いたします。

社会福祉法人日本盲人会連合
組織部団体事務局
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2
TEL 03-3200-0011
FAX 03-3200-7755
E-mail jim@jfb.jp

移動の支援に関する自治体調査

※政令指定都市の区は記入されなくて結構です。

自治体名（ _____ 都・道・府・県 _____ 区・市・町・村）

1. 基本情報（平成 年 月 日現在）についてご記入下さい。

人口（ ）名

障害者手帳交付数（ ）名

視覚障害者手帳交付数（ ）名

2. ガイドヘルパー制度

問1 ガイドヘルパー制度を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問2 問1で「実施している」と回答したところにお聞きします。どのサービスを実施していますか。（複数回答可）

1. 視覚障害者移動支援事業 2. 同行援護
3. 視覚障害者以外を対象とした移動支援事業
4. 視覚障害と重複のガイドヘルパー制度

問3 現在、移動の支援を実施している事業所は何箇所ですか。

1. 視覚障害者移動支援事業のみ（ ）箇所
2. 同行援護のみ（ ）箇所
3. 視覚障害者移動支援事業と同行援護（ ）箇所
4. 視覚障害者以外（知的・全身性等）の事業所（ ）箇所
5. 視覚障害と重複のガイド事業所（ ）箇所

問4 問2で「視覚障害者移動支援事業」のみ回答したところにお聞きします。その理由を教えてください。

1. 同行援護では認められない利用内容を保障するため
その内容（ ）
2. 視覚障害者が少ないため、そのまま移動支援を実施している
3. 同行援護よりも報酬単価をおさえられるため
4. 同行援護の事業所がないため
5. その他（ ）

問5 問2で「視覚障害者移動支援事業」を回答しなかったところにお聞きします。
その理由を教えてください。

1. 同行援護に移行したため
2. 利用者がいないため
3. その他 ()

問6 視覚障害者で移動支援事業の支給決定を受けている人は何人いますか。
()人

問7 貴自治体のガイドヘルプに基準支給量はありますか。あるところは支給量を教えてください。

1. ある
視覚障害者移動支援事業 (時間)
同行援護 (時間)
その他のガイドヘルプ () (時間)
2. ない

問8 基準支給量を超えて決定することがありますか。ある場合は具体的に教えてください。(通院、冠婚葬祭、団体活動等)

1. ある
視覚障害者移動支援 ()
同行援護 ()
その他のガイドヘルプ ()
2. ない

問9 支給量の上限がありますか

1. ある
視覚障害者移動支援 (時間)
同行援護 (時間)
その他のガイドヘルプ (時間)
2. ない

問10 同行援護で認められるべきと考える利用者のニーズはありますか。ある場合は教えてください。(自由記述)

問 1 1 同行援護で対象とされていないため、移動支援事業で対応していることはありますか。ある場合は教えてください。(自由記述)

3. 移動方法

問 1 2 ガイドヘルパーが利用者のガイドヘルプを行う際に車両を使用することを認めていますか。

1. 認めている
2. 認めていない

問 1 3 問 1 2 で「認めている」と回答したところにお聞きします。認めている車両についてお答えください。

1. 有償運送の認可を受けた移動の支援従業者(ガイドヘルパー)個人の自家用車使用を認めている
2. 有償運送の認可を受けた事業所所有の車使用を認めている
3. 有償運送の認可を受けた行政や社協所有車使用を認めている
4. その他()

問 1 4 問 1 2 で「認めている」と回答したところにお聞きします。平成 2 5 年度の車両の利用について教えてください。

()人・()時間

問 1 5 交通機関を利用しづらい地域の視覚障害者に対して、独自のサービスを提供していますか。

1. いる
2. いない

問 1 6 問 1 5 で「いる」と回答したところにお聞きします。予算化して実施している事業は何ですか。またその理由を教えてください。

1. 移送サービス
2. 福祉タクシー券の発行
3. 福祉有償運送
4. 福祉タクシー
5. 介護タクシー
6. コミュニティーバス
7. その他()

実施の理由:

問 1 7 地域の特性から独自に実施している移動の支援がありましたら教えてください。(自由記述)

【例】船、ボート、オートバイ、グループ支援等

4. 訓練

問18 視覚障害者の歩行訓練や点字学習、パソコン技能の習得など、視覚リハビリテーションについて予算化されていますか。また、ニーズはありますか。

(1) 予算化

1. されている 2. されていない

(2) ニーズ

1. ある 2. ない

問19 問18(1)で「されている」と回答したところにお聞きします。

事業名と事業費及び昨年度の実績を教えてください。

事業名 ()

事業費 ()

修了者人数 ()

訓練回数 ()

問20 問19で回答した事業の運営主体(委託先等)の所在地を教えてください。

1. 同一自治体内
2. 同一都道府県内の異なる自治体
3. 隣接都道府県
4. 隣接していない都道府県
5. その他 ()

問21 事業を実施する上で課題は何ですか。(自由記述)

5. 白杖の交付

問22 貴自治体では、補装具として視覚障害者に白杖を交付していますか。

交付しているところは(1)～(3)についてお答えください。(交付していないところは問27から回答してください。)

1. している 2. していない

(1) 1度に何本交付していますか。

() 本)

(2) 交付頻度を教えてください。

1. 年度ごとに給付している
2. 耐用年数に応じて給付している
3. その他 ()

(3) 視覚障害者手帳所持者の中何%の人が交付を受けていますか。

() %)

問23 問22で「している」と回答したところにお聞きします。白杖の交付状況を教えてください。

1. 自治体で一括して買い上げた白杖を、申し出があった利用者に給付している
2. 白杖の現物を見てもらってから給付している
3. 使用者の身長や利用方法・利用頻度等を考慮し使用者に適した白杖を給付している
4. 歩行訓練士から意見を聞いて給付している
5. 白杖の製造メーカーの専門家から意見を聞いて給付している
6. その他（ ）

問24 問22で「している」と回答したところにお聞きします。申請があれば1度に2本以上の給付は可能ですか。

1. 直杖と折りたたみ杖と形状が異なれば可能
2. 申請があれば給付している
3. 同一形状でも予備として給付可能
4. 1度または耐用年数以内に2本以上の給付は認めていない
5. その他（ ）

問25 問22で「している」と回答したところにお聞きします。白杖の適切な長さや簡単な使い方について説明できる機関との連携がありますか。

1. はい
2. いいえ
3. わからない

問26 問25で「はい」と回答したところにお聞きします。どのような機関との連携がありますか。(自由記述)

問27 問22で「していない」と回答したところにお聞きします。なぜ給付していないのですか。

1. 給付希望者がいない
2. 給付規程がない
3. その他（ ）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成26年10月14日

各 移動支援事業所 御中
各 同行援護事業所 御中

社会福祉法人日本盲人会連合
会 長 竹下 義樹
(公印省略)

平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援
の在り方に関する実態調査」へのご協力について(お願い)

日頃は当法人の事業にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
この度、厚生労働省の「平成26年度障害者総合福祉推進事業」の助成を受けて「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施することといたしました。この調査は、移動支援や同行援護の実態を把握し、課題を整理するために実施します。その基礎データを収集するために「移動の支援に関する事業所調査」を実施いたします。

つきましては、ご多忙の中、恐れ入りますが、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、回答は10月31日(金)までに同封の返信用封筒にてお送りください。なお、この調査に関するご不明な点などは、下記にお問い合わせ下さい。ご協力よろしくお願いたします。

社会福祉法人日本盲人会連合
組織部団体事務局
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2
TEL 03-3200-0011
FAX 03-3200-7755
E-mail jim@jfb.jp

移動の支援に関する事業所調査

事業所名 (_____)
法人種別 ・ 社会福祉法人 ・ NPO法人 ・ 株式会社 ・ 有限会社
・ その他 (_____)
法人名称 (_____)
所在地 都道府県名 (_____) 区市町村名 (_____)
電 話 (_____)
E-mail (_____)

問1 ガイドヘルパー制度の利用者登録数は何名ですか。実施しているすべての事業について教えてください。

1. 視覚障害者移動支援事業 (_____ 名)
内訳 身体介護有り (_____ 名) 身体介護無し (_____ 名)
2. 同行援護 (_____ 名)
内訳 身体介護有り (_____ 名) 身体介護無し (_____ 名)
3. 視覚障害者以外のガイドヘルパー制度 (_____ 名)
4. 視覚障害と重複障害のガイドヘルパー制度 (_____ 名)

問2 全利用者のうち、視覚障害者移動支援事業・同行援護の利用者の割合を教えてください。

1. 10割
2. 7～9割
3. 4～6割
4. 2～3割
5. 1割以下

問3 移動の支援を提供するために在籍または登録しているヘルパー等の内訳を教えてください。

1. ガイドヘルパー資格のみ (_____ 名) 内訳: 常勤 (_____ 名) 非常勤 (_____ 名)
2. ホームヘルパー資格のみ (_____ 名) 内訳: 常勤 (_____ 名) 非常勤 (_____ 名)
3. ガイドヘルパー・ホームヘルパー両方の資格
(_____ 名) 内訳: 常勤 (_____ 名) 非常勤 (_____ 名)
4. その他 (_____)
【例】知的障害児者ガイドヘルパー、全身性障害者ガイドヘルパー等
(_____ 名) 内訳: 常勤 (_____ 名) 非常勤 (_____ 名)

問4 利用者からの依頼通りにガイドヘルパーの派遣ができないことはありますか。

1. ある
2. ない

問5 問4で「ある」と回答したところにお聞きします。その理由を教えてください。

(複数回答可)

1. ガイドヘルパーの不足
2. 日程調整ができなかった(希望日の直前の依頼等)
3. 同性のヘルパーを希望されたが調整できなかった
4. 事業所で認めていない地域への依頼だった
5. 長時間の依頼で引き受けてくれるヘルパーがいなかった
6. 夜間・早朝等の依頼で引き受けてくれるヘルパーがいなかった
7. 交通手段がなく、目的地へ行くことができなかった
8. その他()

問6 ガイドヘルパーの派遣範囲の制限はありますか。ある場合は、その制限について教えてください。(例：隣の県には派遣出来ない等)

1. ある
 2. ない
- ある場合の制限()

問7 緊急時の派遣希望があった場合、応じていますか。

1. 応じる
2. 応じることはできない
3. わからない

問8 問7で「応じることはできない」と回答したところにお聞きします。その理由を教えてください。

1. ガイドヘルパーの不足
2. 公共交通機関がない
3. その他()

問9 問7で「応じる」と回答したところにお聞きします。夜間や早朝等でも対応することができますか。

1. 応じる
2. 応じることはできない
3. わからない

問10 問9で「応じることはできない」と回答したところにお聞きします。その理由を教えてください。

1. ガイドヘルパーの不足
2. 公共交通機関がない
3. その他()

問11 同行援護において利用者のニーズに対応ができずに困っていることを教えてください。

1. 通勤
2. 通学
3. 通所
4. 通院
5. 入院時
6. その他()

問12 視覚障害者移動支援事業で対応している主な利用者の用務はなんですか。また、その用務に応じるには視覚障害者移動支援事業での対応が妥当だと思いますか。

主な用務（ ）

1. 妥当だと思う
2. 妥当ではないと思う
3. わからない

問13 車両を活用したガイドヘルパー派遣を実施していますか。

1. はい
2. いいえ

問14 問13で「いいえ」と回答したところにお聞きします。車両を活用したガイドヘルパー派遣は必要だと思いますか。また、その理由を教えてください。

1. 思う
2. 思わない

理由（ ）

問15 問14で「思う」と回答したところにお聞きします。必要性を感じながらも車両を活用していない理由を教えてください。

理由（ ）

問16 貴事業所の地域では、コミュニティーバス等、ガイドヘルパー派遣に有効なものがありますか。

1. ある
2. ない

問17 貴事業所において「特別地域加算」の対象者はいらっしゃいますか。いる場合は人数を教えてください。

1. いる（ 名）
2. いない

問18 地域の特性から、どのような移動の支援の要望が多いですか。（自由記述）

問19 地域の特性から、独自に実施している移動の支援がありましたら教えてください。（自由記述）

問20 視覚障害者の移動支援・同行援護を運営していく上でどのようなことが問題ですか。

1. ガイドヘルパーの不足
2. 報酬単価が低い
3. 利用者が少ない
4. 公共交通機関がほとんどなく移動が困難
5. その他（ ）

問21 利用者からの新規の契約申込みを断ることがありますか。

1. ある
2. ない
3. わからない

問22 問21で「ある」と回答したところにお聞きします。その理由を教えてください。
(自由記述)

問23 利用者が白杖を携帯することを派遣の条件としていますか。

1. している
2. していない

問24 利用者に白杖を携帯されずに困ることはありますか。

1. ある
2. ない

問25 利用者に白杖を携帯するように促していますか。している場合はその工夫や
方策を教えてください。

1. している
2. していない

方策 ()

問26 重複障害の利用者はいますか。

1. いる
2. いない

問27 問26で「いる」と回答したところにお聞きします。重複障害者に対する課題は
何ですか。(自由記述)

問28 問26で「いない」と回答したところにお聞きします。重複障害者を受け入れ
たいと思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

問29 問28で「思う」と回答したところにお聞きします。受け入れるにあたり課題は
何ですか。(自由記述)

問30 移動支援・同行援護に関して意見があれば、何でもお書き下さい。(自由記述)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成26年10月7日

各 視覚障害者歩行訓練施設 御中
各 盲学校 御中
各 歩行訓練士養成機関 御中

社会福祉法人日本盲人会連合
会 長 竹下 義樹
(公印省略)

平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援
の在り方に関する実態調査」へのご協力について（お願い）

日頃は当法人の事業にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
この度、厚生労働省の「平成26年度障害者総合福祉推進事業」の助成を受けて「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施することといたしました。この調査は、移動支援や同行援護の実態を把握し、課題を整理するために実施します。その基礎データを収集するために「移動の支援に関する調査（訓練施設・盲学校・訓練士養成機関）」を実施いたします。
つきましては、ご多忙の中、恐れ入りますが、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、回答は10月31日（金）までに同封の返信用封筒にてお送りください。なお、この調査に関するご不明な点などは、下記にお問い合わせ下さい。ご協力よろしくお願いたします。

社会福祉法人日本盲人会連合
組織部団体事務局
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2
TEL 03-3200-0011
FAX 03-3200-7755
E-mail jim@jfb.jp

移動の支援に関する調査
(訓練施設・盲学校・訓練士養成機関)

自治体名 (_____ 都・道・府・県 _____ 区・市・町・村)

◆貴機関に該当する設問にご回答ください。

(1) 歩行訓練提供施設及び事業所

問1 貴施設で行っている訓練の形態を教えてください。

1. 入所 2. 通所 3. 訪問 4. その他

問2 行っている事業の依拠する制度を教えてください。委託事業を選択した場合は委託元の自治体名とその事業名を教えてください。

1. 機能訓練 2. 委託事業 (_____)
3. 補助事業 4. その他 (_____)

問3 平成25年度に歩行訓練を実施した実人数を教えてください。

1. 入所 (_____ 名) 2. 通所 (_____ 名) 3. 訪問 (_____ 名)

問4 歩行訓練を担当する職員の人数を教えてください。

(_____ 名)

問5 経営していく上での課題は何ですか。(自由記述)

問6 人員配置等での課題はありますか。(自由記述)

(2) 盲学校

問1 在校生向けの歩行訓練を実施していますか。

1. 実施している→(問2、3を回答) 2. 実施していない→(問3、4を回答)

問2 問1で「実施している」と回答したところにお聞きします。受講生徒の総数と合計授業(訓練)時間数を教えてください。

1. 幼稚部(受講生: _____ 人) (授業時間: _____ 週・月・年 _____ 時間)
2. 小学部(受講生: _____ 人) (授業時間: _____ 週・月・年 _____ 時間)
3. 中学部(受講生: _____ 人) (授業時間: _____ 週・月・年 _____ 時間)
4. 高等部(受講生: _____ 人) (授業時間: _____ 週・月・年 _____ 時間)
5. その他養護訓練等歩行訓練士以外が行っている授業
(受講生: _____ 人) (授業時間: _____ 週・月・年 _____ 時間)

問3 歩行訓練を実施する上で課題は何ですか。(複数回答可)

1. 他の授業が優先で歩行訓練の時間がとれない
2. 歩行訓練士がいない
3. 職員を訓練士養成のための研修に出すことができない
4. その他 ()

問4 問1で「実施していない」と回答したところにお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答可)

1. 外部の歩行訓練に委託している
2. 実施するカリキュラムがない
3. 実施する必要がない
4. その他 ()

(3) 訓練士養成機関

問1 過去3年間の卒業生の人数を教えてください。

(平成23年度 名) (平成24年度 名) (平成25年度 名)

問2 卒業生の主な就職先と人数を教えてください。(自由記述)

【例】自立支援施設○名、情報提供施設○名、関係団体○名、老人施設○名 等

問3 貴訓練施設における課題は何ですか。(自由記述)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

2. アンケート集計結果

(1) 当事者

当事者調査結果

	問1								問2		問3			問4			問5					問6												問7		問8							
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	1	2	3	都道府県	市町村	区	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	1	2	3	4				
56						1			1		1		兵庫県	川西市					1											1		1											
57							1		1		1		兵庫県	姫路市					1			1			1					1													
58			1						1			1	兵庫県	三木市					1				1		1				1														
59				1						1		1	兵庫県	姫路市						1		1							1														
60					1				1			1	兵庫県	西脇市								1			1	1			1														
61							1			1		1	兵庫県	尼崎市						1					1			1	1							1	1						
62					1				1			1	兵庫県	加東市								1				1	1			1													
63					1				1			1	兵庫県	南あわじ市						1			1		1	1																	
64					1				1		1		兵庫県	尼崎市							1				1		1			1													
65						1			1			1	兵庫県	丹波市							1				1	1		1															
66									1			1	広島県	三次市								1								1	1					1	1						
67							1		1		1		広島県	庄原市								1		1				1															
68								1	1		1		広島県	三原市											1		1	1															
69							1			1	1		広島県	呉市											1			1	1														
70							1		1		1		広島県	広島市										1		1				1													
71							1			1	1		広島県	広島市								1		1					1														
72							1			1	1		広島県	尾道市								1		1			1																
73						1			1		1	1	広島県	広島市								1						1								1	1						
74						1				1	1		広島県	福山市								1				1			1														
75							1			1	1		広島県	福山市								1				1		1	1														
76						1				1		1	広島県	福山市								1			1				1	1													
77							1			1	1		広島県	広島市	東区							1																					
78							1			1	1		広島県	広島市	西区								1								1	1											
79							1			1		1	広島県	尾道市								1			1	1		1									1	1					
80							1			1	1		広島県	広島市	安佐北区							1					1	1	1														
81							1			1		1	広島県	広島市	佐伯区							1				1			1	1													
82							1			1	1		広島県	広島市	南区								1			1			1														
83							1			1		1	広島県	三次市								1							1									1	1				
84							1			1	1		広島県	広島市	佐伯区							1																					
85							1			1		1	広島県	福山市									1						1								1						
86							1			1	1		広島県	福山市									1		1	1	1																
87							1			1	1		広島県	呉市									1					1	1														
88							1			1	1		宮崎県	都城市									1						1	1													
89							1			1	1		宮崎県	宮崎市									1		1													1	1				
90							1			1	1		宮崎県	新富町									1		1		1																
91							1			1	1		宮崎県	日向市									1					1	1	1													
92							1			1	1		宮崎県	高鍋町									1					1	1	1													
93							1			1		1	宮崎県	三股町									1						1	1													
94							1			1		1	宮崎県	宮崎市									1			1			1														
95								1		1	1		宮崎県	日南市									1			1	1	1	1		1												
96								1		1	1		宮崎県	延岡市										1			1	1	1														
97								1		1		1	宮崎県	都城市									1			1				1									1	1			
98							1			1	1		宮崎県	日南市									1				1													1	1		
99							1			1	1		宮崎県	小林市									1			1			1												1		
100							1			1	1		宮崎県	宮崎市									1						1	1													
101							1			1	1		宮崎県	日南市									1				1	1		1										1	1		
102							1			1		1	宮崎県	日南市										1					1													1	
103							1			1	1		宮崎県	えびの市																												1	

当事者調査結果

	問8			問9					問10			問11		問11					問12										問13					問14		問15						
	5	6	7	1	2	3	4	5	1	2	3	希望時間	移動支援	同行援護	支給時間	移動支援	同行援護	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6		
56				1					1			65			60		1						1	1				1	1	1												
57				1					1			20			19.5		19.5	1			1	1														1						
58				1		1			1			55		55	55		55		1			1	1														1					
59						1				1		30			19.5		19.5		1			1					1										1					
60					1					1		50			24				1	1						1	1											1	1			
61		1																																								
62									1			60		60	50		50					1	1													1	1		1			
63			1						1									1	1			1														1	1			1		
64				1					1			50		50	50		50	1			1	1						1								1		1				
65					1				1			50		50	50		50		1	1	1																	1				
66																																										
67					1				1									1	1		1																		1			
68				1					1			36		36	36		36		1			1														1		1				
69					1					1		95	15	80	64	14	50		1	1																1		1			1	
70					1				1			25		25	80		80		1			1	1				1															
71					1				1			80		80	80		80	1	1			1															1		1			
72					1					1		80			60			1	1	1		1														1		1		1		
73																																										
74								1		1		50			35				1		1	1	1				1	1								1		1	1			
75					1				1			40		40	40		40		1			1							1									1				
76					1						1	20		20	26		26									1										1				1		
77						1			1			80	40	40	80				1			1	1															1				
78					1				1			80		80					1			1	1				1	1										1				
79																																										
80					1				1			80	80		80	80					1	1	1														1		1			
81						1			1			80	50	30	80	50	30		1			1	1														1		1			
82					1				1						80	80			1	1		1							1										1			
83																																										
84					1				1			60		60	60		60					1	1															1				
85					1				1			40		40	40	40			1	1																	1		1	1		
86						1																																				
87						1					1	50		50						1			1	1													1		1	1		
88					1				1						10																											
89						1			1			50			45			1	1			1						1	1	1								1		1		
90						1			1			58	35	23				1	1	1	1	1						1	1	1								1		1		
91						1			1			80			80						1	1	1					1											1			
92						1				1		100		100	65		65				1	1	1																1			
93						1				1					50								1	1																1		
94						1				1		20	5	15	10	2	8				1	1	1						1										1			
95						1				1		60		60	60				1	1		1																1		1		
96						1				1		60		60	60		60			1	1	1															1		1	1		
97																																										
98																																										
99																																										
100						1				1		58		58	58		58		1			1	1														1		1	1		
101																																										
102																																										
103						1				1																															1	

(2) 行政

自治体(県)

自治体名	1.基本情報				2.ガイドヘルパー制度									
	集計時期	人口	障害手帳 交付数	視覚障害 手帳交付数	問1		問2				問3			
					実施		サービス内容				事業所数			
					して いる	して いない	1.移動 支援	2.同行 援護	3.視覚 障害 者 以外	4.重複	1.移動支援 のみ	2.同行援護 のみ	3.移動支援 と 同行援護	
青森県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	1,325,767	62,341	3,805		1								
宮城県 (仙台市含む)	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	2,321,686	113,294	5,420	1		1	1	1	1			129	不明
秋田県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	1,040,764	57,215	3,353		1								
山形県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	1,133,960	67,874	3,043		1								
福島県	H26.4.1	1,937,530	95,287	6,117	1		1	1				不明	61	不明
茨城県	人口:H26. 3. 31	2,921,823	91,640	5,935	1			1	1				92	
栃木県	H26.4.1	1,980,967	69,735	5,132		1							93	
群馬県	H26.3.31	2,014,773	69,421	4,162										
埼玉県	H26.3 (人口は全県、 手帳はさいたま市、川越市を除く)	7,222,422	160,609	10,595										
千葉県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	6,188,661	183,732	11,599										
東京都	人口:H26.7.1 手帳:H26.7.31	13,363,004	563,137 ※身障手帳、愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳の合計	39,248		1								
神奈川県	人口:H26.10.1 手帳:H25.3.31	9,098,984	373,818	18,281		1								
新潟県	H26.4.1	2,316,597	97,175	5,943	1			1					78	
岐阜県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	2,043,788	91,965	5,392		1			78					
愛知県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31 ※名古屋市長含む	7,427,518	335,340	14,078		1								
三重県	人口:H26.4.1	1,820,324	74,181	4,524		1								
滋賀県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	1,414,917	53,198	3,202										
京都府	H26.3.31	1,144,729(京都市除く)	66,422	4296 ※身体		1		49						
兵庫県	H26.3.31	5,540,146	243,708	16,322		1								
和歌山県	H26.4.1	974,368	58,022	3,738		1								
鳥取県	H26.3.31	574,530	29,699	2,344		1								
岡山県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	1,924,899	81,900	5,316	1			1					32	
広島県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	2,831,530	122,401	9,568	1		1	1	1			不明	179	不明
山口県	H26.3.31	1,420,003	67,004	4,908	1		1	1	1					
徳島県	人口:H26.1.1 手帳:H26.3.31	782,342	39,066	3,028	1		1	1	1					
香川県	H26.3.31	980,497	48,236	3,230		1								
愛媛県	H26.9.1	1,396,026	44,975	3,514										
福岡県	2014/3/31 ※政令・中核除く	2,310,933	110,733	8,219		1						県指定の同行援護事業所 161		
佐賀県	人口:H26.4.1 手帳:H26.3.31	835,603	43,163	3,015	1			1				同行援護:40 移動支援事業:70		
長崎県	H26.4.1	1,386,045	98,818	6,020	1			1					117	
熊本県	人口・手帳:H26.3.31	1,797,527	128,486	6,885		1								
大分県	H26.3.31	1,172,043	65,161	4,207		1								

自治体(県)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度																					
	問3		問4					問5			問6	問7			問8			問9				
	4.視覚障害者 以外	5.重複	移動支援事業のみの理由					行っていない理由			支給決定 人数	基準支給量			基準量を超える場合			支給量上限(時間)				
			1	2	3	4	5	1	2	3		ある	ない	ある	ない	ある						
移動支援			同行援護	他	移動支援	同行援護	他	移動支援	同行援護	他						ない						
青森県																						
宮城県 (仙台市含む)											不明			1	各市町村による			3市				
秋田県																						
山形県																						
福島県	不明	不明											1			1					1	
茨城県	78									同行援護が開始され移動支援事業が市町村の事業となったため												
栃木県																						
群馬県																						
埼玉県																						
千葉県																						
東京都																						
神奈川県											0											
新潟県										移動支援の実施主体が市町村のため												
岐阜県																						
愛知県																						
三重県																						
滋賀県																						
京都府																						
兵庫県										市町事業のため												
和歌山県																						
鳥取県																						
岡山県																						
広島県	不明																					
山口県																						
徳島県																						
香川県									1					1			1					1
愛媛県																						
福岡県																						
佐賀県										実施主体が市町村のため												
長崎県										実施主体が市町村のため				1			1					1
熊本県																						
大分県																						

自治体(県)

自治体名	3.移動方法										4.訓練					
	問10	問11	問12		問13			問14		問15		問18				
	利用者のニーズ	移動支援で対応	車両使用認めて		認めている車両			車両利用		独自のサービス		予算化されて		ニーズ		
			いる	いない	1	2	3	人数	時間	いる	いない	いる	いない	ある	ない	
青森県																
宮城県 (仙台市含む)		地元へ同行支援事業所がない場合	1						132	236		1	1		1	
秋田県													1		1	
山形県													1		1	
福島県																
茨城県			1		1	1	1						1			
栃木県				1								1	1		1	
群馬県													1		1	
埼玉県													1		1	
千葉県													1		1	
東京都													1		1	
神奈川県												1	1		1	
新潟県												1	1		1	
岐阜県													1		1	
愛知県																
三重県													1		1	
滋賀県													1		1	
京都府													1		1	
兵庫県													1		1	
和歌山県													1			
鳥取県													1		1	
岡山県			1			1							1		1	
広島県																
山口県													1		1	
徳島県													1		1	
香川県			1									1	1		1	
愛媛県													1		1	
福岡県												1	1		1	
佐賀県													1		1	
長崎県												1	1		1	
熊本県													1		1	
大分県													1		1	

自治体(県)

	4.訓練										課題	
	問19			問19		問20						問21
	実績			実績		運営主体						
事業名	事業費(円)	修了者(人)	訓練回数		1	2	3	4	5			
青森県												
宮城県 (仙台市含む)	①中途失明者緊急生活訓練事業 ②視覚障害者家庭・社会訓練事業	①426,000 ②588,000	①383 ②63	①19 ②5	1						周知 高齢化 交通手段・援助者の確保	
秋田県	中途失明者緊急生活訓練事業 ①点字 ②歩行訓練	197,500	①30(延) ②30	①10 ②1	1							
山形県					1							
福島県												
茨城県	盲人生活訓練事業	550,000	209	336	1							
栃木県	①盲女性家庭生活訓練事業②盲青年等社会生活教室開催事業③中途失明者緊急生活訓練事業④身体障害者生活行動訓練事業	①415,000 ②102,000 ③3,231,000 ④85,000	①211人 ②163人 ③7人 ④48人	①10回 ②4回 ③延べ160時間 ④4回	1							
群馬県	視覚障害者社会参加促進事業	3,614,000	400(延)	78	1							
埼玉県	障害者生活訓練事業 ①歩行訓練 ②パソコン体験 ③パソコン教室 ④パソコン講座 ⑤点字教室	525,704	①109②221③13 ④11⑤14	①1回×6、10回×1 ②14③5回×1 ④4⑤5回×1	1							
千葉県	①中途視覚障害者自立更生支援事業 ②障害者IT支援事業(うちパソコン教室の開催等)	①8,500,000 ②13,999,800	①70 ②253	①718 ②442	1							
東京都	中途失明者緊急生活訓練事業	20,588,000	228	1,413	1							
神奈川県	障害福祉施設指定管理費 (神奈川ライトセンター指定管理費) ①白杖②パソコン③点字	3,148,575		①297 ②15 ③140	1						特になし	
新潟県	①視覚障害者生活訓練事業 ②中途失明者緊急生活訓練事業	①603,000 ②4,933,000	①99 ②73(延)	①3 ②147(延)	1							
岐阜県	①視覚障がい者パソコン研修事業 ②中途失明者緊急生活訓練事業 ③歩行訓練士派遣事業	①829,000 ②816,000 ③700,000	①27 ②点字8、生活訓練0、パソコン26 ③歩行訓練 10	①各5 ②点字150、生活 10、パソコン124 ③歩行 36	1							
愛知県												
三重県	視覚障害者生活訓練事業 エアサポート事業	4,755,000	368	45	1							
滋賀県	①視覚障害者社会参加推進事業 ②視覚障害者IT講習会・相談支援事業	①2,423,000 ②1,558,000	①458(延) ②47(延)	①36(延) ②10日間(延)	1							
京都府	①視覚障害者生活訓練事業 ②中途失明者巡回指導訓練事業	①2,341,000 ②17,790,000	①2047(延) ②200	①81 ②795(延)		1						
兵庫県	中途失明者療育指導教室開催事業	800,000	59	31	1						特になし	
和歌山県	視覚障害者社会適応訓練事業	2,762,000	3	293	1							
鳥取県	①中途失明者生活訓練 ②視覚障害者生活訓練	①359,025 ②738,974	①7 ②621(延)	①44 ②87	1						生活訓練等指導者が不足。訓練事業の存在を周知できていない。	
岡山県	①自立支援拠点活動支援事業 ②パソコン利用促進事業	①937,000 ②520,000	①665(延) ②46(延)	①59(延) ②38(延)	1							
広島県												
山口県	①中途失明者等歩行訓練事業 ②視覚障害者生活訓練事業	①2,500,000 ②361,000	①22 ②209(延)	①192 ②30	1							
徳島県	障がい者交流プラザ管理運営事業	49,734,000	988	306	1							
香川県	視覚障害者社会リハビリテーション事業	3,194,000			1							
愛媛県	①視覚障害者生活訓練事業 ②生活技術訓練・中途視覚障害者生活訓練	①956,000 ②3,514,000	①11 ②172	①90(延) ②162	1							
福岡県	視覚障害者生活訓練事業	1,929,000	654(延)	25(20日間)	1							
佐賀県	①視覚障害者生活行動訓練事業 ②中途視覚障害者緊急生活行動訓練等事業	①441,000 ②1,286,000	①224(延) ②402(延)	研修会:3 生活訓練:5 パソコン教室:4 ほか	1						事業の存在が県内の視覚障害者に周知されていない	
長崎県	パソコンボランティア養成研修事業	1,697,000	2	2講座	1						受講生数の伸び悩み	
熊本県	視覚障害者生活訓練事業	467,000	211	98	1						同行支援の不足	
大分県	視覚障がい者生活訓練事業	1,226,000	1700	160								

自治体(県)

	5.白杖の交付																		
	問22					問22	問23						問24					問25	
	白杖の交付について					(3)	交付状況						2本以上の給付					機関との連携	
	1	2	(1)	(2)			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	ある	ない
			1	2	3														
青森県																			
宮城県 (仙台市含む)	1		1			1.1		1						1			1		
秋田県																			
山形県																			
福島県	1									1						1	1		
茨城県																			
栃木県		1																	
群馬県																			
埼玉県																			
千葉県																			
東京都																			
神奈川県		1																	
新潟県		1																	
岐阜県		1																	
愛知県																			
三重県																			
滋賀県	1																		
京都府																			
兵庫県		1																	
和歌山県		1																	
鳥取県		1																	
岡山県		1																	
広島県																			
山口県		1																	
徳島県	1																		
香川県																			
愛媛県																			
福岡県		1																	
佐賀県		1																	
長崎県		1																	
熊本県		1																	
大分県																			

自治体(政令市)

自治体名	1.基本情報				2.ガイドヘルパー制度											
	集計時期	人口	障害手帳 交付数	視覚障害 手帳交付数	問1		問2				問3					
					実施		サービス内容				事業所数					
					して いる	して いない	移動 支援	同行 援護	視覚 障害 以外	重複	移動支援 のみ	同行援護 のみ	移動支援と 同行援護	視覚 障害 以外	重複	
札幌市	H26.3.31	1,937,707	84,412	4,540	1		1	1	1			1	484	376		
仙台市	H26.3.31	1,066,609	46,871	2,135	1			1	1			0	77	0	141	0
高崎市	H26.4.1	3,744,416	11,981	705	1		1	1	1	1		0	0	18	0	15
さいたま市	H26.4.1	1,255,743	32,802	2,238	1			1					82			
千葉市	H26.3.31	963,750	32,865	2,030	1		1	1	1			97	14	69		
横浜市	H26.4.1	3,702,093	98,706	6,435	1			1	1				233 ※4も実施 している事 業所がほと んど		474	
相模原市	H26.10.1	722,931	19,543	1,274	1		1	1	1	1			5	42	69	
新潟市	H26.3.31	803,336	30,674	2,010	1		1	1	1			17	0	38	15	55
静岡市	H26.3.31	706,823	24,599	1,868	1			1	1			0	37	0	51	0
浜松市	H26.4.1	810,847	26,824	1,688	1			1	1	1			2		18	35
名古屋市	H26.3.31	2,268,217	78,399	5,109	1			1	1				300		426	
京都市	H26.4.1	1,467,219	105,570	5,877	1			1		1		0	0	1	227	149
大阪市	H26.4.1	2,680,258	182,785	10,537	1			1	1	1			782	0	1538	4に 含む
神戸市	H26.3.31	1,538,601	80,190	6,234	1			1	1			0	19	0	160	0
岡山市	H26.3.31	703,443	28,818	1,865	1			1		1		0	12	1	21	57
広島市	H26.3.31	1,186,147	42,497	3,405	1			1		1		0	0	0	270	270
福岡市	H26.10.1	1,519,349	53,011	3,683	1		1	1	1			2	48	90	21	199
北九州市	H26.3.31	977,565	75,884	3,679	1			1	1			0	90	0	177	0
那覇市	H26.9.30	322,579	14,160	778	1			1	1				25		27	

自治体(政令市)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度														
	問4					問5		問6	問7					問8	
	移動支援事業のみの理由					行っていない理由		支給決定人数	基準支給量					基準量を超える場合	
	1	2	3	4	5	1	2		ある			ない	ある		
移動支援			同行援護		その他		移動支援		同行援護						
札幌市								不明	60	60					
仙台市						1		0				1			
高崎市								14	35	35	25		審査会で妥当性が認められた場合	審査会で妥当性が認められた場合	
さいたま市										70				ケースバイケースで判断	
千葉市								13		38	25 移動支援			必要と認められる場合	
横浜市						1		10		48	30 移動介護＋通学通所			社会生活上必要不可欠な外出の利用時間の支給基準をこえる場合	
相模原市								0				1			
新潟市								107				1			
静岡市						1		0		非公開	視覚障害者を除く移動支援事業 25			サービス等利用計画に基づき非定型審査会で必要と認められるもの	
浜松市						1		0				1			
名古屋市						1		0		必要不可欠な外出: 必要と認められる時間数 その他の外出: 36(18歳以上)					
京都市								608	32	32	視覚障害以外の移動支援(32時間)			必要に応じ50時間まで支給可。また、通院のために必要な時間数は基準支給量とは別に支給することができる。	
大阪市						1		22	18歳以上: 51時間以内 小学5年～18歳未満: 24時間以内 小学4年以下: 12時間以内 長期休暇等: 30時間以内 (すべて/1か月)				必要と認められる場合		
神戸市						1		0		障害者: 32/月 障害児: 20/月 (8月のみ32)				社会生活上不可欠な外出(通院、冠婚葬祭等)	
岡山市								103	50	身体伴う 50 身体伴わない 24					
広島市								不明				1			
福岡市								14	40	40					
北九州市						1				20	移動支援事業 20			状況の聞き取り	
那覇市						1			1	最大32				1	

自治体(政令市)

	2.ガイドヘルパー制度						3.移動方法							
	問8		問9				問10	問11	問12		問13			
	基準量を超える場合		支給量上限(時間)						利用者のニーズ	移動支援で対応	車両使用認めて		認めている車両	
	ある	ない	ある			ない	いる	ない			1	2	3	4
その他		移動支援	同行援護	その他										
札幌市		1	問7と同様					通学利用グループ支援	1		1	1	1	
仙台市				50	50			なし	1			1		
高崎市	審査会で妥当性が認められた場合					1		グループ支援型の移動支援	1		1	1	1	
さいたま市				70				必要不可欠な場合の通学・通所支援	1				1	
千葉市	必要と認められる場合					1			1		1	1	1	
横浜市	社会生活上必要不可欠な外出の利用時間の支給基準を超える					1	外出に付随して必要になる居室内での解除(外出準備等)	通学通所支援(特別支援学校や作業所、生活介護等、日中系)	1		1	1	1	
相模原市						1			1	1	1	1	1	
新潟市						1		通学・通所支援	1		1	1		
静岡市	個別支援計画等に基づき必要と認められるもの					1				1				
浜松市		1		185					1		1			
名古屋市		1	問7と同様							1				
京都市						1		グループ支援型、大学への通学、児童の通学、放課後支援	1				1	
大阪市			問7と同様				特になし	特になし	1		1	1	1	
神戸市					障害児のみ有	1				1				
岡山市		1	問7と同様							1		1		
広島市		1	合計で80/月							1		1	1	
福岡市			40	40	40		通所や通学等、通年かつ長期の外出にも認められると、社会参加が促進されると思う	心身障害者センターへの機能訓練について通所時利用可能。(同行援護ではなく移動支援の支給決定)	1		1	1	1	
北九州市	状況の聞き取り			54	54					1		1		
那覇市				32					1		1			

自治体(政令市)

	3.移動方法											4.訓練					
	問14		問15		問16							問17	問18				
	車両利用		独自のサービス		実施しているサービス							独自の支援	予算化されて		ニーズ		
	人数	時間	いる	いない	1	2	3	4	5	6	7		いる	いない	ある	ない	
札幌市				1										1		1	
仙台市			1			1						バス・地下鉄の 無料乗車証発 行 自家用車燃料 費助成券発行	なし	1		1	
高崎市				1											1		
さいたま市			1			1						自動車燃料 費助成			1		1
千葉市				1											1		1
横浜市			1			1						移動情報セン ターの設置	通学通所の グループ支援	1		1	
相模原市			1			1									1		1
新潟市			1			1						自動車燃料 費助成	グループ支援 (ヘルパー1: 利用者3まで)	1		1	
静岡市			1				1								1		1
浜松市				1											1		
名古屋市				1									グループ支援	1		1	
京都市				1									グループ支援 セミヘルパー	1		1	
大阪市				1											1		
神戸市			1			1	1					福祉乗車証 の交付		1		1	
岡山市				1										1		1	
広島市			1					1				障害者公共交 通機関利用助 成(バス・電車・ 船・タクシー)	障害者福祉 バスの運行	1		1	
福岡市			1			1	1							1		1	
北九州市			1			1								1		1	
那覇市				1											1	1	

自治体(政令市)

自治体名	4.訓練										5.白杖の交付	
	問19				問20					問22		
	実績				運営主体					白杖の交付		
	事業名	事業費(円)	修了者(人)	訓練回数	1	2	3	4	5	いる	ない	
札幌市	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	7,050,900	①点字訓練:27 ②音声PC訓練:7 ③日常生活訓練:1 ④歩行訓練:5	①89 ②60 ③53 ④136	1						1	
仙台市	①視覚障害のある方の社会生活教室 ②中途視覚障害者生活訓練事業	①139,000 ②2,668,000	①68(延) ②33	①8/年 ②374 (33人の延回数)	1						1	
高崎市											1	
さいたま市											1	
千葉市											1	
横浜市	中途失明者緊急生活訓練事業	6,271,200	190	1,200	1						1	
相模原市											1	
新潟市	①ITサポートセンター事業 ②生活訓練(障害者福祉センター事業) ③歩行訓練(〃)	①9,359,000 ②627,000 ③883,000	①12 ②390 ③396	①20 ②60 ③12	1						1	
静岡市											1	
浜松市											1	
名古屋市	「総合リハビリテーションセンター運営」としての一事業	2727224006円の一部	53	509	1							1
京都市	京都ライトハウス運営補助事業(一部)	14,559,000	43人(H25実績)	2,178	1						1	
大阪市											1	
神戸市	中途失明者緊急生活事業	450,000	6	66	1						1	
岡山市	中途失明者等白杖歩行訓練事業補助金	100,000	H26開始のため実績なし		1						1	
広島市	①視覚障害者(中途失明者)歩行訓練事業 ②視覚障害者(児)ICT利用支援ボランティア養成・派遣事業	①9,172,000 ②5,116,000	①26 ②310	①331 ②869	1						1	
福岡市	心身障がい福祉センター指定管理業務 自立(機能)訓練事業	90,946,094 ※視覚障害者以外の訓練も含む リハ部門の額(指定管理料の一部)	30	2,542	1						1	
北九州市	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	18,800,000	65	647	1						1	
那覇市											1	

自治体(政令市)

自治体名	5.白杖の交付														
	問22					問23					問24				
	白杖の交付					交付状況					2本以上の給付				
	(1)本数	(2)交付頻度			(3)割合(%)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1		2	3												
札幌市	1			耐用年数は目安であり、修理不能になった場合歳支給	不明			1							個別に必要性を判断 (厚労省からの事務連絡に基づく)
仙台市	1		1		把握してない						1				
高崎市	1			1	18.2(128人に支給)									1	
さいたま市	1		1		抽出不可 (交付数 66)						1				
千葉市	1		1		把握してない									1	
横浜市	1		1		把握してない						1				
相模原市	1		1		不明		1								必要性が認められた場合
新潟市	2		1	修理不能の場合	13.8						1				
静岡市	1		1		2.5						1				
浜松市	1		1		不明			1			1				
名古屋市	原則 1		1		不明						問22と同様				
京都市	1				不明% ※参考数値: 視覚障害者手帳所持者数 5877件 25年度盲人安全つえ新規交付件数 228件			1			1				
大阪市	2		1		不明		1				1				
神戸市	1		1		不明						1				
岡山市	1		1				1			1					合理的だと認められた場合は可能
広島市	1		1		不明										状況、必要性を勘案し対応
福岡市	1~2		1		不明										
北九州市	1		1		不明								1		
那覇市	1		1											1	

自治体名	5.白杖の交付						
	問25			問26	問27		
	機関との連携			問25の内容	1	2	3
ある	ない	わからない					
札幌市	1			札幌市視聴覚障がい者情報センター			
仙台市	1			中途視覚障害者支援センター(民間委託)と日本盲導犬協会の訓練センターの2機関			
高崎市			1				
さいたま市		1					
千葉市			1				
横浜市			1				
相模原市		1					
新潟市		1					
静岡市		1					
浜松市	1			白杖の製作所			
名古屋市	1			身体障害者更生相談所指定自立支援医療機関			
京都市			1				
大阪市		1					
神戸市	1			NPO法人神戸アイライト協会(委託)			
岡山市	1			製造業者等			
広島市		1					
福岡市	1			心身障がい者福祉センター			
北九州市	1			補装具業者			
那覇市		1					

自治体(中核市)

自治体名	1.基本情報				2.ガイドヘルパー制度										
	集計時期	人口	障害手帳 交付数	視覚障害 手帳交付 数	問1		問2				問3				
					実施		サービス内容				事業所数				
					して いる	して いない	移動 支援	同行 援護	視覚障 害者 以外	重複	移動 支援 のみ	同行 援護 のみ	移動支援と 同行援護	視覚 障害者 以外	重複
旭川市	H26.3.31	347,799	18,415	1,121	1			1	1			28		54	
青森市	H26.4.1	296,215	12,512	767	1		1	1			1	11			
盛岡市	H26.9.30	299,897	10,573	794	1		1	1	1		26	6	10		
秋田市	H26.4.1	318,186	14,196	851	1			1		1	0	1	0	0	15
郡山市	H26.4.1	328,125	12,131	766	1			1	1		0	0	0	12	12
高槻市	H26.3.31	355,752	12,637	911	1			1	1			1		14	35
前橋市	H26.9.30	340,012	11,802	707	1		1	1	1		0	1	22	32	0
川越市	H26.3.31	348,723	10,049	680	1		1	1	1	1	0	4	16	0	41
柏市	H26.10.1	408,198	10,739	721	1			1	1		0	25	0	33	0
船橋市	H26.3.31	617,062	15,957	958	1		1	1	1	1	0	4	0	14	12
横須賀市		407,240	13,973	931	1			1		1					53
富山市	H26.3.31	419,607	20,444	1,030	1		1	1	1			6	7	11	
金沢市	H26.10.1	464,431	16,253	1,068	1		1	1	1	1	25	1	1	15	
長野市	H26.4.1	384,202	17,139	978	1		1	1	1		0	3	16	27	0
岐阜市	H26.4.1	415,113	17,183	1,081	1		1	1	1		0	0	1	9	22
岡崎市	H26.10.1	379,918	11,564	684	1			1	1	1		2	16	4	16
豊田市	H26.4.1	421,633	13,014	692	1		1	1	1			1		31	
大津市	H26.4.1	342,343	13,336	817	1		1	1	1	盲ろう者向け 通訳・介助事業	0	0	1	64	0
枚方市	H26.10.22	408,038	14,664	980	1		1	1	1		7	18	45	31	52
豊中市	H26.7.31	395,023	14,702	928	1			1	1		0	10	0	98	0

自治体(中核市)

自治体名	1.基本情報				2.ガイドヘルパー制度											
	集計時期	人口	障害手帳 交付数	視覚障害 手帳交付 数	問1		問2				問3					
					実施		サービス内容				事業所数					
					して いる	して いない	移動 支援	同行 援護	視覚障 害者 以外	重複	移動 支援 のみ	同行 援護 のみ	移動支援と 同行援護	視覚 障害者 以外	重複	
姫路市	H26.4.1	534,185	22,265	1,358	1			1	1			0	39	0	51	0
西宮市		482,301	16,153	933	1			1	1			0	36	0	197	0
奈良市	H26.10.1	363,809	14,137	888	1			1	1			65			163	
和歌山市	H26.3.31	364,610	22,473	1,221	1		1	1	1			6	51	49	51	
倉敷市	H26.3.31	483,134	16,193	935	1			1		1		17				78
福山市	H26.3.31	472,318	18,613	1,467	1		1	1	1		不明	2	不明	不明	不明	不明
下関市	H26.9.30	275,738	14,060	1,100	1			1	1			0	28	0	38	0
高松市	H26.4.1	427,195	19,623	1,234	1			1				0	38	0	78	0
松山市	H26.4.1	516,643	24,940	2,009	1		1	1	1			17	4	42	1	0
高知市	H26.4.1	337,115	16,325	1,081	1			1	1			0	43	0	17	17
長崎市		437,315	30,845	1,808	1			1				44			76	
宮崎市	H26.3.31	401,658	19,540	1,330	1		1	1	1			18	5	31		

自治体(中核市)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度																
	問4					問5			問6	問7				問8			
	移動支援事業のみの理由					理由			支給 決定 人数	基準支給量				基準量を超える場合			
	1	2	3	4	5	1	2	3		ある			ない	ある			ない
								移動 支援		同行 援護	その他	移動支援		同行援護	その他		
旭川市						1			0				1				1
青森市									11				1				
盛岡市									11				1				1
秋田市						1			3			移動支援 事業 15					
郡山市						1					20				利用者の状況によって		
高槻市						1			0		50	障害者:40 障害児:18			冠婚葬祭 公務 公益性の高い活動		
前橋市										合わせて 40/月				理由及び必要時間を確認し、障害支援区 分認定審査会に諮り、承認を得た支給して いる			
川越市									0	30	30			なし	団体活動 社会参加(趣味)など		
柏市						1			0		50/月				個別の事情を勘案		
船橋市									8	300/年	50/月				①単身もしくはそれに準 ずる世帯 ②外出が月6日以上見込 まれる場合の当該月 ③申請者より申し出があ り、市が必要と認めた場 合		
横須賀市						1					60				移動範囲が市外に及ぶ 支援が数日にわたる場 合		
富山市									1	8	8			必要不可欠な 外出	同右		
金沢市									130				1				
長野市									9				1				
岐阜市									3	小学生未満:10 小学生:15 18歳未満:25 18歳以上:40 (すべて/月)	11,330単位/月			介護者の状況 や心身の状態 等を勘案し、必 要と認めた場合	同右		
岡崎市									6	13	13			社会生活上不 可欠な外出	必要量を決定している		
豊田市						1			0	30	30				団体活動等	同右	
大津市									120	25							1
枚方市									1	成人:150 成人単身:240 高校:150 中学:90 小学:75 (すべて/3か月)	成人:50 成人単身:80 高校:35 中学:30 小学:25 (すべて/1か月)						1
豊中市						1			0		50	移動支援 40					1

自治体(中核市)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度																
	問4					問5			問6	問7				問8			
	移動支援事業のみの理由					理由			支給 決定 人数	基準支給量				基準量を超える場合			
	1	2	3	4	5	1	2	3		ある			ない	ある			ない
										移動 支援	同行 援護	その他		移動支援	同行援護	その他	
姫路市						1			0	0	19.5 32 (39) 50	0					1
西宮市						1			0		60	移動支援事業 60					1
奈良市						1			0				1				1
和歌山市									183	20	40	移動支援 20			障害の当事者団体に役員として参加する場合		
倉敷市									不明		20	移行支援:20			必要と認められた場合		
福山市									不明	40/月	58/月	身体 40 知的 20 精神 20 障害児 10 (すべて/月)		緊急時(介護者の入院等、期間を限定して決定)			
下関市						1			0				1				
高松市						1			0				1				
松山市									0	なし	57.2				団体活動での役員用務 透析等の通院		
高知市						1			0				1				1
長崎市						1			0		60/月				団体の役員等で会議出席等に利用する場合		
宮崎市									9	10	10			通院、冠婚葬祭、団体活動等、10時間では不足の場合			

自治体(中核市)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度					3.移動方法									
	問9				問10	問11	問12		問13			問14		問15	
	支給量上限(時間)				ニーズ	移動支援で対応	車両使用認めて		認めている車両			車両利用		独自のサービス	
	ある			ない			いる	いない	個人	事業所	行政・社協	人数	時間	いる	いない
移動支援	同行援護	その他													
旭川市				1		緊急時の通学支援	1		1	1		不明			1
青森市				1	特になし	なし		1							1
盛岡市					特になし		1		1	1		0	0		1
秋田市		60					1			1		2	13		1
郡山市		60					1			1		不明			1
高槻市				1				1							1
前橋市	合わせて 40/月					グループ支援	1		1	1		不明		1	
川越市	30	30					1			1		不明		1	
柏市		100/月						1						1	
船橋市	300/年	90/月					1					不明			1
横須賀市		60				院内介助 (本市では認めている)	1			1					1
富山市	30	30						1							1
金沢市	30	30	30				1			1		不明		1	
長野市				1		グループ支援	1			1	1	0	0		1
岐阜市				1			1		1	1	1				1
岡崎市	余暇活動は障がい支援区分ごとに上限を決定							1							1
豊田市				1	特になし	特になし	1				1	9,204			1
大津市	25					グループ支援	1		1	1		不明			1
枚方市	問7に同じ					通学や施設送迎等、通年かつ長期にわたる外出		1							1
豊中市		50	40			社会参加、余暇のための外出 必要不可欠な外出		1							1

自治体(中核市)

自治体名	2.ガイドヘルパー制度					3.移動方法									
	問9				問10	問11	問12		問13			問14		問15	
	支給量上限(時間)				ニーズ	移動支援で対応	車両使用認めて		認めている車両			車両利用		独自のサービス	
	ある			ない			いる	いない	個人	事業所	行政・社協	人数	時間	いる	いない
移動支援	同行援護	その他													
姫路市	0	50	0		様々なニーズはあるが、制度の枠内で対応	なし	1		1	1		不明		1	
西宮市		60	60					1							1
奈良市		40			なし	なし	1			1					1
和歌山市				1		通勤の訓練目的の利用にかかる支給決定	1			1		不明			1
倉敷市		20	20			同行援護の対象にならない場合、移動支援の対象となる	1			1		不明		1	
福山市	60/月	58/月	60/月			なし	1		1	1		不明		1	
下関市		50	50					1						1	
高松市				1			1			1		不明			1
松山市				1	特になし	なし	どちらとも言っていない							1	
高知市				1	特になし	なし		1							1
長崎市		60/月						1						1	
宮崎市	生活に必要な外出+余暇目的での50時間				特になし	グループ支援	1		1	1	1	16864 ※延	12802 ※延	1	

自治体(中核市)

自治体名	3.移動方法							4.訓練									
	問16							問17		問18				問19			
	実施しているサービス							独自の支援	予算化されて		ニーズ		実績				
	1	2	3	4	5	6	7		いる	ない	ある	ない	事業名	事業費	修了者	訓練回数	
旭川市									1		1	視覚障害者社会参加推進事業 (点字講習会)	障害者社会参加支援費	10	35		
青森市							なし		1		1						
盛岡市		1					重度身体障害者移動支援事業(市社協委)	特になし		1	1	市町村障害者社会参加促進事業 生活訓練事業	160,000	31(H25)	1		
秋田市									1		1						
郡山市										2							
高槻市		1					市営バス乗車証による介護者運賃の割引			1	1						
前橋市		1					移動支援事業においてグループ支援型・自立支援型等を実施			1	1						
川越市		1								1	1						
柏市		1							1		1	中途視覚障害者自立更生支援事業	1,452,000	4	40/年		
船橋市								移動支援事業のグループ支援	1		1	視覚障害者自立生活支援事業	5,840,000	69	616		
横須賀市									1		1	パソコンサポート講習会(ボランティア育成)	40,000	2	5		
富山市		1						グループ支援		1		1					
金沢市		1	1				移動支援事業におけるグループ支援		1		1	①視覚障害者歩行訓練士派遣費 ②重度視覚障害者生活訓練費	①1,170,000 ②383,000	①38 ②115(延)	①155 ②28		
長野市										1	1						
岐阜市		1								1	1						
岡崎市									1		1	障がい児・者福祉施設管理運営事業	指定管理費の中で実施	26	2		
豊田市								グループ支援	1		1	障がい者教養教室	4,690,350	333(延)	48(延)		
大津市								グループ支援		1		不明					
枚方市										1	不明						
豊中市	1								1		1	①視覚障害者訓練事業 ②障害者IT講習会(他障害含)	①2,549,776 ②1,360,000	①32 ②4	①245(延) ②34(延)		

自治体(中核市)

自治体名	3.移動方法							4.訓練								
	問16							問17	問18				問19			
	実施しているサービス							独自の支援	予算化されて		ニーズ		実績			
	1	2	3	4	5	6	7		いる	ない	ある	ない	事業名	事業費	修了者	訓練回数
姫路市			1			1	タクシー料金助成	船舶		1	1					
西宮市									1		1		中途失明者点字等講習 ①歩行訓練 ②点字 ③パソコン	261,815	①2 ②1 ③3	①5 ②2 ③15
奈良市								なし		1						
和歌山市									1		1		障害者いきいき事業 (①パソコン、②点字)	指定管理委託料に 含	①15 ②6	①15 ②15
倉敷市		1								1	1					
福山市		1						グループ支援		1	1					
下関市		1	1							1	1					
高松市										1	1					
松山市							身体障がい者航送料補助事業	船舶利用料への補助		1		不明				
高知市									1		1		生活訓練事業(地域生活支援事業)	15,529,000	1	328
長崎市	1								1		1		自立訓練(機能)	12,960,000 ※障害者全体の予算	2	5日/月
宮崎市	1	1						グループ支援		1	1					

自治体(中核市)

自治体名	4.訓練					5.白杖の交付							
	問20					問21	問22						
	運営主体					課題	白杖の交付して		白杖の交付				割合 (%)
	1	2	3	4	5		いる	いない	本数	交付頻度			
1										2	3		
旭川市	1					新規参加者の確保	1		1人2本まで		1		不明
青森市						なし	1		1		1		10.8
盛岡市	1					特になし	1		1		1		不明
秋田市							1		1		1		不明
郡山市							1		1		1		10
高槻市							1		1		1		未調査
前橋市							1		1		1		約15
川越市							1		1		1		38
柏市		1					1		1		1		不明
船橋市		1				特になし	1		1		1		
横須賀市	1				ボランティアグループに委託		1		1		1		18
富山市							1		1		1		不明
金沢市	1						1		1		1		13
長野市							1		2		1		不明
岐阜市							1		1		1		
岡崎市	1					参加者の増加		1					
豊田市	1					特になし	1		1		1		不明
大津市							1		2		1		26
枚方市							1		1~2		1		20.2
豊中市	1						1		1		1		不明

自治体(中核市)

自治体名	4.訓練					5.白杖の交付								
	問20					問21	問22							
	運営主体					課題	白杖の交付して		白杖の交付					
	1	2	3	4	5		いる	いない	本数	交付頻度			割合 (%)	
1										2	3			
姫路市							1		1		1			約14
西宮市	1						1		2		1			不明
奈良市							1		1		1			20
和歌山市	1					特になし	1		1		1			不明
倉敷市							1		1		1			不明
福山市							1		1		1			4.3
下関市							1		1		1			22
高松市							1		1		1			不明
松山市							1		1		1			不明
高知市	1					事業の周知	1		1			修理不能等で 使用困難な場合		16.5
長崎市	1						1		1		1			不明
宮崎市							1		1		1			10

自治体(中核市)

自治体名	5.白杖の交付															
	問23					問24					問25			問27		
	交付状況					2本以上の給付					機関との連携			理由		
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	ある	ない	わからない	1	2	3
旭川市								1				1				
青森市			1			1						1				
盛岡市					1	1					1					
秋田市										形状及び使用目的が異なれば可能		1				
郡山市		1				1					1					
高槻市		1				1						1				
前橋市		1								厚労省「補装具費支給義務取扱指針について」の通り支給		1				
川越市						1						1				
柏市		1							1			1				
船橋市		1	1							直杖と折りたたみで使い分けが必要な場合は可	1					
横須賀市			1							直杖と折りたたみ杖を使い分ける必要性が認められた場合	1					
富山市			1			1						1				
金沢市						1						1				
長野市						1						1				
岐阜市		1				1						1				
岡崎市															1	
豊田市									1			1				
大津市										1度に2本まで		1				
枚方市						1						1				
豊中市			1	1					1			1				

自治体(中核市)

自治体名	5.白杖の交付															
	問23					問24					問25			問27		
	交付状況					2本以上の給付					機関との連携			理由		
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	ある	ない	わからない	1	2	3
姫路市									1			1				
西宮市						1						1				
奈良市			1			1							1			
和歌山市									1			1				
倉敷市										杖の形状、使用用途が異なれば可能	1					
福山市			1							必要な理由があれば支給可能だが、原則1本		1				
下関市						1						1				
高松市			1						1	紛失、修理不能の場合、1回限り	1					
松山市		1				1					1					
高知市			1	1		1					1					
長崎市						1							1			
宮崎市										聞き取りにより必要性が認められた場合		1				

(3) 事業所

移動支援・同行援護事業所

	基本情報			問1								問2					問3											
	法人種別	都道府県	区市町村名	1	人	あり	なし	2	人	あり	なし	3	人	4	人	1	2	3	4	5	1	人	常勤	非常勤	2	人		
1	社会福祉法人	秋田県	秋田市					1	22		22									1	1	3		3	1	14		
2	医療法人	秋田県	秋田市	1	1		1													1						1	6	
3	有限会社	秋田県	秋田市					1	2	0	2									1							1	13
4	社会福祉法人	秋田県	北秋田市					1	1		1								1								1	12
5	社会福祉法人	秋田県	北秋田市	1	0			1	0			1	0	1	0												1	13
6	社会福祉法人	秋田県	大館市					1	4	4										1							1	43
7	有限会社	秋田県	大館市																									
8	株式会社	秋田県	大館市					1	1	1						1												
9	社会福祉法人	秋田県	由利本荘市	1	0			1	0			1	0	1	0												1	6
10	社会福祉法人	秋田県	由利本荘市																	1							1	1
11	社会福祉法人	秋田県	藤里町																	1							1	12
12	株式会社	秋田県	大仙市					1	3	1	2								1								1	17
13	社会福祉法人	秋田県	湯沢市					1	2	1	1																	
14	農業協同組合	秋田県	能代市																								1	13
15	社会福祉法人	新潟県	新潟市	1	10	10	10	1	15	15	15	1	13							1						1	50	
16	社会福祉法人	新潟県	新潟市					1	12	3	9	1	31							1						1	25	
17	社会福祉法人	新潟県	新潟市					1	3		3	1	11							1						1	35	
18	社会福祉法人	新潟県	新潟市					1	11	1	10	1	6	1	0					1						1	30	
19	社会福祉法人	新潟県	新潟市					1	4	0	4	1	9							1	1	0				1	19	
20	社会福祉法人	新潟県	上越市																	1	4	3	1	1	5		1	5
21	社会福祉法人	新潟県	柏崎市									1	90							1							1	29
22	NPO法人	新潟県	三条市	1	1		1	1	2	2		1	43							1							1	42
23	社会福祉法人	新潟県	胎内市	1	2	1	1	1	3	2	1	1	4	1	1					1							1	26
24	社会福祉法人	新潟県	燕市	1	2		2	1	6	1	5	1	8							1							1	10
25	社会福祉法人	新潟県	魚沼市	1	1			1	6	5	1									1							1	4
26	株式会社	愛知県	名古屋市中区					1	2		2									1							1	10
27	NPO法人	愛知県	豊田市	1	45	44	1	1	45	44	1	1	42	1	42		1			1	1			1				
28	社会福祉法人	愛知県	豊田市					1	4	3	1									1						1	34	
29	社会福祉法人	愛知県	清須市	1	1	1		1	1			1	8							1						1	12	
30	株式会社	愛知県	瀬戸市					1	1	1										1							1	11
31	株式会社	兵庫県	神戸市灘区					1	1		1	1	10							1								
32	有限会社	兵庫県	神戸市長田区					1	1	1										1							1	4
33	株式会社	兵庫県	神戸市					1	2		2	1	30							1						1	5	
34	株式会社	兵庫県	神戸市	1	0			1	2	0	2	1	0	1	2					1	1	0				1	3	
35	社会福祉法人	兵庫県	姫路市					1	29	5	24	1	14						1							1	209	
36	社会福祉法人	兵庫県	高砂市					1	15	6	9									1								
37	社会福祉法人	兵庫県	伊丹市					1	2		2					1												
38	社会福祉法人	兵庫県	福山市					1	17	1	16									1						1	134	
39	社会福祉法人	兵庫県	明石市					1	3		3	1	6							1							1	11
40	有限会社	兵庫県	明石市	1	1		1					1	13							1							1	13
41	株式会社	兵庫県	尼崎市					1	1		1	1	13	1	1					1							1	6
42	生協共同組合	広島県	広島市	1	1		1					1	6							1							1	24
43	社会福祉法人	広島県	広島市	1	1							1	5							1							1	17
44	社会福祉法人	広島県	尾道市					1	6	6										1							1	4
45	社会福祉法人	広島県	尾道市					1	9	9										1								
46	社会福祉法人	広島県	三原市					1	8	2	6	1	4							1							1	2
47	NPO法人	広島県	呉市	1	16	8	8	1	10	4	6								1		1	2		2	1	16		
48	社会福祉法人	広島県	府中市					1	1		1									1							1	25
49	株式会社	広島県	安芸郡海田町	1	2		2					1	1							1								
50	有限会社	宮崎県	宮崎市					1	3	3										1						1	2	
51	NPO法人	宮崎県	宮崎市	1	3	2	1	1	27	1	26	1	6	1						1	3	1	2	1	1		1	1
52	一般財団法人	宮崎県	延岡市					1	38	3	35																	
53	社会福祉法人	宮崎県	延岡市					1	1		1									1								
54	社会福祉法人	宮崎県	西都市					1	7	6	1	1	5					1								1	11	
55	株式会社	宮崎県	日向市					1	2	1	1									1								
56	NPO法人	宮崎県	三股町	1	3		3	1	3		3	1	1	1	3					1						1	2	
57	株式会社	宮崎県	東臼杵郡門川町					1	1	1										1						1	2	
58	社会福祉法人	宮崎県	都農町	1	13	13	0	1	11	1	10	1	2	1	0		1			1	2			2	1	1		
59	社会福祉法人	宮崎県	門川町	1	0	0	0	1	3	0	3	1	0	1	0					1						1	6	

移動支援・同行援護事業所

	問3									問4		問5							問6		問7			問8			問9			問10		
	常勤	非常勤	3	人	常勤	非常勤	4	人	常勤	非常勤	1	2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2
1	14		1	3	3		1			1	1	1	1			1			1	1		1										
2	1	5	1		1						1		1	1						1	1						1					
3	3	10	1	3		3	1			1	1		1	1		1	1			1	1					1						
4	7	5	1	1							1												1									
5	1	12	1	2	2															1			1									
6	14	29	1	2	2						1			1		1		1		1	1						1					1
7			1	1		1					1		1								1	1						1				
8			1	1	1							1									1	1						1				
9	1	5	1	1	1						1		1										1									
10	1		1	1	1		1	1	1																							
11	5	7										1									1	1						1				
12	1	16	1	1								1									1	1					1					
13			1	3	3						1		1							1			1									
14	3	10																														
15			1	25	11	14	1	13	4	9	1		1	1		1		1	1		1		1									
16	3	22	1	27	9	18	1	31	8	23	1		1	1		1				1	1						1					
17	3	32	1	7	4	3	1	9	3	6	1		1	1		1				1	1					1			1			
18	2	28	1	6	4		1	2			1		1								1	1				1						
19	1	18	1	10	6	4	1	11	6	5		1								1	1								1			
20	3	2	1	4	3	1																										
21	9	20										1		1	1	1					1	1					1					
22	9	33	1	6	4	2						1			1						1	1					1			1		
23	1	25	1	6	4	2							1								1	1					1					
24		10	1	18	12	6	1	7	6	1		1									1	1						1				
25	3	1	1	3	2	1	1	3	2	1	1				1	1				1			1									
26	3	7	1	8	2	6	1	7	1	6	1		1	1		1				1	1						1			1		
27			1	44	5	39						1		1	1	1	1				1	1					1					
28		34	1	14	5	9						1								1	1		1									
29	2	10	1	13	1	12	1	11	1	10		1									1	1					1					
30	1	10	1	1		1						1			1						1	1						1				
31			1	7	3	4						1		1	1							1						1				
32		4	1	4	2	2						1			1						1			1								
33		5	1	10	7	3						1		1	1		1	1							1							
34	3	0	1	3	3	0						1			1						1			1								
35	8	201	1	122	34	88						1									1	1					1					
36													1	1	1	1						1	1				1					
37			1	5	1	4							1								1	1					1					
38	14	120										1		1	1	1	1	1	1		1			1								
39		11	1	13	2	11						1		1	1				1		1	1					1			1		
40	2	11	1	7	2	5							1								1			1								
41		6	1	7	4	3	1	4	3	1		1									1	1					1			1		
42		24	1	36	6	30						1				1								1								
43		17	1	20	5	15	1	20	5	15	1		1	1	1		1		1		1	1				1						
44	4		1	3	3							1		1	1							1						1				
45			1	39	14	25						1		1									1									
46			1	4	4								1								1											
47		16	1	28	5	23							1								1			1								
48	2	23	1	10	2	8							1								1	1					1					
49			1	4	2	2							1								1	1						1			1	
50		2										1		1							1		1		1						1	
51		1	1	11	5	6	1	2		2	1			1	1						1	1					1					
52			1	12	2	10						1		1	1				1	1		1	1				1					
53			1	3		3						1		1	1						1	1					1					
54			1	6	3	3						1		1	1						1	1						1				
55												1										1	1					1				
56		2	1	5	2	3							1								1	1						1			1	
57		2	1	4	2	2						1			1	1					1	1						1			1	
58		1	1	8		8						1			1							1										
59	0	6	1	14	3	11						1		1							1	1					1					

歩行訓練施設及び
歩行訓練事業所

	所在地	問1				問2				問3				問4				
		1	2	3	4	1	2	(2の記述)		3	4	1	人	2	人	3	人	人
1	北海道札幌市			1			1	中途失明者社会適応訓練事業 点字即字情報ネットワーク事業 札幌市盲女性生活訓練及び盲青年等社会生活訓練事業							1	10		
2	北海道函館市	1	1	1		1						1	9	1	3	1	3	6
3	宮城県仙台市	1	1	1			1	仙台市中途視覚障害者生活訓練事業			1	1	16			1	41	2
4	茨城県		1	1							1			1	2	1	15	3
5	埼玉県上尾市	1	1	1		1						1	4	1	13	1	2	2
6	埼玉県所沢市	1	1	1		1						1	18	1	7			8
7	千葉県四街道市						1	千葉県中途視覚障害者自立更生支援事業 千葉市視覚障害者自立生活訓練等事業 船橋市視覚障害者自立生活支援事業 松戸市視覚障害者自立支援サービス事業 柏市中途視覚障害者自立更生支援事業							1	585	8	
8	東京都新宿区		1			1					1			1	83			5
9	東京都新宿区			1						1						1	126	4
10	東京都世田谷区		1	1	1	1	1	世田谷区								1	1	1
11	東京都荒川区		1	1		1										1	2	1
12	神奈川県横浜市	1	1			1		神奈川県指定管理制度						1	50	1	25	4
13	神奈川県横浜市	1	1			1		中途失明者緊急生活訓練事業								1	26	1
14	神奈川県川崎市		1	1							1					1	11	1
15	神奈川県厚木市	1	1	1		1					1	1	21	1	17	1	7	7
16	富山県			1			1	富山県社会参加総合推進事業								1	1	0
17	石川県金沢市				1		1	石川県、金沢市、加賀市、小松市等 視覚障害者外出支援専門研修事業 歩行訓練士派遣事業 障害者社会参加促進事業視覚障害者生活訓練 中途視覚障害者生活訓練等								1	48	1
18	岐阜県岐阜市		1	1			1	歩行訓練士派遣事業・中途失明者緊急生活訓練事業								1	10	1
19	静岡県静岡市		1							1				1	22			1
20	静岡県富士宮市			1	1		1	静岡県視覚障害者訪問自立支援事業			1					1	20	1
21	愛知県名古屋市			1							1					1	15	2
22	愛知県名古屋市	1	1	1		1	1	障害者自立支援事業(名古屋市独自の事業)				1	3	1	37	1	25	2
23	三重県四日市市		1	1			1	四日市市障害者デイサービス事業						1	1	1	2	1
24	滋賀県		1	1			1	滋賀県								1	9	1
25	京都府京都市	1	1	1		1	1	京都府		1		1	15	1	13	1	25	7
26	大阪府			1			1	大阪府						1	32			3
27	大阪府大阪市	1	1			1					1	1	12	1	10			8
28	大阪府大阪市		1								1			1	5			4
29	大阪府大阪市			1			1	奈良県中途失明者生活訓練事業 和歌山県視覚障害者社会適応訓練事業 宝塚市視覚障害者生活訓練事業								1	91	6
30	大阪府堺市		1	1							1			1	2	1	11	2
31	大阪市豊中市		1	1							1					1	12	1
32	兵庫県神戸市西区	1	1	1	1	1						1	6	1	20	1	4	6
33	広島県広島市			1			1	広島市										1
34	島根県松江市		1				1	島根県中途失明者訓練等事業						1	5			1
35	広島県広島市	1	1	1		1						1	1	1	2	1	4	2
36	徳島県徳島市		1	1							1			1	2	1	3	2
37	香川県高松市		1	1							1			1	17	1	17	1
38	高知県高知市			1			1	高知県:「視覚障害者生活相談訓練事業」								1	20	2
39	福岡県福岡市		1			1								1	56			3
40	福岡県福岡市	1	1	1		1						1	13	1	3			7
41	福岡県北九州市		1	1			1	中途視覚障害者緊急生活訓練事業						1	6	1	40	3
42	佐賀県			1			1									1	157	1
43	長崎県長崎市			1			1	長崎県								1	14	3
44	宮崎県国富町			1			1	宮崎県中途失明者歩行訓練事業								1	14	2
45	鹿児島県		1	1			1	中途失明者緊急生活訓練事業						1	7	1	14	1

盲学校

	所在地	問1		問2							
		1	2	1 (幼稚部)	人	時間	2 (小学部)	人	時間	3 (中等部)	人
1	北海道札幌市	1									
2	北海道旭川市	1									
3	北海道函館市	1					1	1	週2時間	1	1
4	北海道江別市	1					1	7	週2時間	1	2
5	青森県青森市	1					1	4	2時間	1	1
6	宮城県仙台市	1								1	1
7	秋田県	1					1	1	週1時間	1	2
8	山形県上山市	1									
9	福島県	1					1	1	週1時間		
10	茨城県水戸市	1					1	6	年210時間	1	2
11	群馬県前橋市	1					1	1	年5時間	1	2
12	埼玉県熊谷市		1								
13	千葉県四街道市	1					1	14	週1時間	1	17
14	神奈川県中区	1									
15	神奈川県横浜市	1					1	3	月1~4時間	1	5
16	新潟県新潟市	1					1	6	月12時間	1	7
17	富山県富山市	1					1	3	週1時間	1	2
18	石川県金沢市	1					1	2	週1時間		
19	福井県	1					1	2	月2時間		
20	山梨県	1		1	2	週1~2時間	1	5	週1~3時間	1	1
21	長野県長野市	1					1	2	週1時間	1	3
22	岐阜県岐阜市	1					1	3	週3時間	1	2
23	静岡県	1					1	3	年2~3時間	1	5
24	静岡県沼津市	1					1	2	5時間	1	1
25	静岡県浜松市	1					1	2	年12時間		
26	愛知県	1									
27	愛知県岡崎市	1								1	3
28	三重県津市	1					1	3	月2時間	1	3
29	京都府	1					1	6	週1時間	1	3
30	大阪府大阪市	1					1	5	30週 年150時間	1	4
31	大阪府大阪市	1					1	3	週1時間	1	4
32	奈良県大和郡山市	1					1	1	週1時間	1	2
33	和歌山県	1					1	2	週3時間		
34	鳥取県	1									
35	岡山県岡山市	1									
36	広島県広島市東区	1		1	1	月3時間	1	5	週1時間	1	3
37	山口県下関市	1					1	1	週1時間		
38	徳島県徳島市	1					1	1	週3時間		
39	香川県高松市	1					1	1	週1時間	1	1
40	福岡県筑紫野市	1					1	3	週3時間	1	3
41	福岡県柳川市	1		1	1	週5時間	1	1	週5時間	1	2
42	福岡県筑紫野市	1									
43	福岡県北九州市	1					1	1	週1時間		
44	佐賀県佐賀市	1		1	1	週2時間	1	3	週2時間	1	1
45	長崎県時津町	1					1	2	週2時間 1年2回	1	3
46	宮崎県宮崎市	1					1	4	週4時間	1	2
47	沖縄県南風原町	1					1	9	年35時間	1	3

盲学校

	問2						問3				問4				
	時間	4 (高等部)	人	時間	5 (その他)	人	時間	1	2	3	4	1	2	3	4
1		1	5		1	5		1			1				
2					1	6	週1時間		1						
3	週2時間								1	1					
4	週1時間							1			1				
5	1時間	1	3	1時間							1	1			
6	週2時間	1	8	月16時間	1	2	月4時間	1							
7	月3時間	1	3	週2時間				1				1			
8					1	12	週1～3時間		1	1					
9		1	4	週1～2時間	1	6	週1～2時間	1				1			
10	年35時間	1	6	年63時間					1	1					
11	年5時間	1	5	年10時間	1	14	年95時間	1	1	1					
12								1		1					1
13	年1～5時間	1	25	月2～10時間								1			
14					1	26	週2時間		1	1					
15	月1～4時間	1	4	月1～4時間	1	5	週1時間				1	1			
16	月20時間	1	4	月32時間				1				1			
17	週1時間	1	2	週1時間								1			
18		1	2	週2～4時間					1	1	1				
19		1	3	週2時間 月2時間 年5時間					1	1					
20	週2時間								1	1	1				
21	週1時間	1	2	月2時間	1	7	週2時間		1						
22	週2時間	1	1	月2時間				1							
23	年1～2時間	1	2	年2～3時間	1	9					1	1			
24	年5時間	1	3	年5時間									1		
25		1	3	年18時間				1		1					
26					1	4	年28時間		1	1					
27	週3時間	1	3	週3時間	1	7	週1時間		1	1					
28	月2時間	1	2	月2時間								1			
29	週1～2時間	1	2	週1～2時間											
30	30週年120時間	1	8	30週年240時間											
31	各人ごと	1	2	各人ごと				1		1					
32	週1時間										1				
33		1	3	週4時間									1		
34								1				1			
35					1	6	月1～2時間	1	1	1	1				
36	週1時間	1	7	週1時間、月2時間									1		
37		1	4	年4時間					1	1	1				
38		1	4	年3時間	1	1	3時間	1	1	1					
39	週1時間	1	6	週1時間											
40	週3時間										1				
41	週1時間												1		
42		1	4	年200時間						1	1				
43										1	1				
44	週1時間									1	1				
45	週2.5時間	1	1	年3時間	1	1	年10時間	1							
46	年10～15時間	1	1	週2時間				1	1	1	1				
47	年20時間	1	6	年35時間					1						

訓練士養成機関

	施設	問1			問2	問3
		H23	H24	H25	(自由記述)	自由記述
1	A	9	6	4	自立支援施設6名 情報提供施設1名 視覚障害者団体(委託事業実施団体)4名 病院・医院(眼科)2名 同行援護事業所1名 老人福祉施設2名 特別支援学校1名 その他(就職せず)2名	応募者が集まらない。 専門職で養成であるにもかかわらず、 学費が高い上に資格制度がないため、 求人も安定している状況ではない。 給与も高いとは言えない。 以上の理由から応募対象者からは 魅力的な職業、養成コースには 見られない可能性がある。
2	B	9	10	9	盲導犬訓練施設1名 他は現職研修であり職場に戻っている	新卒者の入学者がなかなかおられない。 求人はあるが輩出できない

編集後記

本調査事業は、平成 26 年度障害者総合福祉推進事業として厚生労働省の委託を受けて実施した「移動の支援に関する調査研究事業」に関する報告書です。

視覚障害者の移動は家族などの手引き、ガイドヘルパーなどによるガイド、白杖を用いた 1 人歩行、盲導犬の利用、移動支援事業の利用、同行援護事業の利用など様々な手段を組み合わせ実現しているのが実態です。

本研究は、その内障害者の「移動支援」、視覚障害者の「同行援護」事業など、視覚障害者の移動に関する事業の実態の他、視覚障害者が 1 人で移動するために必要な白杖歩行について、実際に歩行訓練がどのような場所でどのように実施されているかなど、視覚障害者の移動に関して社会的にどのように保障がされているか幅広く調査し、その課題を明らかにするとともに、それを受けての提言をまとめたものです。

調査を実施するにあたっては、移動支援事業や同行援護事業の地域間格差、都市部と中山間地域の格差など様々な問題意識から、また、視覚障害者の移動の保障については、これら事業と白杖歩行訓練には密接な関連性があるのではないかと、という観点から、これらの実態についても明らかにすることとし、限られた資源の中でできるだけ幅広く視覚障害者の移動の実態を明らかにできるよう試みました。調査項目、調査対象、調査地域などはこのような問題意識に沿って設定されたものです。

調査の実施前には、例えば移動支援事業や同行援護事業に関する地域間格差の背景には、これら制度に対する自治体担当者の認識に問題があるのではないかと、という推測がありましたが、実際に調査してみると、私たちの推測とは異なり、自治体担当者の事業に対する認識は意外にしっかりしたものでした。このことによって、地域間格差の背景を考える際には事業そのものによる制約（例えば、車両の利用に制約があるなど）や、その地域の持つ特性（例えば過疎地域であるため事業実施に制約があるなど）から、具体的に考察する必要があることが客観的に明らかになりました。

また、その他当初の予想とは異なる調査結果があちこちに現れました。

調査結果については、本文を参照いただくこととしてその内容には触れませんが、私たちはこの調査事業を実施することにより、これまで漠然と認識していた課題を具体的な数値で明らかにできました。

この報告書を、視覚障害者が、自由に安全に移動できる制度の充実に活かしていただくことを願っております。

結びに、この調査にご協力いただいた、都道府県、政令市の担当者、市町村の担当者、事業者、利用者の皆様に感謝申し上げて、報告といたします。